北区の環境

（令和７年度実績）

様々な環境情報を発信するポータルサイトを
公開しています。ぜひアクセスしてみて下さい。

北区環境 TOKYO KITAKU ポータルサイト

Zero carbon city
Kita ▸▸ 2050

東　京　都　北　区


City of Kita

はじめに

私たちは、科学技術や経済活動の発展により、物質的・経済的豊かさを追求してきました。その結果、地球温暖化を進行させ、気候変動に伴う自然災害の深刻化をはじめ、大気・水の汚染や廃棄物の問題、生態系の変化などのさまざまな地球規模の環境問題に直面しています。

環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動に起因しており、その影響が私たち自身の暮らしに及んできています。これらの環境問題の解決には、区民、事業者、行政があらゆる活動において、意識的に環境負荷の低減へ取り組むことが重要です。

区では、北区基本構想に「持続的な発展が可能なまちづくり」を掲げ、現在及び将来、経済、社会、環境のすべての面をバランスよく一体的に推進することで、だれもが暮らしやすく、誰一人取り残さない持続的な発展が可能なまちづくりに取り組んでいます。

近年、世界的な地球温暖化の進行とそれに伴う気候変動により、台風や豪雨等の風水害や土砂災害が激甚化・頻発化するなど、地球環境をめぐる社会情勢には大きな変化が生じています。とりわけ「脱炭素社会の実現」に向けた動きが加速する中、区は、令和３年６月に「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和５年２月に策定した「北区環境基本計画２０２３」及び「北区役所ゼロカーボン実行計画」に沿って、ゼロカーボンシティの実現を目指し環境施策を推進しています。

今後も、持続可能な社会を将来の世代に引き継ぐため、気候変動への適応、循環型社会の形成、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進するなど、新たな環境課題にも対応した取組の強化・充実を図ってまいります。

この冊子は、令和７年度に環境課が実施した調査や事業を中心に、活動状況や調査結果をまとめたものです。

区民の皆さまや事業者、行政が、それぞれの立場から、環境に配慮したライフスタイル・事業活動への転換を図っていくための資料としてご活用くだされば幸いです。

令和８年１０月

北区環境部　環境政策課

元気環境共生都市宣言

～健康とみどりのまち北区をめざして～

北区は、豊かな歴史と文化遺産、飛鳥山の桜や
荒川の水辺空間があり、みどりとうるおいや
人と人との支えあいを大切にしながら、
思いやりと健康あふれるまちをめざしてきました。

心ゆたかに元気で快適な生活を送ることは、
北区民すべての願いであり、よりよい環境を
次の世代に継承することは私たちの責務です。

身近にある環境問題は、地球環境と密接につながり、
私たちの健康に大きく関係しています。
区民一人ひとりが「地球市民」として、環境に配慮した
行動を学び実践するとともに、自らの健康づくりに努め、
力を合わせて元気な北区をつくることが求められています。

私たちは、豊かで健康に暮らし続けることができ、
すべての息づくものが共生できる環境をめざして、
区民と区、地域が一体となって取り組んでいくことを誓い、
ここに「元気環境共生都市」を宣言します。

平成17年10月29日

東京都北区

北区ゼロカーボンシティ宣言

～２０５０年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて～

今私たちは、かつてないスピードで進む地球温暖化の影響により、「気候危機」と呼ぶべき極めて深刻な自然の猛威に直面しています。

北区は、四つの河川や南北に走る崖線といった地理的特徴を有し、水と緑のうるおいあふれるまちです。元気環境共生都市宣言を平成１７年に行い、誰もが豊かで健康に暮らし続けることのできるまちを目指して、区民とともに環境問題に積極的に取り組んでいます。しかし、これからはより一層、誰もが気候危機の現状を我が事として受け止め、それぞれが「今、自分たちにできること」を意識し、温暖化の進行にブレーキをかける行動を起こしていく必要があります。

そこで北区は、強い危機感・決意のもと、「２０５０年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を目指し、ここに脱炭素社会への移行に全力で取り組むことを宣言します。

２０５０年は遠い未来ではありません。今を生きる私たちのみならず、これからを生きる、これから生まれてくる子どもたちのために、区民や地域、事業者の皆さまと一体となり、「活力あふれる持続可能なまち北区」を明日へとつないでまいります。

令和３年６月２４日

東京都北区

環 境 経 営 方 針

北区は、環境の保全と創造を推進する主体として、地域及び地球全体の環境問題に率先して取り組みます。

事業活動を行うときは、環境関連法規を遵守し、計画から執行、事業終了にいたる全ての段階において、環境への負荷を最小限に抑え、温室効果ガスの削減並びに環境汚染の防止を図ります。

また、区民や地域・事業者等と連携・協働し、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組み、地域の活力が最大限に発揮される持続可能な社会を目指します。

１．全ての組織及び職員の参加のもと、環境意識の向上を図り、区民や地域・事業者等の模範となるよう努めます。

事務事業における環境経営目標を定め、継続的な改善及び点検・評価を行うことで、効率的で質の高い行政サービスを提供します。

２．地球温暖化対策として省エネルギー・新エネルギーを積極的に推進し、北区の脱炭素化を図ります。

気候変動の影響による被害から区民生活や自然環境を守るための施策を展開します。

未来へつなぐ持続可能なごみゼロのまちを目指して、３Ｒ（発生・排出抑制、再使用、再資源化）を推進し、循環型社会の構築を図ります。

生物多様性保全、地球環境保全など、多様な機能を有する質の高い緑づくりを推進するとともに、持続可能な社会づくりの担い手を育成します。

３．環境経営方針及び環境マネジメントシステム活動、身近な環境から地球環境の保全・創造にいたる北区の様々な取組みの結果を公表します。

令和５年４月２７日

東京都北区長　　やまだ加奈子

環　境　美　化　宣　言

快適で住みよい都市を実現することは、私たちの願いです。
私たち北区民は、きれいで生き生きとしたまちにするために、身近な環境の美化から地球環境の保全に至るまで、一人ひとりが環境の浄化に努めます。

1　タバコや空き缶等のポイ捨てはしません。
1　ゴミを持ち帰ります。
1　資源のリサイクルに努めます。
1　環境に配慮した生活に努めます。
1　ペットにも最後まで責任を持ちます。
1　毎月五日を環境美化の日とし環境浄化に努めます。

私たちは、次の世代に美しくきれいな北区を引き継ぐことをここに宣言いたします。

平成十一年六月九日　　東京都北区

目　　次

あらまし
１．北区の概要 ・・・

第５章　清掃・リサイクル事業
１．循環型社会の形成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
２．清掃事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
３．リサイクル事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５

第６章　環境美化
１．環境美化推進事業の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
２．あき地の管理の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
３．いわゆる「ごみ屋敷」相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５

第７章　公害対策
１．大気汚染 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
２．水質汚濁 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３
３．騒音・振動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
４．土壌汚染 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６
５．地盤沈下 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８９
６．工場等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９０
７．苦情相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７

巻末
環境基準等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９８
環境行政のあゆみ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０８

あ ら ま し

１．北区の概要

（１）位置と面積

北区は、東京都の北部に位置し、北は荒川を隔てて埼玉県川口市、戸田市に、東は荒川区、隅田川を隔てて足立区に接し、西は板橋区、南は文京区、豊島区に接しています。

形状は、東西に狭く（約 2.9km）、南北に長い（約 9.3km）という、南北に細長い形で、面積は 20.61km^2（東京 23 区中第 11 位）です。



北区の位置

東経 139° 41′ 21″ ～ 139° 46′ 15″

北緯 35° 43′ 54″ ～ 35° 47′ 56″

北区の人口（令和８年４月１日現在）

令和８年	368,253 人

（２）地形

北区の地形は、広く関東平野の地形を特徴づける台地と低地の２つに大分されています。

東京を南北に走る JR 京浜東北線の西側が山の手台地で、東側が下町低地です。

この台地は青梅を“かなめ”として扇状に広がる武蔵野台地の東縁部にあたります。台地面は平坦で、滝野川５丁目 39 番と 40 番の間の海抜約 28mを最高に、ほぼ 20m前後の高さで続き、その末端は急な崖で低地に接しています。

低地部は、荒川が運んできた土砂により形成された沖積低地で、東京低地とも呼ばれています。荒川や江戸川の氾濫によって形成された低湿地と自然堤防からなり、海抜はおおむね 3～5mです。

（３）地質

武蔵野台地の特色は、「関東ローム層」という水はけがよい、いわゆる赤土が厚く堆積していることです。北区の台地では、このローム層の下は、主に粘土・砂礫層、東京層、三浦層群で構成されています。

東京低地は、有楽町層と呼ばれる軟質の沖積層とその下部に広がる東京層からなります。

（４）交通

西側台地と東側低地との境界線上にＪＲ京浜東北線、東北本線が運行され、それにほぼ沿ったかたちで、東北・上越・北陸新幹線が通過しています。また赤羽、駒込間の北本通り・本郷通りの下を地下鉄南北線が通っています。道路は、環状八号線、環状七号線、北本通り、明治通り、首都高速道路王子線等の、交通量の多い幹線道路と市街地内を網目のように結んでいる細街路などからなります。

（5）工業

総務省の令和３年経済センサス活動調査（令和２年の実績）によると、北区には従業員数が４人以上の工場が 215 事業所あり 51％を占めています。業種別では、「印刷・同関連業」が 177 事業所で最も多く、全体の約 21％を占めています。次いで、「その他の製造業」が 93 事業所、「金属製品製造業」が 92 事業所となっています。

（6）みどり

北区の樹林で大規模なものといえば、飛鳥山公園、名主の滝公園、旧古河庭園などですが、京浜東北線に沿った崖線などにも、小規模ですが自然度の高い樹林が残っています。令和５年度に実施した「北区緑の実態調査」では、区内の緑被率（樹木や草などの植物でおおわれている土地の割合）は 18.26％で、その主な内訳は、1㎡以上の樹木被覆地 11.07％、河川敷草地 3.64％、草地 3.07％となっています。

2．組織

（1）組織図

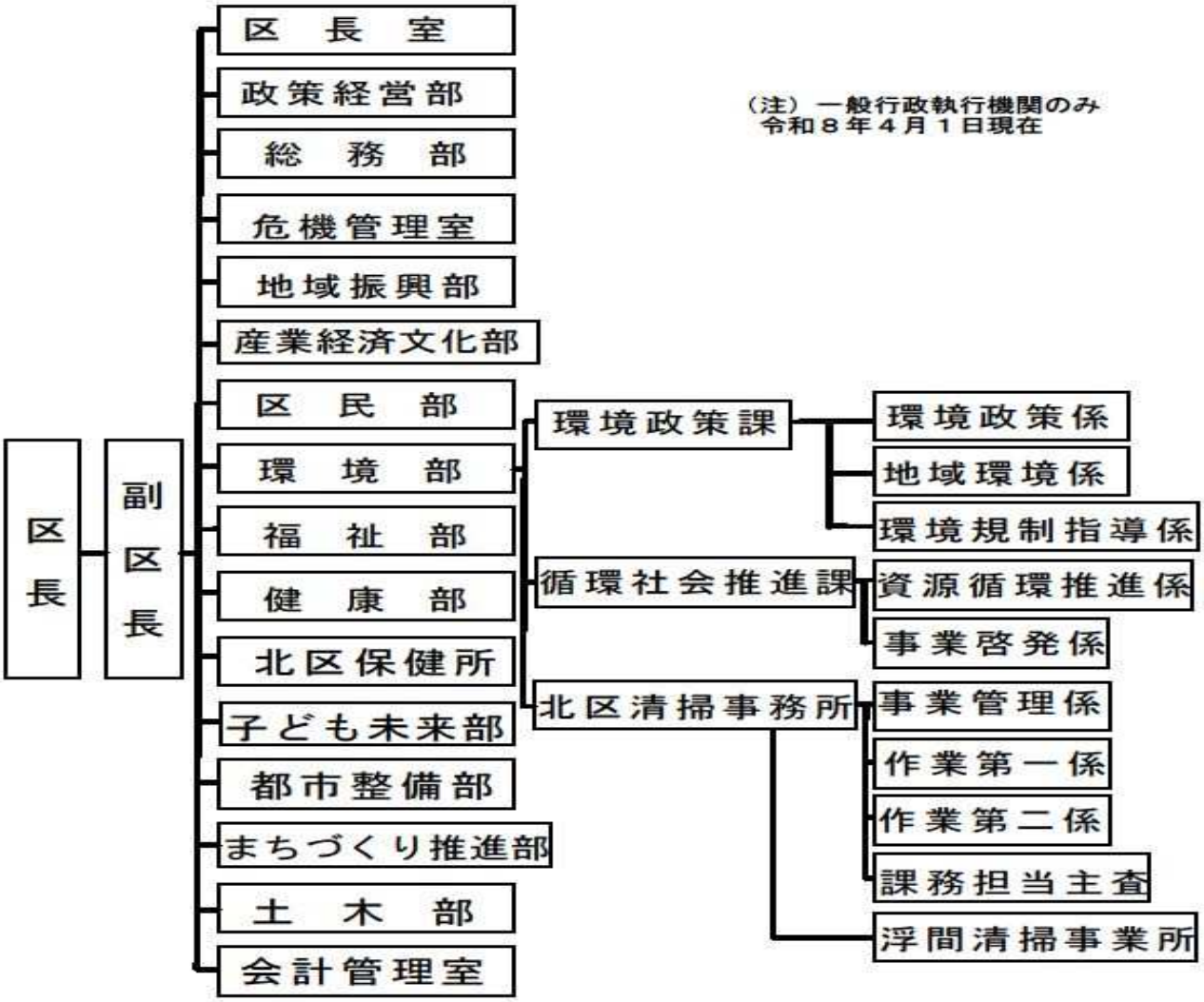

（2）環境部の分掌事務

環境政策課

係　　名［電話］	業　　務　　内　　容
環境政策係 ［3908-8603］	1　環境施策の推進に関すること。 2　環境情報の収集及び提供に関すること。 3　環境基本計画に関すること。 4　環境審議会に関すること。 5　環境マネジメントシステムの運用に関すること。 6　温暖化対策に関する計画及び調整に関すること。 7　温暖化対策の啓発に関すること。 8　温室効果ガスの排出量に関すること。 9　再生可能エネルギー機器等の普及促進に関すること。 10　低公害車の普及促進に関すること。 11　緑化事業の計画に関すること。 12　みどりの基金に関すること。 13　部の庶務に関すること。 14　部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。 15　部内他の課、係に属しないこと。
地域環境係 【3908-8618】	1　緑化事業の推進に関すること。 2　緑化の啓発及びみどりの協力員並びに美化ボランティアに関すること。 3　樹木及び樹林の保護に関すること。 4　野生生物の調査、啓発及び対策に関すること。 5　あき地の管理適正化に関すること。 6　路上喫煙の防止に関すること。
環境規制指導係 ［3908-8611］	1　公害に係る調査及び対応に関すること。 2　公害に係る法令及び例規に基づく届出及び認可に関すること。 3　公害の発生源に対する規制及び指導に関すること。 4　公害の事務に係る統計、報告及び連絡調整に関すること。 5　公害に係る相談及び苦情処理に関すること。

循環社会推進課

係　　名［電話］	業　　務　　内　　容
資源循環推進係 ［3908-8538］	1　清掃・リサイクル事業の企画調整に関すること。 2　清掃事務所との連絡調整に関すること。 3　分別収集計画に関すること。 4　資源循環推進審議会に関すること。 5　一般廃棄物処理計画に関すること。 6　災害廃棄物に関すること。 7　地域美化に関すること。 8　堆積物等による管理不全な状態にある居住建築物等対策に関すること。 9　北清掃工場との連絡調整に関すること。 10　東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会との連絡調整に関すること。 11　課内他の係に属しないこと。
事業啓発係 ［3908-8539］	1　環境教育及び啓発事業に関すること。 2　ごみ減量化の推進に関すること。 3　環境啓発施設の管理及び運営に関すること。 4　環境大学事業に関すること。

	５　リサイクル活動拠点の管理及び運営に関すること。

北区清掃事務所

係　名［電話］	業　務　内　容
事業管理係 ［3913-3077］	１　所の管理及び運営に関すること。 ２　廃棄物処理手数料に関すること。 ３　文書管理、予算及び決算に関すること。 ４　契約に関すること。 ５　物品管理に関すること。 ６　安全衛生委員会に関すること。 ７　庶務に関すること。 ８　有料ごみ処理券及び有料粗大ごみ処理券に関すること。 ９　資源リサイクル事業の推進に関すること。 １０　清掃・リサイクル事業の統計に関すること。 １１　前各号に掲げるもののほか、他の係に属しないこと。
作業第一係 ［3913-3141］	１　作業第一係、作業第二係及び浮間清掃事業所の作業の調整に関すること。 ２　主に王子地区及び赤羽地区の廃棄物（動物死体を含む。）の収集、運搬及び処分に関すること。 ３　主に王子地区及び赤羽地区の廃棄物排出量の算定に関すること。 ４　主に王子地区及び赤羽地区の廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること。 ５　主に王子地区及び赤羽地区の再利用及び資源化の推進に関すること。 ６　主に王子地区及び赤羽地区の作業の統計に関すること。 ７　主に王子地区及び赤羽地区の連絡車、指導車及び軽小型自動車の運営管理及び修理に関すること。 ８　主に王子地区及び赤羽地区の自動車事故及び作業実施上の事故の処理に関すること。 ９　主に王子地区及び赤羽地区の作業用自動車並びに連絡車、指導車及び軽小型自動車の事故の防止に関すること。 １０　大規模建築物の廃棄物保管場所及び再利用対象物保管場所に関すること。 １１　集合住宅等の資源保管場所に関すること。
作業第二係 ［3800-9191］	１　主に滝野川地区の廃棄物（動物死体を含む。）の収集、運搬及び処分に関すること。 ２　主に滝野川地区の廃棄物排出量の算定に関すること。 ３　主に滝野川地区の廃棄物処理手数料の減額及び免除に関すること。 ４　主に滝野川地区の再利用及び資源化の推進に関すること。 ５　主に滝野川地区の作業の統計に関すること。 ６　主に滝野川地区の連絡車、指導車及び軽小型自動車の運営管理及び修理に関すること。 ７　主に滝野川地区の自動車事故及び作業実施上の事故の処理に関すること。 ８　主に滝野川地区の作業用自動車並びに連絡車、指導車及び軽小型自動車の事故の防止に関すること。 ９　清掃協力会及び地域リサイクラー協議会に関すること。
課務担当主査	１　一般廃棄物の収集・運搬業及び処分業の許可及び指導に関すること。 ２　一般廃棄物再生輸送業及び再生活用業の指定等に関すること。 ３　浄化槽の届出及び指導に関すること。 ４　浄化槽清掃業に関すること。 ５　事業用大規模建築物等の排出指導に関すること。

浮間清掃事業所 ［3960-5300］	1 2 3 4	作業用自動車の運営管理に関すること。 自動車事故及び作業実施上の事故処理に関すること。 作業用自動車及び作業用具の修理に関すること。 自動車運行作業の統計に関すること。

3．令和７年度主な事業一覧

年 月	事　業　内　容
令和７年 ４月	
５月	大気中ダイオキシン類測定 北区グリーンフェスタ 2025
６月	自動車排出ガス調査 群馬県中之条町での森林整備体験学習
７月	環境問題講演会 小学生の環境活動自己診断（夏休み） 北海道清水町での森林整備体験学習 大気中ダイオキシン類測定
８月	大気中ダイオキシン類測定
９月	河川生物生息調査
10 月	新幹線鉄道騒音振動 河川生物生息調査 ポイ捨て防止キャンペーン（秋）
11 月	大気中ダイオキシン類測定 自動車排出ガス調査 自動車騒音常時監視 道路交通騒音振動調査 スポ GOMI 大会 in 北区 2025
12 月	大気中ダイオキシン類測定
令和８年 １月	有害ガス排出工場・指定作業場調査 大気中ダイオキシン類測定 ポイ捨て防止キャンペーン（春）
２月	地下水揚水量調査
３月	

大気汚染常時測定（通年）、二酸化窒素簡易測定（通年）、河川水質調査（月１回）、
有害大気汚染物質調査（年６回）、光化学スモッグ緊急時対策（夏季）、
都電荒川線沿線緑地の管理（通年）、きた eco 道場開催（年６回）

第１章　北区環境基本計画の推進

区では、区民・事業者・区が一体となって環境保全へ取り組むための方向性を示すため、平成７年３月31日に「北区快適環境基本計画」を策定しました。その後、平成９年度に「北区役所快適環境行動配慮計画」を策定し、平成10年度から省エネルギー、省資源、グリーン購入などに関する取組みを行ってきました。平成17年６月には、拡大・深刻化していく環境問題に対応するため、「北区環境基本計画」と、区、区民、事業者、民間団体が果たすべき役割を具体的に示した「北区環境行動・配慮指針」を同時に策定しました。

「北区環境基本計画」及び「北区環境行動・配慮指針」策定10年後に、これら計画等の評価を行い、地球温暖化やエネルギー、リサイクルなど、北区をとりまく環境が大きく変化している状況を踏まえ、環境の保全と創造に区民一人ひとりが自覚を持って取り組み、それを支える仕組みが整っている、持続可能な北区の実現を目指すため、平成27年１月、「北区環境基本計画２０１５」として策定しました。

平成27年12月のパリ協定採択以降、地球温暖化をめぐる社会情勢に大きな変化が生じており、「脱炭素社会」の実現に向けた動きが国内外で加速しています。区としてこれらの動きに対応するため、「北区環境基本計画２０１５」の計画終了年度である令和６年度を待たずに、令和５年度を始期とする新たな環境基本計画の改定を進めることとし、令和３年３月「北区環境基本計画改定方針」を策定しました。令和３年６月には、「北区ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和５年２月新たな環境基本計画として「北区環境基本計画2023」を策定しました。

１．元気環境共生都市宣言

平成17年10月29日、区では、「環境共生都市」と「健やかに安心してくらせるまち北区」を区民とともに実現するため、「元気環境共生都市宣言」を行いました。

２．東京都北区環境基本条例

環境共生都市を実現させるための、区、区民、事業者、民間団体の責務や環境保全に関する施策の基本的事項を定めた「東京都北区環境基本条例」を平成18年３月28日に制定しました。

３．北区環境基本計画2023

平成27年１月に策定した「北区環境基本計画２０１５」を改定し、令和５年２月、「北区環境基本計画2023」として策定しました。

本計画は「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「地域気候変動適応計画」を包含した計画となります。

（１）計画の目的

環境基本法第７条における地方公共団体の責務及び東京都北区環境基本条例に基づき、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

（２）計画の期間

令和５年度を新たに始期と設定し、令和14年度を目標年次とします。また、区を取り巻く環境・経済・社会の変化や計画の進捗状況などを勘案し、中間の見直しを行うものとします。

（3）目標とする環境像

「一人ひとりが環境を考え、ともに行動するまち ～持続可能な環境共創都市の実現～」

誰もが気候危機をはじめとする環境の問題を我が事として受け止め「今､自分たちにできること」を意識し、実現に向け取り組んでいくことが必要です。そのためには、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に向け、一人ひとりがお互いに手を取り、望ましい環境を「共に創る」こと、「共創」していくことが重要となります。

すべての区民、事業者及び区が協働し、誇りと愛着を持って環境活動やまちづくりに取り組むことのできる仕組みが整っている「活力ある持続可能な北区」、限りない恵みをもたらしてくれる環境を守り育み、いつまでも平穏に過ごしたいという一人ひとりの願いが実現できる「安全・安心で快適に暮らせる北区」を目指します。

（4）基本目標、基本施策及び区の取組み

【基本目標 1】　気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち

基本施策（１）　脱炭素社会に向けた緩和策の推進**【北区地球温暖化対策地域推進計画】**

区の取組み　① 省エネルギーの推進
② 再生可能エネルギーの利用促進
③ 脱炭素型まちづくりの推進

基本施策（２）　気候変動適応策の推進**【北区気候変動適応計画】**

区の取組み　① 自然災害対策の推進
② 健康被害対策の推進
③ 区民生活への影響対策の推進

【基本目標２】　安全・安心で、快適に暮らせるまち

基本施策（３）　安全・安心な生活環境の確保

区の取組み　① 環境汚染対策の推進
② 身近な環境問題に関する取組みの推進
③ 災害に強く、住み続けられるまちづくりの推進

基本施策（４）　快適なまちづくりの推進

区の取組み　① まちの美化
② 良好な景観形成の推進

【基本目標３】　資源循環の輪をつなげるまち

基本施策（５）　資源循環型システムの推進

区の取組み　① ごみの減量化の推進
② 資源の有効利用の推進
③ 持続可能な消費行動への転換に向けた普及、啓発

基本施策（６）　ごみの適正処理の推進

区の取組み　① 収集運搬体制の充実
② 安定的な処理体制の維持

【基本目標４】　身近な自然を守り育て、活用するまち

基本施策（７）　豊かで質の高い緑・水辺の保全

区の取組み　① 良好な環境を形成する緑の保全
② 生物多様性の保全と回復
③ 水辺環境・水循環の保全

基本施策（８）　身近な緑の創出と活用によるまちづくり

区の取組み　① 公園・緑地の整備・維持管理
② まちなかの緑化推進
③ 区民とともにある緑の活用

【基本目標５】　環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち

基本施策（９）　環境に配慮した行動の実践

区の取組み　① 環境負荷の少ないライフスタイル・ワークスタイルへの転換
② 環境経営の推進

基本施策（10）　環境教育・環境学習の推進
区の取組み　① 学校における環境教育の充実
② 地域における環境学習機会の拡充
基本施策（11）　パートナーシップによる環境活動の推進
区の取組み　① パートナーシップによる環境保全活動の充実
② 環境に関する情報受発信の充実

各基本目標に応じた基本施策と区の取組み・重点施策により、目標達成に向け取り組んでまいります。

（5）計画の進行管理

この計画では、目標達成に向けた取組みを進めるため、区民・民間団体と事業者、区が連携して環境活動を行います。

計画の進行管理にあたっては、PDCA サイクルによって環境保全の取組みや、計画の内容の継続的な改善を図ります。

また、管理指標として各基本施策に「成果指標」を設定し、基本目標の達成度を客観的に把握し、取組みの点検・見直しにつなげます。

4．北区環境基本計画 2023 の進捗状況

北区環境基本計画 2023 の進行管理にあたる、ＰＤＣＡサイクルの進捗状況の点検・公表（Check）として、各施策の柱の「成果と目標」と令和７年度の事業実績を比較しました。

基本目標１　気候変動に適応し、脱炭素を実現するまち

基本施策（1）　脱炭素社会に向けた緩和策の推進

成 果 指 標	策定時実績	年度(年)	現状値 実績	年度(年)	目標	年度(年)
北区域の温室効果ガス排出量	1,163 千ｔ-CO_2	R1 (2019)	1,023 千ｔ- CO_2	R5 (2023)	636 千ｔ- CO_2	R12※1 (2030)
北区域のエネルギー消費量	11,510 TJ	R1 (2019)	11,006 TJ	R5 (2023)	10,020 TJ	R12※1 (2030)
北区域の太陽光発電設備容量（累計）	7,882 kW	R3 (2021)	12,684 kW	R7 (2025)	28,059 kW	R12※1 (2030)

※1 目標年次を計画終了年度である 2032 年度（R14）ではなく、2030 年度（R12）とする。

基本施策（2）　気候変動適応策の推進

成 果 指 標	策定時実績	年度(年)	現状値 実績	年度(年)	目標	年度(年)
「マイ・タイムライン作成講座」参加者数（年間）	134 人	R3 (2021)	81 人	R7 (2025)	増加	R14 (2032)
「マイ・タイムライン普及リーダー」登録者数（年間）	11 人	R3 (2021)	17 人	R7 (2025)	増加	R14 (2032)

基本目標２　安全・安心で、快適に暮らせるまち

基本施策（3）　安全・安心な生活環境の確保

成 果 指 標	策定時実績	年度(年)	現状値 実績	年度(年)	目標	年度(年)
光化学スモッグ注意報の発令日数	３回/年	R3 (2021)	３回/年	R7 (2025)	０回/年	R14 (2032)

基本施策（4）　快適なまちづくりの推進

成 果 指 標	策定時実績	年度(年)	現状値 実績	年度(年)	目標	年度(年)
ポイ捨て防止キャンペーンへの年間参加人数	163 人	R3 (2021)	624 人	R7 (2025)	480 人	R14 (2032)
区内駅周辺の放置自転車数	404 台	R3 (2021)	275 台	R7 (2025)	減少	R14 (2032)

基本目標３　資源循環の輪をつなげるまち

基本施策（5）　資源循環型システムの推進

成 果 指 標	策定時実績	年度(年)	現状値 実績	年度(年)	目標	年度(年)
リサイクル率（資源化率）※1	19.7%	R3 (2021)	20.9%	R7 (2025)	21.4%	R14 (2032)

※1　R7 年３月に策定した「北区一般廃棄物処理基本計画 2025」では、新たに指標として設定し、24.1%（R16 年度）を目標としている。

基本施策（6）　ごみの適正処理の推進

成 果 指 標	策定時実績	年度(年)	現状値 実績	年度(年)	目標	年度(年)
区民１人１日あたりのごみ総排出量※2	781ｇ	R3 (2021)	676ｇ	R7 (2025)	700ｇ	R11※1 (2029)
区民１人１日あたりのごみ排出量※3	628ｇ	R3 (2021)	535ｇ	R7 (2025)	563ｇ	R11※1 (2029)

※1　「北区一般廃棄物処理基本計画 2020」の目標設定年度
※2　R7 年３月に策定した「北区一般廃棄物処理基本計画 2025」では、630ｇ（R16 年度）を目標としている。
※3　R7 年３月に策定した「北区一般廃棄物処理基本計画 2025」では、478ｇ（R16 年度）を目標としている。

基本目標４　身近な自然を守り育て、活用するまち

基本施策（7）　豊かで質の高い緑・水辺の保全

成 果 指 標	策定時実績	年度(年)	現状値 実績	年度(年)	目標	年度(年)
緑被率	18.43%	H30 (2018)	18.26%	R5 (2023)	20.00%	R11※1 (2029)
区内で確認した植物/鳥類/魚類の種類	1,034 種/53 種/31 種	R3※2 (2021)	1,132 種/51 種/28 種	R7※3 (2025)	維持	R14 (2032)
湧水地点数	13 地点	R3 (2021)	13 地点	R7 (2025)	維持	R14 (2032)

※1　「北区緑の基本計画 2020」の目標設定年度
※2　植物の現状値のみ、H30（「北区緑の実態調査報告書」）の値
※3　植物の現状値のみ、R5（「北区緑の実態調査報告書」）の値

基本施策（8）　身近な緑の創出と活用によるまちづくり

成 果 指 標	策定時実績	年度(年)	現状値 実績	年度(年)	目標	年度(年)
区民１人あたりの公園面積	2.43 ㎡	R3 (2021)	2.32 ㎡	R7 (2025)	2.5 ㎡	R11※1 (2029)
都市建築物緑化促進事業による屋上緑化、壁面緑化、ベランダ緑化面積（累計）	3,777 ㎡	R3 (2021)	3,818 ㎡	R7 (2025)	4,390 ㎡	R11※1 (2029)

※1　「北区緑の基本計画 2020」の目標設定年度

基本目標５　環境活動の大切さと楽しさを分かち合い、未来へ共創するまち

基本施策（9）　環境に配慮した行動の実践

成 果 指 標	策定時実績	年度(年)	現状値 実績	年度(年)	目標	年度(年)
EMS 認証取得区内事業者数	34 社	R3 (2021)	29 社	R7 (2025)	40 社	R14 (2032)

基本施策（10）　環境教育・環境学習の推進

成 果 指 標	策定時実績	年度(年)	現状値 実績	年度(年)	目標	年度(年)
環境学習講座の延べ参加者数※1	519 人	R3 (2021)	635 人	R7 (2025)	600 人	R14 (2032)
環境リーダー養成講座の延べ参加者数	345 人	R3 (2021)	352 人	R7 (2025)	450 人	R14 (2032)
外部人材を活用した環境学習実施校（園）の割合	（新規）		78.3%	R7 (2025)	20%	R14 (2032)

※1　環境学習施設（自然ふれあい情報館、みどりと環境の情報館）における講座、きた eco 道場やごみと資源の環境学習などの講座への参加者数の合算値。

基本施策（11）　パートナーシップによる環境活動の推進

成 果 指 標	策定時実績	年度(年)	現状値 実績	年度(年)	目標	年度(年)
区民及び事業者・団体と連携した環境に関する年間事業数	6 回	R3 (2021)	7回	R7 (2025)	12 回	R14 (2032)
他自治体と連携した環境に関する年間事業数	（新規）		2回	R7 (2025)	5 回	R14 (2032)
SNS による環境に関する情報発信の平均エンゲージメント率※1	（新規）		1.6%	R7 (2025)	2.0%	R14 (2032)

※1　記事や動画の投稿に対して視聴者が起こしたアクション率。「いいね」やリツイート、コメント、フォローなどのエンゲージメントを閲覧数で割った百分率。北区公式 SNS アカウントにて集計が可能なものを対象とする。

５．東京都北区環境審議会

施策を推進する上での必要な事項（環境基本計画等の計画に関すること及び環境の保全に関する基本的事項）を調査・審議するために、東京都北区環境基本条例に基づき、区長の附属機関として、東京都北区環境審議会を平成 18 年 4 月に設置しています。

委員は、任期を 2 年とし、学識経験者、区民（公募）、事業者及び民間団体、区議会議員で構成される 18 人以内としています。

また、特別な事項または専門的な事項を調査・審議するために、審議会に専門部会を置くこともあります。

令和７年度東京都北区環境審議会開催状況

日　付	回 数	主　な　議　題
令和８年２月１７日（火）	第１回	「王子駅前地区再開発計画」に係る環境影響評価調査計画書について 「北区環境基本計画 2023」の進捗状況について 「北区緑の基本計画 2020」の施策目標の進捗状況報告について

６．北区環境マネジメントシステム

区は、平成 14 年 12 月に ISO14001 の認証を取得し、事業者として、環境マネジメントシステムを継続的に運用してきました。（区立小・中学校、幼稚園については、平成 15 年度から運用開始。）平成 20 年度には、ISO14001 から環境省が策定した「エコアクション２１」への切り替えを決定し、平成 21 年５月に「エコアクション２１」の認証の登録を受けました。定期的に「エコアクション２１」から審査を受けており、令和７年５月に認証の更新が認められました。

（1） 組織体制

北区環境マネジメントシステムの運用は、下図のとおり、区長を環境管理統括者（最高経営層）とする実施体制で推進しています。

地球温暖化対策及び環境マネジメントシステムを円滑に推進するため、本部長（区長）、副本部長（副区長）、委員（教育長、各部長）で構成する環境管理推進本部を設置しています。地球温暖化対策及び環境マネジメントシステムに係る諸施策の立案、総合調整、推進及び監査に関することを審議します。

推進本部の下に幹事会・専門部会を置き、必要な事項を定めます。

指定管理者は、その管理運営する施設（北とぴあ、元気ぷらざ、保育園等の３２３施設（令和８年４月１日時点）について、区の要請に基づき、施設の電気・ガス・水道等のエネルギー使用量、廃棄物排出量等の情報及び省エネ法等で区が報告義務のある環境関連情報を報告するとともに、北区環境経営マニュアルの取組みに準拠した取組みを行います。

環境マネジメントシステム実施体制　　（令和８年４月１日現在）

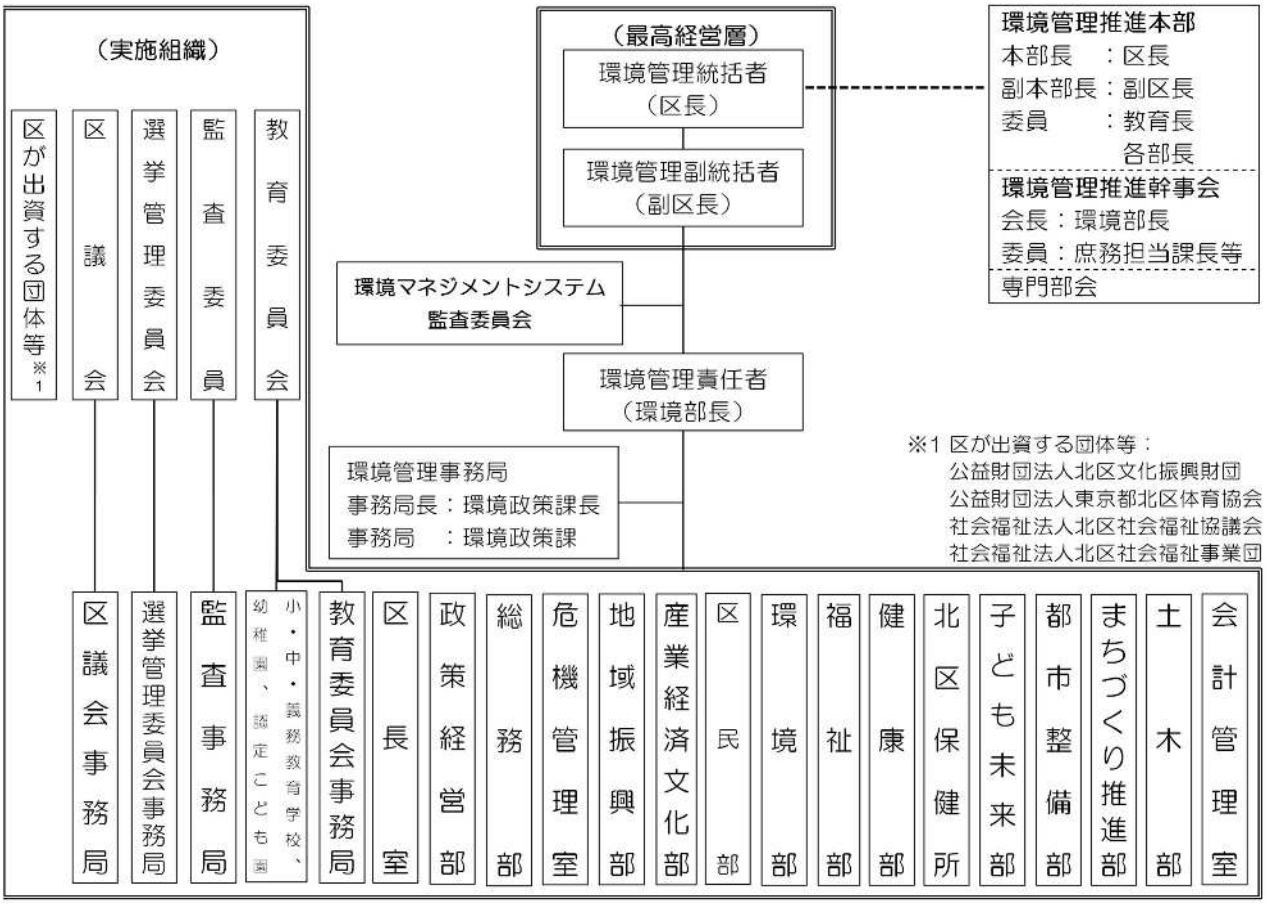

（2）北区の環境経営方針・目標

北区環境マネジメントシステムでは、事業者として全庁共通の環境経営に関する方針を打ち出し、積極的に環境経営への取組みを進めます。全庁共通の環境経営方針は、社会情勢が大きく変化していることに加え、自治体経営に環境の視点を積極的に取り入れ、「環境」と「経営への取組み」の方向性を一致させた内容にするため、令和４年２月２８日に「環境経営方針」として改定しました。また、全庁共通の環境経営方針に基づき、実施組織ごとに個別の環境経営方針を策定しています。さらに、それを受けた５か年の長期目標と具体的な単年度目標を、実施単位ごとに立てることで、全庁共通の環境経営方針の実現を目指します。

また、全庁共通の環境活動目標として、電気・ガス・上下水道・公用車燃料使用量の抑制、再生可能エネルギー電力の導入、用紙類の購入量及び廃棄物排出量の削減について数値目標を設定し、全庁的に取り組んでいます。

（3）職員への教育

北区環境マネジメントシステムを円滑に運用するため、環境マネジメントシステムの推進を担当する各課の EMS（Environmental Management System：環境マネジメントシステム）推進員を対象とした説明会を例年行っており、令和７年度は計４回（各日２回）開催しました。また、主任職員、新任職員及び係長昇任前職員を対象とした一般職員研修については、下記のとおり開催しました。

開催日	対象者	参加人数	研修テーマ
令和７年５月 22 日 令和７年５月 23 日	EMS 推進員	174 人	① 環境マネジメントシステム・環境関連法規等について ② EMS 推進員の役割 ③ 環境活動報告書の書き方 ④ 北区の取組実績
令和７年４月 25 日	主 任 職 員	60 人	北区環境マネジメントシステムについて
令和７年５月 14 日	新 任 職 員	83 人	北区環境マネジメントシステムについて
令和８年１月 14 日～ 令和８年２月６日 （eラーニング・動画研修）	係長昇任前職員	63 人	北区環境マネジメントシステムについて

（4）内部監査・外部審査

環境経営目標の達成状況、環境活動計画の実施状況及び環境マネジメントシステムの運用状況を定期的に確認及び評価することを目的として、内部監査を実施しました。事務事業の内容に応じて「学校・幼稚園（認定こども園含む）」とそれ以外の「区長部局及び教育委員会事務局（学校を除く）」に分けて、２回実施しました。エコアクション２１審査員による外部中間審査は、令和７年12月 18 日、19 日の２日間に実施されました。

7．環境影響評価制度

（1）制度の概要

大規模な開発事業を実施する際に、あらかじめ、その事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について公表し、住民や関係自治体の意見を聴き、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続きを環境影響評価制度といいます。

東京都では、昭和 55 年 10 月に「東京都環境影響評価条例」を制定し、翌年の昭和 56 年 10 月から環境影響評価制度を実施しました。その後、平成９年６月に「環境影響評価法」が制定され、この制定に伴い条例が改正され、平成 11 年６月に施行されました。また、計画段階環境影響評価制度を導入し、事業段階環境影響評価手続の見直しを図り平成 14 年７月に条例が改正され、平成 15 年１月に施行されました。

法の完全施行から 10 年を迎え、制度の運用を通じて浮かび上がった課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、「環境影響評価法の一部を改正する法律」が平成 23 年４月に公布され、平成 25 年４月に完全施行されました。この法改正に伴い条例が改正され、平成 25 年４月（一部、平成 25 年３月）に施行されました。その後、環境影響評価等の手続きを明確にするための定義・規定の整備に係る条例改正が行われ、段階的な施行を経て令和３年１月に施行が完了しました。

条例では、手続きの必要な事業として「道路の新設又は改築」「鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良」「工場の設置又は変更」など 26 事業（法では 13 事業）を定めています。また、予測・評価の項目としては、大気汚染・騒音・振動・水質汚濁・日影・電波障害などの 17 項目を定めています。

（2）北区の役割

法または条例に基づき、環境の保全の見地からの意見を求められた場合には、意見を提出し、環境影響評価図書の縦覧依頼があった場合には、縦覧に協力します。

（3）北区に関係する事業(近接区における事業を含む)の手続き経過（空欄は未了の手続き）

手続き段階 / 事業名称	調査計画書	評価書案			評価書	事後調査
	調査計画書の公示	評価書案の公示	都民の意見を聴く会の開催	見解書の公示	評価書の公示	手続完了日
首都高速板橋足立線建設事業（旧名称：都市高速道路王子線）		S59. 6.18	S59. 9. 1	S60. 8.21	S61. 3.10	H29. 7.31
都市高速鉄道第７号線駒込・岩淵町間建設事業		S60. 5.20	S60. 7.27	S60. 9.11	S61. 1.13	H 5. 5.17
東日本旅客鉄道東北線赤羽駅付近高架化事業		H 2. 3. 6	中止	なし	H 2. 9. 5	H13.10.23
東京都北清掃工場建設事業		H 3.12.16	H 4. 2.19	H 4. 3.25	H 4.11.17	H20. 2.25
都市高速鉄道第７号線赤羽岩淵～浦和大門間（都内部分）建設事業		H 5.10.18	H 6. 1.13	H 6. 4.19	H 6. 8.15	H14. 1.29
東京都豊島地区清掃工場建設事業		H 6. 9.13	H 6.11.12	H 7. 1.10	H 7. 8.16	H13.11.30
都市高速鉄道日暮里・舎人線建設事業		H 7. 5.15	H 7. 7.13	H 7.11.15	H 8. 7.22	H21. 2.27
都営桐ヶ丘団地建替・改善事業		H 8. 1.22	H 8. 5. 2	H 8. 9.18	H 9. 3. 6	H25. 9.27
(仮称)汐留Ａ街区、Ｂ街区、Ｃ街区開発事業		H10.12.15	H11. 2.10	H11. 4.20	H11. 8. 2	H18. 9.27
(仮称)丸の内二丁目１街区ビル建設事業		H12. 1.26	H12. 4.12	H12. 6.14	H12.11. 6	H14. 7.31
北区堀船印刷関連施設建設事		H12. 1.24	H12. 4.26	H12. 9.13	H13. 4.11	H16. 8.31
(仮称)丸の内１丁目１街区(東京駅丸の内北口)開発計画		H12. 4.24	H12. 6.28	H12. 8.16	H12.12.13	H14. 7.31
足立区新田地区開発事業		H13. 1.15	H13. 4.13	H13. 8. 9	H13.12.14	H20.10.17
赤羽台団地建替事業	H13. 4.10	H14. 9. 3	H15. 3.13	H15. 2. 3	H15. 7.23	
東京ビルヂング建替事業	H13. 5.23	H14. 5.15	H14. 6.26	なし	なし	H14. 7.31
大日本印刷株式会社神谷工場建設事業	H13. 7.11	H16. 3.10	中止	H16. 5.21	H16.10.22	H23. 3.25
東京駅八重洲口開発事業	H14. 3.27	H15. 5.12	H15.10.10	H15. 9.10	H16. 3.11	H27. 5.19
春日・後楽園駅前地区市街地再開発事業	H18.11.15	H20. 7. 2	H21. 1. 9	H20.11.28	H21. 8.12	R5.11.30
飯田橋駅西口地区(旧称：富士見二丁目10番地区)市街地再開発ビル建設事業	H19.11.12	H20. 5.15	H20.11.12	H20.10. 3	H21. 2.20	H28.12.22
都営桐ヶ丘団地(第４期・第５期)建替事業	H23. 9.20	H24. 4.12	H24.10.3	H24.8.24	H25.1.25	
東日本旅客鉄道赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業	H27.2.20	H28.10.13	H29.4.25	H29.3.8	H29.11.30	
（仮称）西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業	H29.12.1	R1.11.29	R3.7.1	R3.4.26	R4.3.15	
北清掃工場建替事業	H30.8.27	R2.10.5	R3.5.20	R3.4.14	R3.12.24	
国立印刷局王子工場整備事業	R1.12.16	R3.7.12	中止	R3.11.22	R4.5.9	
川口市朝日環境センター施設整備事業	R7.2.14					
王子駅前地区再開発計画	R8.2.13					

第２章　自然との共生

１．植物・昆虫・野鳥・小動物調査

区内に残された貴重な自然環境を把握する目的で、昭和 61 年度から平成元年度にかけ、植物、昆虫、野鳥、小動物の調査を実施しました。この調査結果を基に図鑑を作成して有料で頒布しています（植物図鑑は絶版）。また、その後の環境変化を把握するため、平成 17 年度から平成 19 年度にかけ、植物、野鳥、昆虫・小動物の調査を再度実施しました。この調査結果を基にガイドブックを作成して有料で頒布しています。

２．公園内野鳥調査

（１）調査概要

赤羽自然観察公園、都立浮間公園、新荒川大橋緑地（北区・子どもの水辺周辺）、飛鳥山公園、旧古河庭園において、職員がゆっくりと歩行し、目視による調査を行っています。令和７年度は５１種の野鳥が確認できました。

なお、十条野鳥の森緑地については、平成７年の開園以来調査を続けてきましたが、野鳥の生息状況がほぼ安定していることを確認したことから、平成 17 年３月で調査を終了しました。

場所	調査目的	調査期間
赤羽自然観察公園	公園の樹木や草などが成長し、変化していく過程で、生物の生息状況がどのように変化するのかを調べるため。	平成 10 年 11 月から 令和８年３月まで
都立浮間公園	水鳥が多数飛来する「浮間ヶ池」があり、水鳥の生息状況の変化を調べるため。	平成 16 年 11 月から 令和８年３月まで
新荒川大橋緑地 (北区･子どもの水辺周辺)	新たにワンドが造成されたことで、野鳥の生息状況がどのように変化するのかを調べるため。	平成 17 年４月から 令和８年３月まで
飛鳥山公園	街中の河川沿いや大きな公園等にどのような野鳥が生息しているかを調べるため。	平成 25 年１月から 令和８年３月まで
都立旧古河庭園	街中の河川沿いや大きな公園等にどのような野鳥が生息しているかを調べるため。	平成 25 年１月から 令和８年３月まで

（２）調査結果(令和７年度)

ア．赤羽自然観察公園

	鳥　　名	科	月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			日	8	4	3	13	17	8	5	2	6	4	4
1	ホンセイインコ	インコ科		○	○									
2	ウグイス	ウグイス科		○		○				○	○		○	
3	エナガ	エナガ科												
4	カルガモ	カモ科									○	○		
5	コガモ	カモ科												○
6	オナガ	カラス科		○			○	○	○	○	○			○
7	ハシブトガラス	カラス科		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	ハシボソガラス	カラス科		○		○	○							
9	カワセミ	カワセミ科			○									

	鳥　　名	科	月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			日	8	4	3	13	17	8	5	2	6	4	4
11	シジュウカラ	シジュウカラ科		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
12	スズメ	スズメ科			○	○		○	○	○	○			
13	ハクセキレイ	セキレイ科									○	○	○	
14	ガビチョウ	チドリ科				○		○						
15	ツバメ	ツバメ科				○								
16	キジバト	ハト科		○	○	○	○	○						○
17	ドバト	ハト科		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
18	ジョウビタキ	ヒタキ科								○				
19	シロハラ	ヒタキ科											○	
20	ツグミ	ヒタキ科								○	○		○	○
21	ヒヨドリ	ヒヨドリ科		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	アオジ	ホオジロ科								○				
23	ムクドリ	ムクドリ科		○	○	○			○				○	○
24	メジロ	メジロ科		○		○		○	○	○	○			
25	モズ	モズ科								○				

イ.都立浮間公園

	鳥　　名	科	月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			日	8	4	3	13	17	8	5	2	6	4	4
1	カワラヒワ	アトリ科		○	○					○				
2	カワウ	ウ科		○							○	○	○	○
3	ウグイス	ウグイス科											○	
4	カイツブリ	カイツブリ科			○	○	○	○	○		○	○	○	○
5	オナガガモ	カモ科										○		○
6	カルガモ	カモ科			○	○	○	○	○	○	○	○		○
7	キンクロハジロ	カモ科							○	○	○	○	○	○
8	ヒドリガモ	カモ科								○				○
9	ホシハジロ	カモ科									○	○	○	○
10	セグロカモメ	カモメ科										○	○	
11	ユリカモメ	カモメ科							○			○	○	
12	オナガ	カラス科		○	○	○	○	○						
13	ハシブトガラス	カラス科		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	ハシボソガラス	カラス科		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	カワセミ	カワセミ科			○			○		○	○		○	○
16	コゲラ	キツツキ科		○		○			○	○				○
17	オオバン	クイナ科								○	○		○	○
18	バン	クイナ科		○			○	○		○	○	○	○	○
19	アオサギ	サギ科						○	○	○	○		○	
20	ゴイサギ	サギ科						○	○	○	○	○	○	○
21	コサギ	サギ科							○	○	○	○	○	
22	ササゴイ	サギ科			○	○	○							
23	ダイサギ	サギ科					○	○	○	○		○		○
24	シジュウカラ	シジュウカラ科		○				○	○	○	○	○	○	○
25	スズメ	スズメ科				○				○		○	○	
26	ハクセキレイ	セキレイ科								○	○	○	○	

	鳥　名	科	月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			日	8	4	3	13	17	8	5	2	6	4	4
27	セッカ	セッカ科		○	○									
28	ハイタカ	タカ科											○	
29	ツミ	タカ科				○		○	○					
30	トビ	タカ科											○	
31	イワツバメ	ツバメ科			○									
32	キジバト	ハト科		○	○		○	○	○			○	○	
33	ドバト	ハト科		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	キビタキ	ヒタキ科		○										
35	ジョウビタキ	ヒタキ科								○				
36	ツグミ	ヒタキ科									○	○	○	○
37	ヒヨドリ	ヒヨドリ科		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	ムクドリ	ムクドリ科		○	○	○	○	○		○	○		○	
39	メジロ	メジロ科		○	○	○		○	○	○				
40	モズ	モズ科							○		○		○	

ウ．新荒川大橋緑地（北区・子どもの水辺周辺）

	鳥　名	科	月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			日	8	4	3	13	17	8	5	2	6	4	4
1	カワラヒワ	アトリ科			○					○	○		○	
2	カワウ	ウ科			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	ウグイス	ウグイス科			○					○	○		○	
4	カイツブリ	カイツブリ科								○				
5	カンムリカイツブリ	カイツブリ科											○	○
6	カルガモ	カモ科				○		○			○	○	○	○
7	キンクロハジロ	カモ科										○		○
8	コガモ	カモ科												○
9	ヒドリガモ	カモ科											○	
10	ホシハジロ	カモ科									○	○		
11	マガモ	カモ科									○		○	
12	コアジサシ	カモ科			○									
13	セグロカモメ	カモメ科								○			○	
14	ユリカモメ	カモメ科										○		○
15	ハシブトガラス	カラス科		○	○	○	○	○		○	○		○	
16	ハシボソガラス	カラス科				○		○	○			○	○	
17	カワセミ	カワセミ科								○				
18	オオバン	クイナ科							○	○	○	○	○	○
19	クイナ	クイナ科								○				
20	アオサギ	サギ科		○	○	○	○	○	○	○				○
21	コサギ	サギ科		○	○					○	○			
22	ササゴイ	サギ科			○									
23	ダイサギ	サギ科		○			○	○	○	○	○	○		
24	イソシギ	シギ科		○					○	○				
25	タシギ	シギ科								○			○	
26	シジュウカラ	シジュウカラ科				○						○		
27	スズメ	スズメ科		○	○	○	○	○	○	○	○		○	
28	ハクセキレイ	セキレイ科				○				○	○	○		○
29	セッカ	セッカ科		○		○	○							

	鳥　　名	科	月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			日	8	4	3	13	17	8	5	2	6	4	4
30	オオタカ	タカ科									○			
31	トビ	タカ科								○		○	○	○
32	ガビチョウ	チメドリ科		○				○						
33	ツバメ	ツバメ科			○	○	○							
34	キジバト	ハト科			○	○		○				○	○	○
35	ドバト	ハト科		○	○	○			○	○	○		○	○
36	チョウゲンボウ	ハヤブサ科			○									○
37	ツグミ	ヒタキ科								○	○		○	○
38	ヒヨドリ	ヒヨドリ科							○	○	○	○	○	○
39	アオジ	ホオジロ科									○			○
40	ムクドリ	ムクドリ科		○	○	○		○	○					○
41	メジロ	メジロ科			○								○	
42	モズ	モズ科							○	○	○		○	
43	オオヨシキリ	ヨシキリ科		○	○	○								

エ．飛鳥山公園

	鳥　　名	科	月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			日	13	12	9	20	11	15	12	10	14	10	5
1	カワラヒワ	アトリ科								○				
2	ホンセイインコ	インコ科									○			
3	カワウ	ウ科								○				
4	オナガ	カラス科			○							○		
5	ハシブトガラス	カラス科		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	コゲラ	キツツキ科										○	○	
7	シジュウカラ	シジュウカラ科		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	スズメ	スズメ科		○			○	○						
9	ハクセキレイ	セキレイ科									○	○		○
10	ツミ	タカ科		○	○	○					○			
11	ツバメ	ツバメ科		○	○									
12	キジバト	ハト科												○
13	ドバト	ハト科			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	ツグミ	ヒタキ科								○	○	○		○
15	ヒヨドリ	ヒヨドリ科		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	ムクドリ	ムクドリ科		○	○			○						
17	メジロ	メジロ科		○	○			○	○	○	○	○	○	○
18	モズ	モズ科											○	○

オ．都立旧古河庭園

	鳥　　名	科	月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			日	13	12	9	20	11	15	12	10	14	10	5
1	カワラヒワ	アトリ科							○					
2	ホンセイインコ	インコ科											○	○
3	ウグイス	ウグイス科										○	○	
4	エナガ	エナガ科									○			
5	カルガモ	カモ科							○	○	○	○	○	
6	マガモ	カモ科									○			

	鳥　　名	科	月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			日	13	12	9	20	11	15	12	10	14	10	5
7	オナガ	カラス科		○										
8	ハシブトガラス	カラス科		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
9	コゲラ	キツツキ科		○		○					○			○
10	コサギ	サギ科											○	
11	シジュウカラ	シジュウカラ科		○	○	○	○			○	○	○	○	○
12	スズメ	スズメ科		○	○	○								
13	キセキレイ	セキレイ科										○		
14	ハクセキレイ	セキレイ科									○			
15	トラツグミ	ツグミ科											○	○
16	ツバメ	ツバメ科			○									
17	キジバト	ハト科							○		○		○	○
18	ドバト	ハト科		○	○				○			○		○
19	ジョウビタキ	ヒタキ科											○	
20	シロハラ	ヒタキ科										○	○	○
21	ツグミ	ヒタキ科									○	○	○	
22	ヒヨドリ	ヒヨドリ科		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
23	ムクドリ	ムクドリ科		○	○	○								
24	メジロ	メジロ科		○	○	○	○	○		○	○	○	○	

3. 河川生物生息調査（第４２回）

（1） 調査概要

河川の魚類生息状況を明らかにすることにより、生き物から見た河川環境や水質を判断することを目的に、昭和 59 年度から河川生物生息調査を毎年度実施しています。

調査日	調査項目	調査方法	調査場所
９月9日	魚類生息状況	歩いての投網・手網	石神井川・石神井川もみじ緑地ワンド・ 荒川子どもの水辺ワンド
１０月6日	魚類生息状況	船からの投網	荒川・隅田川・石神井川
10月21日	魚類生息状況 魚肉分析	釣り 船からの投網	荒川・新河岸川

（2）確認種類数

今回調査では、28 種及び亜種の合計 989 尾の魚類を確認しました。東京都レッドデータリスト記載種は５種類、環境省レッドリスト記載種は２種類、外来種は３種類確認しました。調査を始めてからの累計捕獲魚種は 59 種類です。

河川名	荒川	隅田川	新河岸川	石神井川	全河川
令和７年度確認種類数	21	3	2	12	28
昭和 59 年度からの確認種類数	56	24	21	31	59

※荒川と石神井川は、ワンドを含んでいる。



ワンド調査の様子（石神井川もみじ緑地ワンド）

（3）河川・魚種別の捕獲個体数

番号	目名	科名	標準和名	荒川		隅田川	新河岸川	石神井川		合計	備考
				荒川	子どもの水辺ワンド			石神井川	もみじ緑地ワンド		
1	ニシン	ニシン	サッパ	14						14	
2			コノシロ	230		15	6			251	
3	ウナギ	ウナギ	ウナギ	1				1		2	
4	コイ	コイ	タモロコ						10	10	国内移殖種
5			モツゴ	2	7				15	24	
6			ニゴイ	10				1		11	
7			アブラハヤ＊＊						14	14	国内移殖種※
8			ウグイ＊＊						4	4	
9			オイカワ					1	32	33	
10			ギンブナ	1	1			1	2	5	
11			コイ	1	3	1		1	1	7	
12			タイリクバラタナゴ	3	3					6	外来種
13		ドジョウ	ドジョウ					17	21	38	
14			シマドジョウ＊＊					1	28	29	国内移殖種※
15	ダツ	サヨリ	クルメサヨリ	1						1	
16	カダヤシ	カダヤシ	カダヤシ	3	173					176	特定外来種
17	ボラ	ボラ	ボラ	30	24	4	2			60	
18	スズキ	スズキ	スズキ	29	2					31	
19		タイ	キチヌ	5	2					7	
20		サンフィッシュ	ブルーギル	26	4					30	特定外来種
21		ヒイラギ	ヒイラギ	1						1	
22		シマイサキ	シマイサキ	1	1					2	
23		ハゼ	アベハゼ	20	4					24	
24			ビリンゴ＊						1	1	
25			ヌマチチブ	67	4					71	
26			シモフリシマハゼ	44	5					49	
27			マハゼ	76	4					80	
28			アシシロハゼ	8						8	
7目13科28種類			個体数合計	573	237	20	8	23	128	989	
			種類数	21	14	3	2	7	10		

※国内他水域からの人為的放流の可能性が高い

＊＊荒川水系の天然分布種だが、本流からの遡上はできないので、人為的な放流と思われる

＊もみじ緑地ワンドでとれたビリンゴは海と川を往復するが､王子駅下のトンネル部分の速い流速部を通過できたかどうかは疑問。トンネル内の調査結果（P6 の（3））を見ても、380mm以上の大型魚だけしか見られていないので、放流が疑われる。

（4）魚肉分析結果

総水銀及びＰＣＢ

採集した魚類の中から６検体を選び、可食部に含まれている総水銀とPCBの量を分析しました。その結果、全検体で総水銀とPCBが検出されましたが、暫定規制値以下でした。

	魚類名	捕獲河川名	場所	総水銀	ＰＣＢ
				mg/kg	mg/kg
1	ボラ	荒川	②菖蒲川・荒川合流点付近	0.02	0.37
2	キチヌ	荒川	Ⓑ荒川子どもの水辺ワンド	0.05	0.46
3	マハゼ	荒川	ⒸJR荒川鉄橋下付近右岸	0.03	0.20
4	スズキ	荒川	ⓒ新荒川大橋下流500m付近右岸	0.20	0.27
5	キチヌ	荒川	ⓘ旧芝川・荒川合流点付近	0.05	0.20
6	コノシロ	新河岸川	⑩浮間水再生センター排水口付近	0.06	0.71

（備考） 1.総水銀とは水銀及びその化合物をいう。
2.分析値は全て乾燥試料あたりに換算してある。
3.分析部位の可食部については、同じ種類の数尾の可食部を混合したものである。
4.暫定的規制値
- 総水銀…0.4mg/kg
- PCB（可食部のみ）内海魚…3mg/kg

5.試験方法：衛生試験方法 2.4 食品汚染物試験法準拠



投網調査の様子（荒川）

4. 公園緑地での野生動植物の保護

区内には、名主の滝公園や旧古河庭園等、園内の一部に自然性の高い樹林が残っている公園があります。また、荒川河川敷には、広大な草原があり、一部では貴重な在来種が生育しています。

（1）北区・子どもの水辺

荒川河川敷の一部に造られた北区・子どもの水辺には、ヨシやオギなどの湿った水辺などに生育する在来種が生育しています。荒川は人工河川であるため、その河川敷にある子どもの水辺は刈り取りなどの管理によって維持されています。

平成 17 年 4 月に完成しました。

住所：北区赤羽 3-29-22 先

（2）諏訪緑地

区内において自然性の高い崖地樹林であるため、区が平成 5 年度に土地を購入し、柵で囲い、閉鎖管理を行っています。

住所：北区赤羽北 2-3-1　面積：2,716 ㎡

（3）十条野鳥の森緑地

地域住民の方が整備している庭園と、野鳥のためのサンクチュアリからなる緑地です。緑地の奥にはひときわ樹木が鬱蒼としているエリアがあり、この部分は閉鎖管理を行っています（平成６年度に土地を購入）。

住所：北区上十条 1-22-30　面積：1,031 ㎡

（4）赤羽自然観察公園

自衛隊十条駐屯地として利用されていた土地の一部を整備し、自然とのふれあいなどをテーマに整備を行った公園です。園内には柵で囲われた「自然保護区域」を設けており、基本的に人の手を加えないことを前提とした植生管理を行っています。開園後 25 年以上たち、草地の中に新たな草や樹木が侵入してきた状態を観察できます。また、園内には水量の多い湧水が存在します。

平成 6 年に赤羽自然観察公園構想を策定し、平成 10 年 10 月から工事を着工し、翌 11 年 3 月 14 日に開園しました。

住所：北区赤羽西 5-2-34　面積：54,020 ㎡

5. カラス・アライグマ・ハクビシン対策

都市生活から排出された大量の生ごみは、野生生物であるカラスの餌となり、カラスの異常繁殖を助長しました。

その結果、営巣場所周辺での威嚇攻撃などが増え、都市における自然との共生に負の影響を与えるようになりました。

そこで区では、カラスを適正な数に抑制し、カラスによる被害の軽減を図るため、平成 17 年度から、営巣中の巣の撤去と、卵やヒナの回収処分を行っています。

また、都内ではアライグマやハクビシンが天井裏などに住みついて、深夜に動きまわる騒音や糞尿による臭気などの被害が発生しています。区内でもアライグマ・ハクビシンが目撃されるようになり、平成 24 年度からハクビシン、平成 27 年度からアライグマの捕獲を行っています。

（1）対象区域

北区全域

（2）撤去対象

ア．実施条件

①カラス
・カラスからの威嚇・攻撃による被害がある場合で、かつ巣の所在する樹木などの所有者の同意がある場合。
②アライグマ・ハクビシン
・アライグマ・ハクビシンが天井裏等に入り込んでいる場合、又は果実等への食害、若しくは敷地や屋上・ベランダ等に糞尿被害がある場合。
※令和４年１２月より、実施条件に果実等への食害と糞尿被害を追加しました。

イ．実施対象
①カラス
・住居、店舗、工場、事業所、寺社仏閣、私立学校、私立保育園等の樹木や建屋に構築されたカラスの巣並びに付随する卵及びヒナ
・民家・道路・公園などに落下し、飛翔できないヒナ
②アライグマ・ハクビシン
・住居、店舗、工場、事業所、寺社仏閣、私立学校、私立保育園等の天井裏等に営巣し、又は果実等への食害、若しくは敷地や屋上・ベランダ等に糞尿被害を及ぼすアライグマ・ハクビシン

（3）カラスの巣等撤去実績

年度	４月			５月			６月			７月以降			合計		
	巣	ヒナ	卵	巣	ヒナ	卵	巣	ヒナ	卵	巣	ヒナ	卵	巣	ヒナ	卵
29	4	0	6	3	4	0	2	3	0	10	0	0	19	7	6
30	0	0	0	3	9	0	4	0	0	0	0	0	7	9	0
元	4	0	11	7	5	5	4	2	3	2	0	0	17	7	19
2	2	0	8	5	3	3	1	1	0	3	0	0	11	4	11
3	1	3	0	6	12	0	4	5	0	1	0	0	12	20	0
4	0	0	0	5	7	0	1	0	0	1	0	0	7	7	0
5	6	3	0	0	0	0	5	2	0	1	0	0	12	5	0
6	2	0	0	4	8	0	1	0	0	1	0	0	8	8	0
7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0

（4）カラスの落下ヒナの回収実績

年度	４月	５月	６月	７月	合計
29	0	2	2	1	5
30	0	0	0	0	0
元	0	0	4	0	4
2	0	0	1	1	2
3	0	2	0	0	2
4	0	0	2	0	2
5	0	0	0	0	0
6	0	0	1	0	1
7	0	0	1	0	1

（5）アライグマ・ハクビシンの捕獲実績

年度	捕獲数	
	アライグマ	ハクビシン
29	2	14
30	0	11
元	3	16
2	1	14
3	1	20

4	7	17
5	13	10
6	12	26
7	１０	１３

６．北区環境大学

東京家政大学と連携し、環境問題を基礎から正しく理解し、自ら考え行動する力を養うことを目的とした各種講座を開催しました。

令和7年度に北区環境大学が開催した講座は24回で、参加者は延べ336名でした。

講座内容は次のとおりです。

（１）小学生向け環境学習講座

区立学校と連携し、教科書と関連した環境学習の実験を通して、環境課題に対する科学的思考力を養うカリキュラムを組んだ講座です。

（２）幼児とその家族向け環境学習講座

体験学習を通し、家族で自然環境について学ぶ講座です。家族が共に学ぶ楽しさを実感でき、家庭でも学習の維持継続ができるようなカリキュラムが組まれています。

（３）北区環境リーダー養成講座

持続可能な社会形成のための環境政策と教育への取組の目標を理解し、地域において環境活動や環境教育を実践し、社会の担い手となる人材を育成するための基礎講座です。児童の発達段階に適した対応を行うための知識やスキルを身に付け、事前準備や進行、安全管理等、実作業を通して理解を深めます。

（4）ジュニア環境リーダー養成講座

中高生を対象にすることで幼少期から継続して学ぶことができる環境学習の生涯学習化を目指し、自然環境理解を通して持続可能な社会づくりに貢献できる人材育成する講座です。

東京家政大学と連携し実施した講座数・参加者延人数一覧

講座名	講座回数	参加者（名）
（1）小学生向け環境学習講座	4	102
（2）幼児とその家族向け環境学習講座	5	108
（3）北区環境リーダー養成講座	12	90
（4）ジュニア環境リーダー養成講座	3	36
計	24	336

講座の他にも、区立の小中学校における環境学習が円滑に推進されるよう、環境学習分野に必要な教材を、小中学校からの要請に応じて提供支援を行いました。

小・中学校における環境学習教材の配布と提供数一覧

配布場所	配布教材	教材提供数（個）
小学校向け	キャベツ苗	160
	ホウセンカ	160
	メダカの卵	5,786
	微生物セット	27
	堆積実験用試料(49)、鉱物観察実験用試料(47)	96
	アクリルパイプ（10）、ゴム栓（20）	30
中学校向け	タマミジンコ休眠卵セット	7
合計		6,266

7．みどりと環境の情報館（エコベルデ）

みどりと環境に関する情報の発信拠点として、平成 21 年５月に旧豊島東小学校の体育館を改修してみどりと環境の情報館（エコベルデ）を開設しました。「ベルデ」はスペイン語で「みどり」という意味があり、“北区が環境にやさしいみどりの多いまちになるように”という思いから、地元の小学生の応募の中より「エコベルデ」が選ばれました。

この場所は、工場跡地であったことから、施設建設計画にあたってはあらかじめ土壌調査を実施したところ、平成 17 年３月にダイオキシン類等による汚染があることが分かりました。

そのため、土壌の詳細調査や対策・健康調査に４年をかけて行い、付近住民の健康調査では、土壌汚染による影響はないことが確認されました。

この施設は、土壌汚染に関する情報を提供して住民の不安を解消する目的で、広い緑地と花壇を活かして、みどりの普及拠点として整備したものです。約 560 ㎡の建物の中には土壌汚染対策情報コーナーや園芸・緑化の本を集めた図書閲覧コーナー、来館者の休憩場所としての多目的スペースがあり、旧豊島東小学校の他の跡地は、豊島五丁目遊び場となって区民に開放されています。

来館者数と自然に関する教室実施数

	令和７年度
来館者数	3,807 名
自然に関する教室	33 回：326 名

8．自然ふれあい情報館

平成６年４月から区立清水坂公園内に開館し、令和７年度に 30 周年を迎えました。区民が楽しみながら自然環境への理解を深め、自然の大切さと素晴らしさを知ってもらうための各種教室を実施しているほか、北区の自然を題材としたパネルなどを展示しています。

隣接する自然園にはカメラを設置し、野鳥や昆虫、植物などを屋内から観察できるようになっており、自然園の季節の見どころを来館者にご案内する、自然園ガイドを毎日実施しています。

また、自然園の一角には 42.73 ㎡の田んぼがあり、田植えから稲刈りまでの農作業を実体験する「稲作体験学習」を、近隣の小学校の児童を中心として代（しろ）かき、田植え、稲刈り、脱穀の作業を行い、もち米を収穫しました。

収穫は、モミ重量で約 4.4kg でした。

① 代かき：令和７年５月 14 日　　② 田植え：令和７年５月 28 日
③ 稲刈り：令和７年１０月８日　　④ 脱　穀：令和７年 10 月 29 日

来館者数と自然に関する教室実施数

	令和７年度
来館者数	51,555 名
自然に関する教室	10 回：159 名

9．北区環境リーダー・ジュニア環境リーダー養成事業

平成 16 年度から、地域における環境活動を実践し、持続可能な社会を担う人材の育成とその活動等を支援することを目的に、環境学習リーダー養成講座を、令和７年度もみどりと環境の情報館（エコベルデ）、自然ふれあい情報館、東京家政大学において実施しています。

また、環境リーダーの組織化を図るため、令和３年１１月から「東京都北区環境リーダー登録制度」を開始しました。さらに、環境学習の生涯学習化を図るため、幼少期から継続して学ぶことができるジュニア環境リーダー養成講座を令和３年度から開始しています。

講座実施回数と参加者延人数

	令和７年度
環境リーダー養成講座	35 回：352 名
環境リーダー養成講座終了生活動	77 回：116 名
ジュニア環境リーダー養成講座	６回：56 名

※北区環境大学による環境リーダー養成講座・ジュニア環境リーダー養成講座を含んでいます。

10．自然観察コース

区民が身近に自然と親しめる場所、自然観察に役立てることができる場所として、石神井川沿いと赤羽緑道公園に自然観察コースを設けました。コースには、周囲で見られる野鳥や北区で絶滅の危機に瀕している植物等をセラミックプレートに描いた説明プレートと、野鳥の彫刻等が随所に設置してあります。視覚障害者の方にも楽しんでいただけるよう、野鳥の彫刻は、形、大きさをできるだけ忠実に再現したブロンズ像となっています。

石神井川自然観察コース（平成４・６年度開設）：王子駅の近くの音無親水公園から石神井川に沿い、板橋区境の音無くぬぎ緑地まで

赤羽緑道自然観察コース（平成５年度開設）：赤羽緑道公園のうち、八幡坂付近の入り口から桐ケ丘体育館付近まで

11．こどもエコクラブ

次代を担う子ども達の環境教育・学習を推進するため、環境省（旧環境庁）が中心となり平成７年度からこどもエコクラブの事業がスタートしました。

区は、こどもエコクラブの地方事務局としてホームページで本事業の周知・案内を行っています。令和７年度は、13 クラブ２２人が登録し活動しました。

第３章　みどりの保全

１．北区緑の基本計画の改定

区は昭和 59 年に「北区緑の基本構想」を策定し、昭和 60 年に「東京都北区みどりの条例」を制定しました。その後、昭和 62 年に「北区緑の基本計画」を策定し、平成 12 年３月、平成 22 年３月に、この計画を改定しました。平成 29 年の都市緑地法、都市公園法、生産緑地法等の改正を踏まえ、新たな課題への取り組みも盛り込んだ今後 10 年間の基本指針として、令和２年３月に「北区緑の基本計画 2020」を策定しました。

２．北区緑の基本計画の概要

（1）計画の目的と位置付け

本計画は、区民、事業者、区の参加による、より豊かな自然と快適な都市環境を次世代に引き継いでいくことを目的としています。

また、本計画は北区基本計画および北区環境基本計画などを上位計画として、都市緑地法および東京都北区みどりの条例に基づき策定（改定）されるもので、緑の視点を踏まえたまちづくりの指針となります。加えて、生物多様性の保全・回復等に関する取組を明確にすることにより、本計画内に生物多様性地域戦略を位置づけています。

（2）計画の目標年次

本計画では、中間年次を令和６年、目標年次を令和 11 年として設定しています。

（3）緑づくりの基本理念

「ひといきいき　みどりいきいき　育てる　つながる北区」をキャッチフレーズとして、区民・事業者・区の参加と協働のもと、緑を保全・創出することにより、より豊かな自然と快適な都市環境を次世代に引き継いでいきます。

（4）６つの基本方針

北区が重視する地球環境保全、生物多様性の保全、レクリエーション、景観形成、防災、コミュニケーションの６つの緑の役割に基づく緑の課題を解決し、より暮らしを豊かにしていくグリーンインフラとしての多面的価値を区民が享受できるように、「緑づくりの基本理念」を実現するため基本方針を示します。

基本方針１．人と地球にやさしい緑づくり
基本方針２．生きもののにぎわいのある緑づくり
基本方針３．魅力ある公園やふれあえる緑づくり
基本方針４．自然・文化を彩る緑づくり
基本方針５．安全・安心を高める緑づくり
基本方針６．参加・協力・学びによる緑づくり

（5）緑づくりの施策

基本方針の具体的な取り組みとして、北区が行う緑づくりの施策を、緑を守り育てる「緑を保全する施策」、さらなる緑の拡大を図る「緑を創出する施策」、区民の緑づくりを支援する「緑とのふれあいの場と機会を広げる施策」の３つに大別して示します。

（6）計画の進行管理

計画に基づく施策を確実に実施させることはもとより、事業のあり方や計画の内容について継続的な向上をはかることが必要です。本計画では、北区緑の基本計画（Plan）→各種施策の実施（Do）→進捗状況や結果の点検・公表（Check）→事業・計画の見直し・改定（Action）を行う PDCA サイクルの方法に基づき、進行管理を行うこととします。

3. 緑の実態調査

北区における緑の状況を調査するために、北区みどりの条例に基づき５年毎に実施している「北区緑の実態調査」のなかで、緑被率の他、樹木、生け垣、屋上緑化、壁面緑化などについて行っています。

区内緑被率の推移

調査年度	平 15	20	25	30	令５
緑被率（%）	15.2	18.5	19.05	18.43	18.26

4. みどりをまもる

（1）保護樹木等

「東京都北区みどりの条例」（昭和 61 年４月施行）は、北区における“緑の憲章”ともいうべき「北区緑の基本構想」を制度的に担保するために制定されたもので、区ではこの条例に基づき、次のような緑の保護策を実施しています。

ア. 保護樹木等の指定

都市のなかの木や生け垣は、身近なみどりとして私たちの心に安らぎと潤いを与えます。

このようなみどりを守るために、区は、指定基準にあった樹木、樹林、生け垣（以下樹木等とする）を所有者の同意を得て保護樹木等として指定しています。

保護樹木等の指定基準と対象数

種　別	指　定　基　準
樹　　木	・1.5m の高さにおける幹回りが 1.5m 以上で高さが 15m 以上であること ・登はん性樹木については、枝張りの面積が 30 ㎡以上あること ・歴史的由緒又は稀少価値のある樹木で区長の認めるもの
樹　　林	その存する土地の面積が 300 ㎡以上で集団をなしていること
特別保全樹林	北区指定保護樹林のうち、自然度が高く「特別保全樹林」として指定した樹林
生　け　垣	高さ 1m 以上で、かつ、その長さが 30m 以上あること

保護樹木等指定状況

年度	保護樹木（本）			保護樹林（㎡）			保護生け垣（m）		
	指定	解除	現存	指定	解除	現存	指定	解除	現存
2	7	9	441	0	0	(14 か所) 13,692	(1 か所) 30	0	(41 か所) 2,320
3	4	19	426	0	0	(14 か所) 13,692	0	0	(41 か所) 2,320
4	3	4	425	0	(1 か所) 405	(13 か所) 13,287	(2 か所) 139	0	(43 か所) 2,459
5	0	7	418	0	0	(13 か所) 13,287	(1 か所) 30	0	(44 か所) 2,489
6	3	7	414	0	0	(13 か所) 13,287	0	0	(44 か所) 2,489
7	4	16	402	0	0	(13 か所) 13,287	0	0	(44 か所) 2,489

イ．維持管理助成

保護樹木等の健全な維持を図るため、区では、管理等に関する技術支援や経費の一部補助、樹木等の倒壊による被害救済のための保険への加入補助を実施しています。

令和７年度の助成実績

助成の種類	件数
保護樹木等	４６
特別保全樹林	1

（2）保存樹林の保護

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」第二条により保存樹林として指定し、第四条の規定により標識を設置し、維持管理経費の一部助成を行っています。

保存樹林・・・1 か所（平塚神社）北区上中里 1-47

面積　3,000 ㎡　　主な樹種　ケヤキ、イチョウ

5. みどりをふやす

（1）緑化計画書

一定規模以上の開発・建築時には、緑化計画書を提出いただき、認定を受ける形で、緑化に協力いただいています。

ア．公共施設の緑化

公共施設については、面積にかかわりなく、次のような基準により植栽を行うなど、緑化に努めています。

公共施設の緑化基準

道　　路	歩道の幅が 3.5m以上の場合は、道路の区分又は状況に応じて、街路樹及び植樹帯又はそのいずれかを設ける
公　園　等	公園の種別により、敷地面積の 3/10 から 8/10 以上の面積を緑化する
学校・庁舎等	敷地面積の 8/100 以上の面積を緑化対象として植樹する 塀は原則として生け垣とする

イ．民間施設の緑化

昭和 61 年 4 月から「北区みどりの条例」に基づき、300 ㎡以上の敷地で開発・建築等を行う区民・事業者については、次のような基準により植栽を行うなど、緑化に努めていただいています。

緑化対象面積の基準（平成 25 年 10 月改正）

用　途　地　域	緑化面積率
第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域・第二種住居地域 第二種低層住居専用地域・準工業地域・工業地域	敷地面積の 10%以上
近隣商業地域・商業地域	敷地面積の 5%以上 （ただし、防火地域については 3%以上）

ウ．緑化計画書による緑化の認定実績　　面積：単位㎡

年度	民間			公共			合計		
	敷地面積	件数	緑化面積	敷地面積	件数	緑化面積	敷地面積	件数	緑化面積
2	109,570	58	14,241	36,184	13	6,284	145,754	71	20,525
3	140,800	43	16,834	68,336	10	9,258	209,136	53	26,092
4	187,616	51	39,326	65,460	18	10,120	253,076	69	49,446
5	102,792	57	11,214	77,478	14	11,768	180,270	71	22,982
6	167,555	52	17,947	49,857	14	7,855	217,412	66	25,802
7	73,948	53	8,757	16,429	5	2,136	90,377	58	10,892

（2）生け垣造成助成

生け垣は美しい街並みをつくり、防災にも大きな役割を果たします。そして身近にある緑は、私たちの心を和ませます。区では、昭和 58 年から「東京都北区生け垣造成助成金交付要綱」に基づき、新たに設置する生け垣（既存の塀を取り壊して生け垣に改造するものも含む）を対象に、造成費用の一部を助成しています。

ア．助成基準

助成対象となる生け垣	以下の 4 項目全てに該当すること 1．生け垣の総延長が 1m以上であること 2．生け垣用樹木の高さが、植栽時において 1m以上であること 3．生け垣用樹木が相互に葉の触れあう程度に列植され、生け垣の外観をそなえるもの 4．道路に面していること（私道も含む）		
助成金額	1. 生け垣造成費用	1mにつき	①みどりのモデル地区等：12,000 円（限度 40m） ②その他の区内：8,000 円（限度 40m）
	2. ブロック塀等の撤去費用	1mにつき	①みどりのモデル地区等：5,000 円（限度 40m） ②その他の区内：5,000 円（限度 40m）

※造成費用が助成額に満たない場合は実費額になります。

イ．生け垣造成助成実績

年度	2	3	4	5	6	7
生け垣造成助成の長さ（m）	25	25	42	0	0	0
生け垣造成助成の累計（m）	5,897	5,922	5,964	5,964	5,964	5,964
生け垣造成助成の件数（件）	4	3	2	0	0	0
ブロック塀等撤去の長さ（m）	5	0	0	0	0	0
ブロック塀等撤去の件数（件）	1	0	0	0	0	0

（3）都市建築物緑化助成

屋上やベランダ、壁面等の緑化は、街並みに潤いを与えるだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和や汚染された空気を浄化するなど、都市環境の改善にも役立ちます。区では、平成 5 年から「東京都北区都市建築物緑化促進事業助成金交付要綱」に基づき、新たに屋上緑化等を行う方に対し、造成費用の一部を助成しています。

ア．助成基準

	助成対象事業	助成金額	限度額
屋上緑化	建築物の屋上に３㎡以上の緑化区画を造成して樹木等を植栽する事業	屋上緑化費用の 1/2 又は２万円/㎡の少ない方	100 万円
ベランダ緑化	建築物のベランダに１㎡以上の緑化区画を造成して樹木等を植栽する事業	ベランダ緑化費用の 1/2 又は２万円/㎡の少ない方	20 万円

壁面緑化	建築物の壁面にフェンス等を設置し、つた等を這わせて緑化する事業	5千円/㎡ 又は20万円の少ない方	20万円

※プランター助成は平成15年度以降廃止

イ．建築物緑化助成実績

実施年度	屋上緑化		ベランダ緑化		壁面緑化	
2	0件	0円	0件	0円	0件	0円
3	2件	1,440,000円	1件	200,000円	0件	0円
4	2件	720,000円	1件	20,000円	0件	0円
5	0件	0円	0件	0円	0件	0円
6	1件	45,000円	0件	0円	0件	0円
7	0件	0円	0件	0円	0件	0円

6. みどりを育てる

（1）みどりの協定

ア．住民によるみどりの協定

概ね10戸以上の建築物の集団、1自治会または1町会を基準として、会員の合意によりみどりの協定を締結した場合は、作成したみどりの協定書の認定を区に求めることができます。協定書が適切である場合は、区はその協定書を認定します。また、協定区域内の住民に対し、花苗等の供給や樹木の選定の助言・指導等、みどりの育成に必要な措置を行い、協定区域内に標識を設置します。

住民によるみどりの協定認定状況

認定年度	地区名	所在地	協定期間
6	東田端地域振興室管内	-	令和7年2月～（5年以内）

イ．事業所等とのみどりの協定

区は、1,000㎡以上の敷地を有する事業所等の事業者または管理者とみどりの協定を締結することができます。協定締結後は、その協定の定めるところに従い、事業者・管理者に協定区域内（事業所等）の緑化を行っていただきます。区は、協定事業者・管理者に対し、苗木等の供給や樹木の選定の助言・指導等、みどりの育成に必要な措置を行い、協定区域内に標識を設置します。

ウ．助成実績

花苗等配付金額　498,960円

（2）モデル地区の指定

区はみどりの保護と育成のために、特に必要があると認める一定の区域（1街区以上、1自治会または1町会）をみどりのモデル地区として、当該区域内の住民の意見を聞き指定します。区はモデル地区を指定したときは、その区域内に標識を設置し特にみどりの保護と育成に必要な措置を行い、かつ区域内の公共施設の緑化に努めます。

ア．緑化推進モデル地区

地区内の緑被率（みどりに覆われている面積の割合）が30%未満で、みどりを増やし育てることを主な目的とする地区で、平成３年度から２８年度まで、延べ２１地区を指定しました。

令和３年度に1地区、令和５年度に２地区を指定し、モデル地区内の緑化に努めています。

緑化推進モデル地区指定状況

指定年度	地区名	指定期間
３	堀船３丁目地区	令和３年６月～令和８年６月
５	豊島７丁目南町会	令和５年６月～令和 10 年６月
５	豊島七丁目北栄会	令和５年６月～令和 10 年６月

イ．緑化保全モデル地区

地区内の緑被率が 30%以上で、現存するみどりの保護を主たる目的とする地区で、昭和 62 年度から平成 5 年度まで 2 地区を指定し、緑の保護を行ってきましたが、平成 5 年度以降新たな指定は行っていません。

ウ．助成実績

花苗等配付金額　1,006,786 円

（3）みどりの協力員（第 20 期委嘱期間令和６年４月～令和８年３月）

緑化に深い関心を持つ１８歳以上の区民を対象に、みどりの協力員として区長が委嘱します。令和８年３月現在 15 人で、任期は２年です。協力員は、区民の代表として区の施策に協力し、それぞれの地域で緑化思想の普及に努める役割を担っています。

（4）グリーンフェスタ（旧区民植木市）

緑化推進事業の一環として昭和 48 年から開催していた区民植木市を、令和５年度に「グリーンフェスタ」とリニュアルし、区民等に緑化意識の啓発及び地域の緑化の推進を図ることを目的として実施しています。苗木等の無料配布や園芸相談員による緑の無料相談のほか、植物の販売等を行っています。

グリーンフェスタの開催月日及び開催場所

事　業　名	開　催　月　日	開催場所
北区グリーンフェスタ 2025	令和７年5月17日・18日	飛鳥山公園

※17 日は雨天のため中止

グリーンフェスタの様子



緑の相談コーナー相談件数

年　度	合　計
３	
４	
５	49 件
６	64 件
７	25 件

※令和３年度～４年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

（5）「北区で苗木を育てよう」プロジェクト

「北区緑の基本計画 2020」にて定めた 2029 年度までの目標である緑被率 20%の達成に向けて、イベント等を通じて区民へ苗木を配布し、地域緑化を促進するとともに、緑化推進への機運醸成や行動変容に繋げていくことを目的とし、令和８年度より試行実施します。

（6）花のあるまち推進事業

平成 17 年 10 月から、区民との協働を目指した「東京都北区美化ボランティア制度」がスタートしました。ＪＲ主要駅周辺を中心に道路、公園、区有施設などで花壇等の植栽・管理を行っています。（道路公園課に一部執行委任）

令和７年度は、８７団体の方々と北区が協働して、花とみどりで彩られたまちづくりを進めました。

＜主な活動場所＞

赤羽駅東口広場（赤羽駅）、飛鳥山公園（王子駅）、上中里駅前広場（上中里駅）、北とぴあ平和祈念像前花壇、ふれあい館、滝野川第二小学校脇花壇、王子駅前北本通り沿い、西ケ原都道沿い等

（7）都電荒川線沿線緑地の管理

区民や都電利用者の方々に四季折々の花や緑を楽しんでいただくため、東京都交通局と北区との間で協定を締結し、都電が区内を走る約 2.7km の区間に、ツツジやサザンカ、キンモクセイなどの木や草花を植栽しています。区は、良好な状態を維持するため、剪定や除草、清掃、施肥等の維持管理を行っています。

7. 緑の募金運動

毎年みどり豊かな首都の建設と、みどりを愛する心を育てることを目的として、春期３月１日～５月 31 日、秋期９月１日～10 月 31 日まで「緑の募金運動」を展開しています。

募金は、森林整備を行うボランティア団体等への助成や区市町村などを通じた花苗や苗木の配布のほか、募金資材の購入や緑の募金の普及啓発等に活用されます。



北とぴあ平和記念像前花壇ボランティア

第４章　温暖化問題への対応

地球温暖化の進行により、世界中で豪雨やハリケーン、熱波による干ばつ等これまでにない気象災害が頻発しています。我が国においても、集中豪雨や大型台風による土砂災害被害、また猛暑による熱中症患者の増加などへの対応が喫緊の課題となっています。地球温暖化の主な原因は、人間の活動による二酸化炭素（CO_2）をはじめとした温室効果ガスの大量排出であるとされており、「脱炭素」に向けて、各国の環境意識は飛躍的な高まりをみせています。

【国際社会の動向】
- 平成９年 12 月、第３回気候変動枠組条約締約国会議（以下 COP）における京都議定書の採択により、各国に温室効果ガスの削減が義務付けられました。
- 平成 27 年９月、国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中に、持続可能でより良い社会の実現をめざす世界共通目標（SDGs）が掲げられました。
- 平成 27 年 12 月、COP21 におけるパリ協定の採択により、CO_2削減目標の報告が義務付けられました。
- 平成 30 年に、国連の気候変動に関する政府間パネル（以下 IPCC）の特別報告書において、「気温上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃に抑えるためには、2050 年までにCO_2の実質排出量をゼロにすることが必要」と公表されました。
- 令和３年８月、IPCC の報告書において、地球温暖化が起きていることだけでなく、地球温暖化が人間の影響で起きていることを、初めて「疑う余地がない」と評価・公表されました。

【国内の動向】
- 平成 28 年５月、パリ協定の採択を受け、2030（令和 12）年度までに平成 25 年度比で 26%（平成 17 年度比で 25.4%）の温室効果ガス削減目標を盛り込んだ「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。
- IPCC の第５次評価報告書において、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、すでに表れている影響に対して「適応」を進めることが求められており、平成 30 年６月に公布された「気候変動適応法」に基づき、「気候変動適応計画」が同年 11 月に閣議決定されました。
- 令和元年６月、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。この戦略では、最終到達点としての「脱炭素社会」が掲げられ、G7 では初となる温室効果ガス排出量実質ゼロ（2050 年までに 80%の削減）に取り組むとされています。
- 令和 2 年 10 月の総理の所信表明演説において、「2050 年までに脱炭素社会の実現を目指す」と宣言されました。
- 令和３年６月、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、2050 年までの脱炭素社会の実現を明確にした改正地球温暖化対策推進法が公布されました。
- 令和３年 10 月、「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。2030 年度の温室効果ガス削減目標を 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向け挑戦していくことを宣言するとされています。

北区においては、地球温暖化対策地域推進計画を策定し、区民・事業者・区が一丸となって地球温暖化対策の取組みを進めています。しかし、上記のような地球環境をめぐる社会情勢の変化に対応するため、北区環境基本計画 2015 の改定と同時に本計画を改定し、より一層の地球温暖化対策を推進するものとして、令和５年２月に「北区地球温暖化対策地域推進計画」及び「気候変動適応計画」を包含した新たな「北区環境基本計画 2023」を策定しました。

１．北区ゼロカーボンシティ宣言

令和３年６月 24 日、区では、誰もが地球温暖化による気候危機の現状を我が事として受け止め、一致団結して温暖化の進行にブレーキをかける行動を起こし、「活力あふれる持続可能なまち北区」を明日へとつなぐため、2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指す「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。また、令和４年度には同宣言の認知度の浸透等を図るため、「北区ゼロカーボンシティロゴマーク」を作成しました。

今後は 2030 年（令和 12 年）までを集中期間として位置づけ、その期間の取組みが重要であるとの認識のもと、施策の強化や充実に取り組みます。

北区ゼロカーボンシティロゴマーク





2．北区地球温暖化対策地域推進計画

区では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、区の自然的社会的条件を考慮のうえ、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策をまとめた「北区地球温暖化対策地域推進計画」を平成 20 年３月に策定しましたが、計画期間の終了に伴い、平成 30 年３月に「第２次北区地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

なお、本計画は前頁記載のとおり、令和５年２月「北区環境基本計画 2023」に包含された「北区地球温暖化対策地域推進計画」として、新たに策定されています。

3．北区での温室効果ガス排出量

「北区地球温暖化対策地域推進計画」（第１次計画）では、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素（廃棄物部門を除く）に対象を絞って短期目標と中長期目標を掲げており、短期目標では、第１次計画基準年度（※）に対し、平成 20 年度～24 年度の期間平均で 2%、中長期目標では、平成 20 年度～29 年度の期間平均で 3%、二酸化炭素を減少させることとしていました。

また、「第２次北区地球温暖化対策地域推進計画」（第２次計画）では、二酸化炭素に限らず温室効果ガス排出量を令和 12 年度までに平成 25 年度比で 26%削減することにしていました。

令和４年度には、北区環境基本計画中に「北区地球温暖化対策地域推進計画」を位置づけ、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、区内の温室効果ガスを令和 12 年度までに平成 25 年度比で 50%削減することにしています。

北区の温室効果ガス排出量の推移　（単位：千 t-CO_2）

年　度	CO_2	CH_4	N_2O	HFCｓ	PFCｓ	SF_6	NF_3	合計
第１次計画　基準年度（※）	1,129	2	11	6	0	2	0	1,150
2006 年度（平成 18 年度）	1,068	1	8	11	0	0		1,089
2007 年度（平成 19 年度）	1,180	1	8	24	0	0		1,214
2008 年度（平成 20 年度）	1,164	1	7	28	0	0		1,201
2009 年度（平成 21 年度）	1,097	1	7	32	0	0		1,138
2010 年度（平成 22 年度）	1,097	1	6	34	0	0		1,138
2011 年度（平成 23 年度）	1,142	1	5	36	0	1		1,185
2012 年度（平成 24 年度）	1,229	1	5	41	0	1		1,276
2013 年度（平成 25 年度） 第２次計画　基準年度	1,211	2	4	55	0	0	1	1,272
2014 年度（平成 26 年度）	1,151	2	4	61	0	0	0	1,219
2015 年度（平成 27 年度）	1,128	2	5	66	0	0	0	1,201
2016 年度（平成 28 年度）	1,101	2	4	74	0	0	0	1,181
2017 年度（平成 29 年度）	1,126	2	4	87	0	0	0	1,219
2018 年度（平成 30 年度）	1,133	1	4	91	0	0	0	1,229
2019 年度（令和元年度）	1,061	2	4	95	0	0	0	1,163
2020 年度（令和２年度）	1,058	2	4	97	0	0	0	1,161
2021 年度（令和３年度）	1,069	1	4	100	0	1	0	1,174
2022 年度（令和４年度）	1,054	2	3	88	0	0	0	1,148
2023 年度（令和５年度）	950	2	3	67	0	1	0	1,023

※第１次計画基準年度：1990 年度の CO_2、CH_4、N_2O 及び 1995 年度の HFCs、PFCs、SF_6、NF_3
※2013 年度より地球温暖化係数の大きい三ふっ化窒素（NF_3）を対象ガスに追加。
※四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがあります。

北区の温室効果ガス排出量の推移グラフ

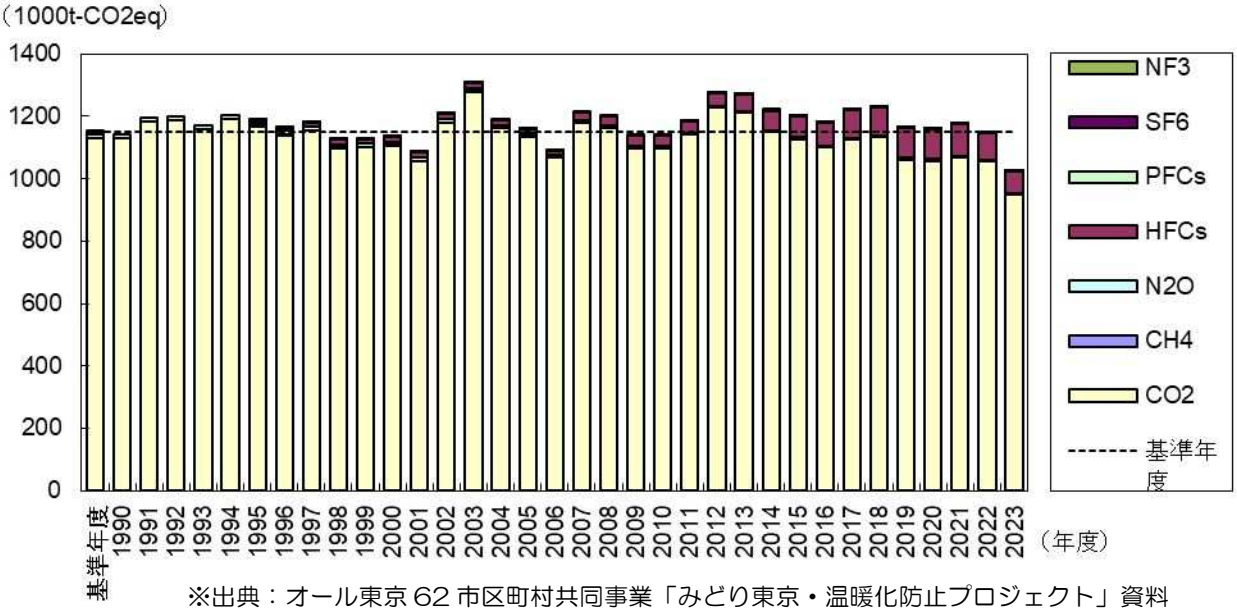

※出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料

4．北区役所の取組み

区では、平成２年度から庁内での再生紙の利用や古紙の分別回収などを進めてきたほか、平成７年度には「北区役所快適環境行動・配慮指針」を策定し、平成 10 年度から、省エネルギー・省資源・グリーン購入などに関する取組みを行ってきました。

現在は、平成 21 年５月に認証取得したエコアクション21 に基づく環境マネジメントシステムを運用し、目標の達成を目指しています。

（１）北区役所地球温暖化対策実行計画（北区役所ゼロカーボン実行計画）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定された実行計画(事務事業編)として「北区役所地球温暖化対策実行計画」を平成 14 年度に策定し、自治体における事務事業に関する温室効果ガスの排出量削減や吸収作用の保全及び強化に努めてきました。

温室効果ガス排出量については、「第２次計画」から指定管理者導入施設を算定対象から外したため減少しました。平成 21 年度からは「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の改正により、公園・倉庫、指定管理者導入施設等を算定対象に加えたため増加しました。平成 23 年度は、東日本大震災の影響で、区民施設の開館時間等を短縮するなどの節電対策を徹底したため、大幅に減少しましたが、平成 24 年度より施設の開館時間等を短縮前に戻したため、エネルギー使用量が増加し、温室効果ガス排出量も増加しました。また、東日本大震災以降、火力発電由来の電力供給量が増加した影響により、電気使用量あたりの温室効果ガス排出係数が上昇し、温室効果ガス排出量も増加傾向となっていましたが、平成27・28 年度は、排出係数が減少傾向となり、温室効果ガス排出量も減少しました。しかし、平成29 年度は、電気使用量の増加等の影響により、温室効果ガス排出量が増加しました。令和元年度は、電気の温室効果ガス排出係数が低い電力会社を採用した施設が多かったことから温室効果ガス排出量が減少しました。令和２年度からは、特に電気事業者の排出係数の改善がなされたことにより、温室効果ガス排出量が減少しましたが、令和３年度は増加、令和４年度は減少しました。令和５年２月には、「第６次計画」に相当する「北区役所ゼロカーボン実行計画」を策定しました。

令和７年度は、令和６年度と比較して、電気使用量及びガス使用量が増加したことに加え、多くの電力会社において、温室効果ガス排出量の算定に用いる電気の基礎排出係数が前年度より上昇したことなどから、温室効果ガス排出量が増加しました。

2027（令和 9）年度までに平成 25 年度比で 42%削減という目標のため、引き続きエネルギー使用量の把握に努めるとともに、省エネルギー設備の導入や日常的な省エネルギーの取組を推進します。また、太陽光発電設備の導入や再生可能エネルギー由来の電力の利用拡大など、区有施設における再生可能エネルギーの導入・活用を推進し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいきます。

北区役所地球温暖化対策実行計画実施結果

各計画の基準年排出量 ($kg-CO_2$)		目標削減率	年度	温室効果ガス排出量 ($kg-CO_2$)
第1次	基準年度 平成 12 年度 19,523,529	▲3%	14	19,031,626
			15	18,189,845
			16	18,712,024
第2次	基準年度 平成 16 年度 18,712,024	基準年を超えない	17	17,736,344
			18	15,322,054
			19	15,692,629
第3次	基準年度 平成 15 年度 19,000,107※1	基準年を超えない	20	20,869,624
			21	22,869,384
			22	23,780,112
			23	20,855,851
			24	22,017,233
第4次	基準年度 平成 22 年度 24,489,974※2	▲7%	25	23,371,506
			26	25,780,114※3
			27	24,825,881
			28	24,337,786
			29	24,995,957
第5次	基準年度 平成 25 年度 27,191,720※4	▲15%	30	24,285,300
			元	21,639,017
			2	20,460,490
			3	20,903,609
			4	20,750,363
第6次	基準年度 平成 25 年度 27,191,720※4	▲42%	5	20,369,311
			6	18,523,566※5 （J-クレジット反映:18,148,566）※6
			7	20,154,433 （J-クレジット反映:19,727,433）※6
			8	―
			9	―

※1　平成 20 年 6 月の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の改正により、平成 22 年度から報告義務が生じることになった二酸化炭素以外の 3 物質（メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン）と、「東京都地球温暖化対策指針」（平成 17 年 4 月）で算定対象となっている水の使用量、公共下水道への排水量を新たに加えて温室効果ガス排出量を算定したため、第 1 次実行計画の実績値よりも大きな値となっています。

※2　平成 22 年度の温室効果ガス排出量を、実態に即したものとするため、平成 24 年度時の各種温室効果ガス排出係数を用い計算しなおした値です。

※3　平成 27 年 8 月 27 日に温室効果ガス総排出量の算定に用いる電力事業者別排出係数の修正が発表されて再計算を行ったため、「北区の環境（平成 26 年度実績）」の数値と異なっています。

※4　平成 25 年度の温室効果ガス排出量を、実態に即したものとするため、調整後の排出係数ではなく、実排出係数を用いて再計算した値です。

※5　令和6年度実績値から、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における電気の排出係数の算定方法が見直され、電気事業者別の基礎排出係数について、非化石電源に係る環境価値を反映した係数が用いられることとなりました。そのため、年度間の比較にあたっては、排出係数の変更による影響が含まれます。

※6　省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量を J クレジットとして認証しており、温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスの埋め合わせをします。カーボン・オフセットによる相殺を含めて算出した値です。

5．環境活動自己診断事業

環境活動自己診断書は、平成８年度の「北区環境行動・配慮指針」で、区民が、環境への配慮をどの程度行っているかを自己診断するものとして策定しました。本事業では、地球温暖化問題や地域環境問題を考えて日常生活を過ごしているか、大きな負荷を負わせていないか、また、環境負荷を軽減するための行動を実践しているかなどの項目について、自己診断することができます。

平成 10 年度からは、子どもの頃から環境に関心を持ち地球にやさしい生活を心がけてもらうため、区立小学校の児童に、夏休みの間、日常生活での省エネルギーやリサイクルなどをチェックしてもらう「小学生環境活動自己診断事業」を開始しました。

平成 10 年度は滝野川第六小学校の４・５・６年生を対象に、平成 11 年度には滝野川第一小学校、滝野川第三小学校、滝野川第六小学校、東十条小学校の５年生を対象に事業を実施しました。さらに、平成 12 年度からは、対象を区立全小学校の５年生に拡げ、平成 13 年度からは、５年生の家族にも参加いただきました。

なお、平成 24 年度以降は５年生の児童のみとなっております。

環境活動自己診断の参加状況　（対象：区立全小学５年生）

年　度		3	4	5	6	7
児童	対象校数	35 校	34 校	34 校	33 校	33 校
	対象人数	2,156 人	2,137 人	2,232 人	2,316 人	2,425 人
	回答校数	34 校	34 校	34 校	33 校	33 校
	回答者数	1,781 人	1,717 人	1,751 人	1,801 人	1,827 人
	回答率	83%	80%	78%	77%	75%

6．きた eco 道場の開催

広く環境について学ぶための講座を組み合わせた「省エネ道場」を平成 28 年度から開催しています。省エネや環境に対する知識の向上を目標とし、平成 29 年度からは、新たに段位認定制度を導入し、知識向上の促進を図っています。

なお、令和 6 年度から、省エネに限らず広くエコについて楽しく学べることを目的とし、名称を「きた eco 道場」と変更して実施しています。

年度	開催回数	参加者累計
3	4 回	延べ 95 名
4	7 回	延べ 111 名
5	8 回	延べ 94 名
6	6 回	延べ 97 名
7	6 回	延べ 95 名

7．森林整備体験学習事業の実施

区内に在住、在学の小学校５・６年生を対象に、友好都市等における森林資源を活用した森林整備体験学習事業を令和６年度から実施しています。

年度	北海道清水町	群馬県中之条町
6	20 名	6名
7	26 名	15 名

8．再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成

区内で発生する温室効果ガスの排出量を削減するため、再生可能エネルギー・省エネルギー機器等を導入する個人や事業者の方に対し、その費用の一部を助成する制度を平成 20 年６月から開始しています。また、平成 27 年度より住宅・事業所用の助成対象機器において区内業者加算の追加、令和４年度より中小企業者等向けに環境マネジメントシステム認証取得事業者（EMS 認証取得事業者）に対する助成額の加算を導入しました。令和５年度には町会・自治会等向けへのメニューを新設しました。

令和７年度の対象機器等及び助成要件は以下のとおりです。

助成要件（住宅・事業所）

種　類	対象機器等の要件
太陽光発電システム	以下の２つの条件を満たすものであること。 ①一般財団法人電気安全環境研究所（JET）による太陽電池モジュール認証を受けたもの、又はそれに準じた性能を持つと区長が認めるものであること。 ②太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力が 10kW 未満であること。
高効率給湯器 （エコキュート・ハイブリッド給湯器）	以下の２つのうち、いずれかを満たすものであること。 ① エコキュート：CO_2 冷媒ヒートポンプ給湯器で、日本工業規格 JISC9220:2011 評価に基づく性能表示における年間給湯保温効率（JIS）が 2.7 以上又は年間給湯効率（JIS）が 3.1 以上であること。ただし、塩害地向けタイプ、多缶式タイプ、 角型１缶タイプ、 容量が 240 リットル未満の小容量タイプ、一体型タイプ又は多機能タイプの機器については、年間給湯保温効率（JIS）が 2.4 以上又は年間給湯効率（JIS）が 2.7 以上であること。 ② ハイブリッド給湯器：熱源設備は電気ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つものであり、電気式ヒートポンプが中間期（JIS 基準に定める中間期）の COP が 4.7 以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が 94%以上であること。
家庭用燃料電池装置（エネファーム）	①定格運転時において 0.4 以上 1.5ｋW以下の発電出力であること。 ②定格運転時における低位発熱量基準（LHV 基準）の総合効率が 80%以上（HHV 基準で 72%相当以上）であること。 ③貯湯容量 20 リットル以上のタンクを有し燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられること。
高反射率塗料	①全波長領域において灰色（N6）の試験片で測定された日射反射率が 50%以上を有するもの又は、環境省の環境技術実証事業（ETV）ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）における実証対象技術一覧の高反射率塗料であること。 ②申請者の占有部分に接する屋上又は屋根面のみ（立上り等を含む）への上記塗料の塗布であること。
住宅用蓄電システム	国が令和 5 年度以降に実施した補助事業において補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブに指定された蓄電システムであること。
窓の断熱改修	対象となる室内の全ての外気等に接する既存の窓を複層ガラス又は二重窓に改修し、改修後のガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下であること。
ＨＥＭＳ	電気等のエネルギー使用量を自動計測する機器等を取り付け一元管理し、消費電力量などの「見える化」「制御」等を行うことができるもので、一般社団法人エコーネットコンソーシアムの ECHONET Lite を標準的なインターフェースとして搭載しているものであること。

助成要件（分譲住宅の管理組合等）

種　類	対象機器等の要件
太陽光発電システム	建物の共用部分においてのみ使用する太陽光発電システムであって、以下の 2 つの条件を満たすものであること。 ①一般財団法人電気安全環境研究所（JET）による太陽電池モジュール認証を受けたもの、又はそれに準じた性能を持つと区長が認めるものであること。 ②太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力が 10kW 未満であること。
ＬＥＤ照明器具・ ＬＥＤ誘導灯器具	建物の共用部分においてのみ使用するLED 照明器具・LED 誘導灯器具であり、次の要件を満たすものであること。 【LED 照明器具】 ①照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋め込み形又は壁付け形として使用する器具であること（卓上スタンドその他のコンセント設備を使用する器具及び非常用照明器具を除くものとする。）。 ②定格光束が 600lm 以上 2200lm 未満の場合は、固有エネルギー消費効率が 30lm/W 以上、2200lm 以上の場合は固有エネルギー消費効率が 60lm/W 以上であること。 ③定格寿命が３万時間以上であること。 【LED 誘導灯器具】 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱第２の指定を満たすものであること。

助成要件（中小企業者等）

種　類	対象機器等の要件
太陽光発電システム	事業用途にのみ使用する太陽光発電システムであって、以下の 2 つの条件を満たすものであること。 ①一般財団法人電気安全環境研究所（JET）による太陽電池モジュール認証を受けたもの、又はそれに準じた性能を持つと区長が認めるものであること。 ②太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力が 10kW 未満であること。
エアコンディショナー	事業用途にのみ使用するエアコンディショナーであって、都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱（平成 21 年３月 10 日付 20 環都計第 529 号）第２の指定基準を満たすものであること。
ＬＥＤ照明器具・ ＬＥＤ誘導灯器具	事業用途にのみ使用するLED 照明器具・LED 誘導灯器具であり、次の要件を満たすものであること。 【LED 照明器具】 ①照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋め込み形又は壁付け形として使用する器具であること（卓上スタンドその他のコンセント設備を使用する器具及び非常用照明器具を除くものとする。）。 ②定格光束が 600lm 以上 2200lm 未満の場合は、固有エネルギー消費効率が 30lm/W 以上、2200lm 以上の場合は固有エネルギー消費効率が 60lm/W 以上であること。 ③定格寿命が３万時間以上であること。 【LED 誘導灯器具】 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱第２の指定を満たすものであること。

助成要件（町会・自治会）

種　類	対象機器等の要件
太陽光発電システム	事業用途にのみ使用する太陽光発電システムであって、以下の 2 つの条件を満たすものであること。 ①一般財団法人電気安全環境研究所（JET）による太陽電池モジュール認証を受けたもの、又はそれに準じた性能を持つと区長が認めるものであること。 ②太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力が 10kW 未満であること。
エアコンディショナー	事業用途にのみ使用するエアコンディショナーであって、都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱（平成 21 年３月 10 日付 20 環都計第 529 号）第２の指定基準を満たすものであること。
ＬＥＤ照明器具・ＬＥＤ誘導灯器具	事業用途にのみ使用する LED 照明器具・LED 誘導灯器具であり、次の要件を満たすものであること。 【LED 照明器具】 ①照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋め込み形又は壁付け形として使用する器具であること（卓上スタンドその他のコンセント設備を使用する器具及び非常用照明器具を除くものとする。）。 ②定格光束が 600lm 以上 2200lm 未満の場合は、固有エネルギー消費効率が 30lm/W 以上、2200lm 以上の場合は固有エネルギー消費効率が 60lm/W 以上であること。 ③定格寿命が３万時間以上であること。 【LED 誘導灯器具】 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱第２の指定を満たすものであること。

助成実績（住宅・事業所）　（単位：件）

種　類	令和５年度	令和６年度	令和７年度
太陽光発電システム	92	162	171
高効率給湯器	88	72	62
家庭用燃料電池装置（エネファーム）	34	29	19
高反射率塗料	100	66	47
住宅用蓄電システム	193	230	203
窓の断熱改修	45	54	64
ＨＥＭＳ	22	18	13
合計	574	631	579

助成実績（分譲住宅の管理組合等）　（単位：件）

種　類	令和５年度	令和６年度	令和７年度
太陽光発電システム	0	0	0
ＬＥＤ照明器具・ＬＥＤ誘導灯器具	15	11	12
合計	15	11	12

助成実績（中小企業者等）　（単位：件）

種　類	令和５年度	令和６年度	令和７年度
太陽光発電システム	0	0	1
エアコンディショナー	11	10	11
ＬＥＤ照明器具・ＬＥＤ誘導灯器具	6	11	6
合計	17	21	18

助成実績（町会・自治会）　　（単位：件）

種　類	令和５年度	令和６年度	令和７年度
太陽光発電システム	1	0	0
エアコンディショナー	2	0	2
ＬＥＤ照明器具・ＬＥＤ誘導灯器具	2	0	2
合　計	5	0	4

９．環境ポータルサイト事業

令和６年３月29日より、地球環境から身近な活動・ごみに関する取組みまで、区民や事業者の意識、関心度合いに応じたコンテンツを提供するポータルサイトを開設するとともに、区民等の行動変容を促すための施策を実施しています。

年度	サイトアクセス数	行動変容施策
6	11,769件	区民向け講演会　　年１回 事業者向けセミナー　年１回
7	22,963件	小・中・高学年向けクイズの公開 自分で作れる環境マップの公開 事業者の取り組み紹介記事の掲載（３件） 環境学習事業等PR動画の公開

１０．カーボンオフセット事業

「北区ゼロカーボンシティ宣言」の実現に向けて、森林環境譲与税を活用して、友好都市等における森林整備に係る取組みを支援します。森林整備に係る取組みにより創出される二酸化炭素吸収量を区役所が排出する二酸化炭素と相殺します。

年度	北海道清水町	群馬県中之条町
6	375トン （t-CO2）	―
7	427トン （t-CO2）	7.9トン （t-CO2）

※令和６年度群馬県中之条町での森林整備は、皆伐及び作業道開設のみ実施。

※群馬県中之条町における森林整備については、森林 CO_2吸収量認証制度に基づく取組であり、Jークレジット制度とは異なるものです。森林整備による CO_2吸収量を認証し、温室効果ガスの吸収源対策への貢献を進めています。

１１．気候変動適応策事業

令和５年度に気候変動適応法が改正され熱中症対策が強化されたことを受け、気候変動がもたらす健康被害を回避、軽減するため、避暑施設として「涼みどころ・クーリングシェルター」を区内公共施設及び民間施設に設置しました。

設置実績　　（単位：箇所）

避暑施設	令和５年度	令和６年度	令和７年度
涼みどころ	１０	４４	８３

第５章　清掃・リサイクル事業

1．循環型社会の形成

循環型社会の形成に国をあげて取り組むため、平成 13 年１月に循環型社会の形成に関する基本原則を規定した「循環型社会形成推進基本法」が全面的に施行されました。この基本法は、廃棄物とリサイクル対策を総合的・計画的に推進するもので、あわせて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」や「容器包装リサイクル法」などの個別法も整備されました。

区では、令和７年３月に「北区一般廃棄物処理基本計画 2025」を策定し、区民・事業者と協働で、更なるごみの減量化に取り組み、循環型社会の構築を目指しています。

廃棄物・リサイクル関連法体系（法律名は通称）

（基本的枠組み法）循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理法	ごみの発生抑制と適正な処理を確保
	資源有効利用促進法	ごみの発生抑制、リユース、リサイクルを促進
	容器包装リサイクル法	容器包装の製造・利用事業者などに、分別収集された容器包装のリサイクルを義務づけ
	家電リサイクル法	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電品の回収・リサイクルを義務づけ
	建設リサイクル法	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルを義務づけ
	食品リサイクル法	食品の製造・販売事業者、レストランなどに、食品残渣（ざんさ）の発生抑制やリサイクルなどを義務づけ
	食品ロス削減推進法	まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組
	グリーン購入法	国等が率先して再生品などの調達を推進
	自動車リサイクル法	自動車メーカーなどに使用済み自動車のリサイクル等を義務づけ
	小型家電リサイクル法	携帯電話やデジタルカメラなど、使用済小型電子機器等の再資源化を促進することを目的に廃棄物処理法の特例等を規定
	プラスチック資源循環法	プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのあらゆる主体における取組を推進

2．清掃事業

（1）北区のごみ処理計画

① 北区一般廃棄物処理基本計画 2025（令和７年３月策定）
（根拠）廃棄物処理法第６条第１項　同施行規則第１条の３
（計画期間）令和７年度～令和 16 年度　おおむね５年で改定

② 東京都北区分別収集計画（令和７年８月 25 日策定）
（根拠）容器包装リサイクル法第８条第１項
（計画期間）令和８年度～令和 12 年度　３年ごとに改定

③　東京都北区一般廃棄物処理実施計画（令和８年３月策定）
（根拠）廃棄物処理法第６条第１項　同施行規則第１条の３
（計画期間）毎年度策定し告示

（2）北区のごみ収集量

北区のごみ収集量　　（単位：トン）

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
可燃	61,995	62,106	62,030	62,181	63,816	61,876	59,205	53,420	52,645	52,456
不燃	1,576	1,617	1,716	212	189	149	118	119	132	107
粗大	1,694	1,761	1,752	2,053	2,002	2,258	2,126	2,176	2,128	2,111

※北区が収集しているものに限る（産廃及び業者等が収集する事業系一廃を除く）。
※粗大ごみ・不燃ごみから回収した資源は除く（金属資源：粗大 26.4～、不燃 26.10～、びん資源：不燃 28.10～29.3）。

（3）北区の（家庭系）ごみ処理経路

北区のごみは以下のように処理されています。

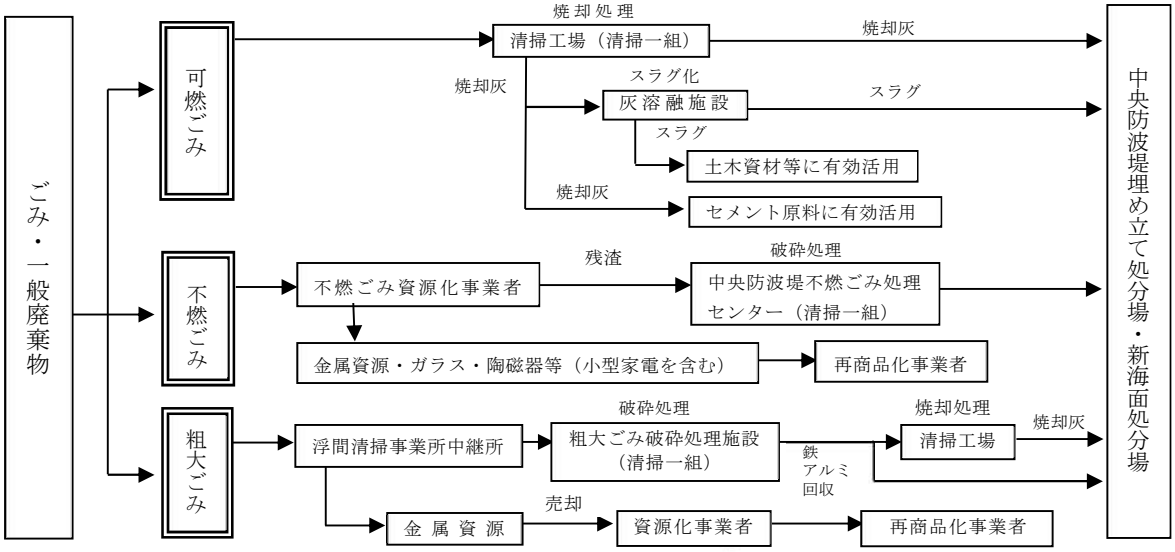

3. リサイクル事業

（1）プラスチック回収事業

国や東京都におけるプラスチックの資源化に向けた取組みを踏まえ、可燃ごみとして収集してきた容器包装プラスチックや、製品プラスチックについて、資源化を開始しました。

令和３年度に、中間処理事業者の選定や区民への周知啓発等を行い、令和４年１０月から滝野川地区において先行実施、また令和５年４月からは王子・赤羽地区を加えた区内全域で実施しました。

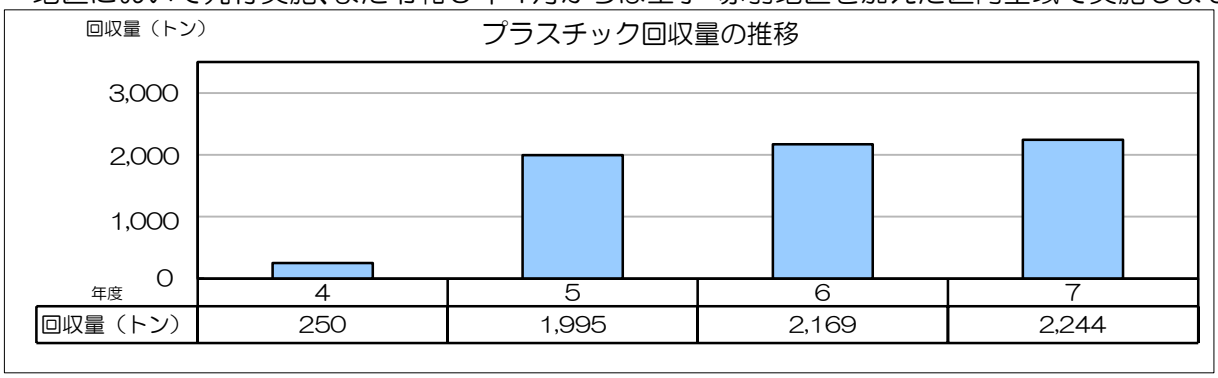

※令和４年１０月～令和５年３月に滝野川地区で先行実施
※プラスチックから回収した資源化不適物（残渣）の数量を含む。

（2）古紙回収

古紙回収は、平成９年６月より東京都のモデル事業（通称：ルールⅠ）開始により、北区では平成 11 年 10 月より全域実施しています。排出方法は、新聞・雑誌（雑がみ等含む）・段ボールをそれぞれひもで束ねてごみ集積所に排出してもらうもので、資源化されています。

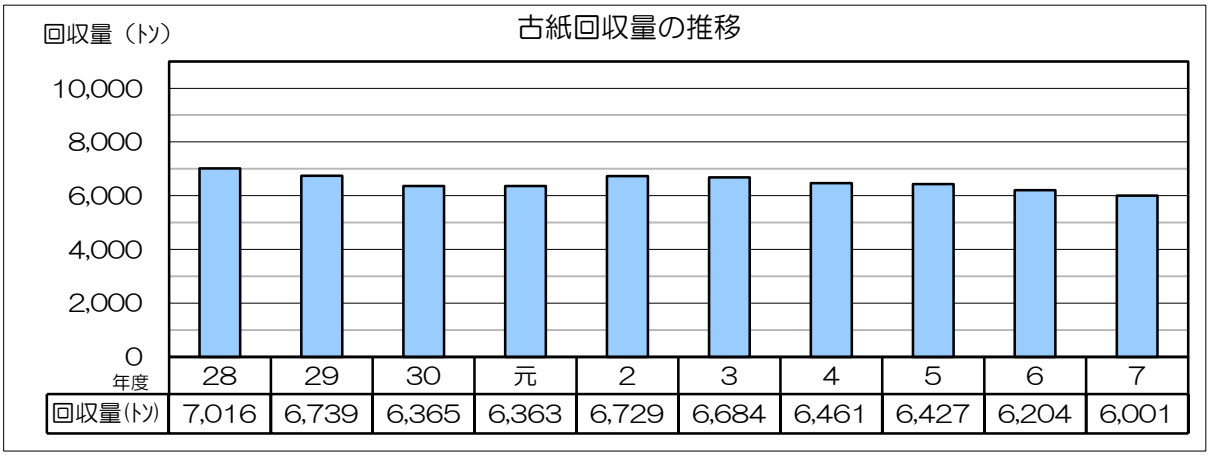

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
回収量(トン)	7,016	6,739	6,365	6,363	6,729	6,684	6,461	6,427	6,204	6,001

（3）集団回収

家庭から排出される紙類、布類、びん・缶などの資源を、町会・自治会・マンションの管理組合などの任意の団体が自主的に回収し、各団体が契約した資源回収業者に引き渡しています。区は回収実施団体に対し、報奨金の支給（回収量１㎏あたり６円）と活動に使用する消耗品の支給などを行っています。

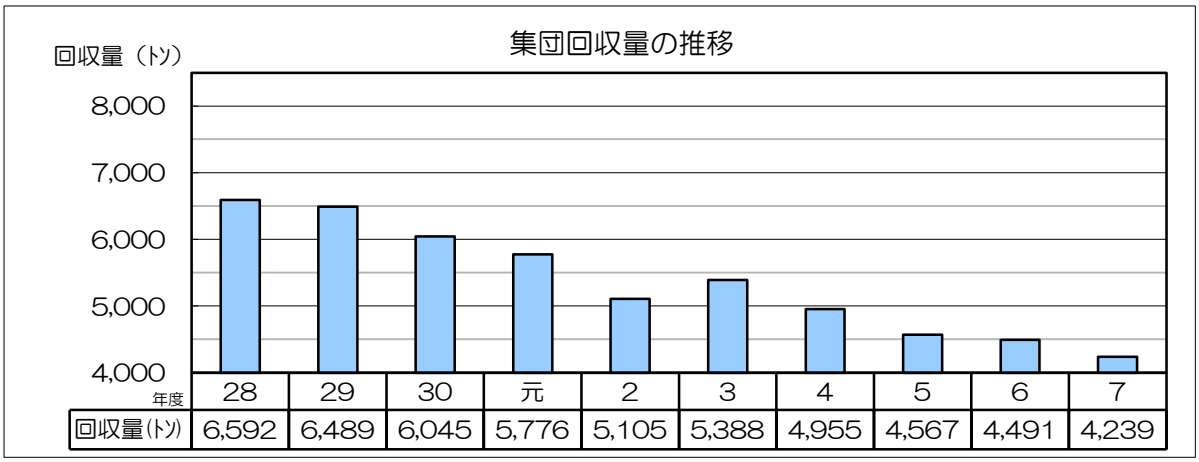

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
回収量(トン)	6,592	6,489	6,045	5,776	5,105	5,388	4,955	4,567	4,491	4,239

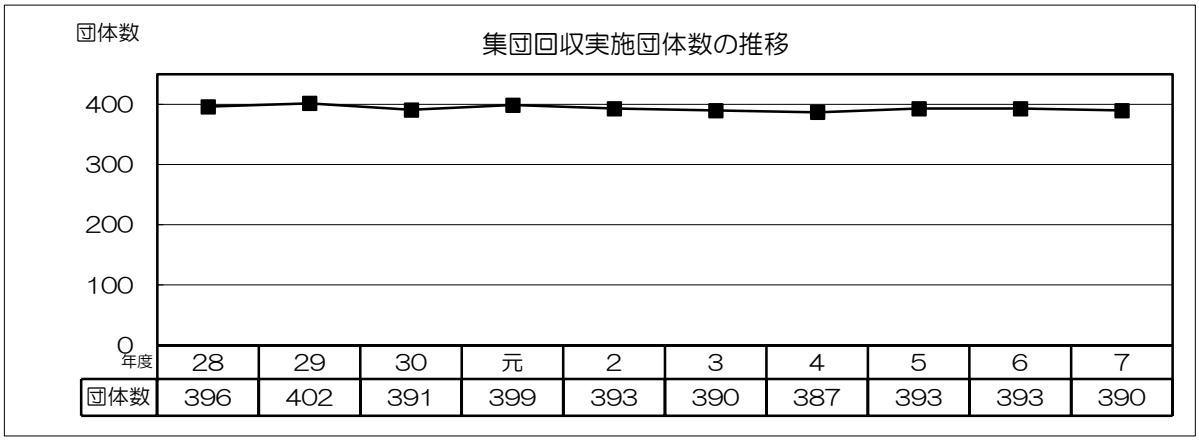

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
団体数	396	402	391	399	393	390	387	393	393	390

（4）びん・缶ステーション回収

びん・缶の回収は、平成３年度末にモデル事業を開始し、平成６年 12 月に区内全域に拡大されました。回収方法は、地域の管理者等の代表として、区内約 180 の町会・自治会を単位に組織した、地域リサイクラー協議会が中心となり、資源回収ステーションから回収しています（令和７年度末時点約 6,500 か所）。なお、回収ステーションに設置される回収用の折り畳み式コンテナは、地域の管理者などにより、原則、週１回出し入れなどの管理が行われています。

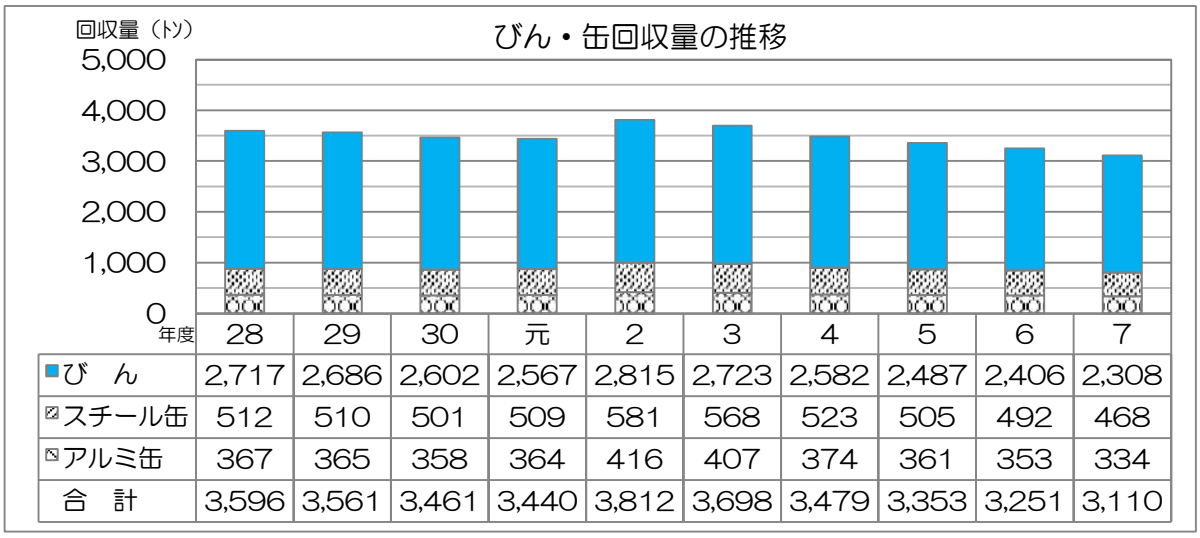

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
びん	2,717	2,686	2,602	2,567	2,815	2,723	2,582	2,487	2,406	2,308
スチール缶	512	510	501	509	581	568	523	505	492	468
アルミ缶	367	365	358	364	416	407	374	361	353	334
合　計	3,596	3,561	3,461	3,440	3,812	3,698	3,479	3,353	3,251	3,110

（5）ペットボトル回収事業

ペットボトルの回収は、平成９年に東京都がスーパーやコンビニなどの店頭を拠点とした暫定回収を始めました。その後、平成 19 年６月から、区内全域のびん・缶回収ステーションで分別回収を開始しました（令和７年度末時点約 6,500 か所）。平成 27 年２月に分別回収の定着などにより店頭回収は廃止となりました。なお、事業活動に伴って排出されるペットボトルは、排出事業者による自主回収が原則となります（関連：平成 27 年３月から東京都が廃棄物処理法の再生利用指定制度を適用）。

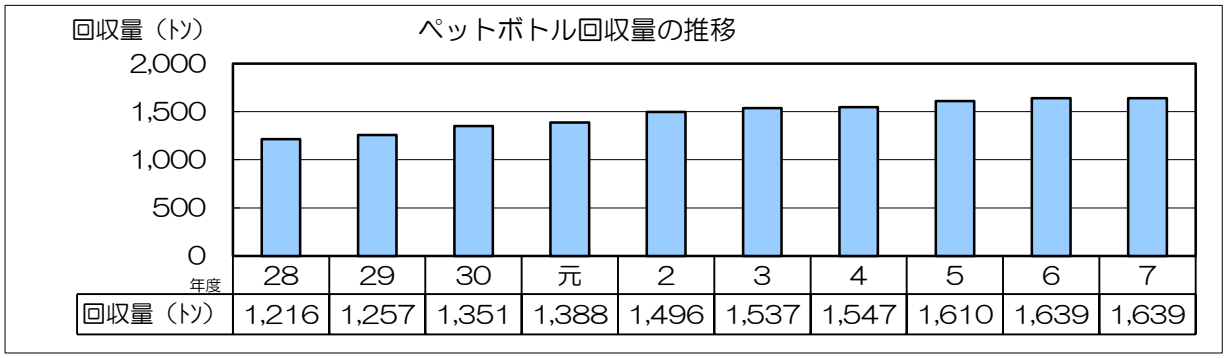

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
回収量（ﾄﾝ）	1,216	1,257	1,351	1,388	1,496	1,537	1,547	1,610	1,639	1,639

（6）拠点回収（古布・廃食油・発砲トレイ・紙パック・水銀入り乾電池）

古布は、区内９か所（区役所、エコー広場館、北区清掃事務所等）に拠点を設け、回収しています。回収ボックスに入れたものは、衣類としてリユースされるほか手芸の材料や工業用の拭取布にリサイクルします。

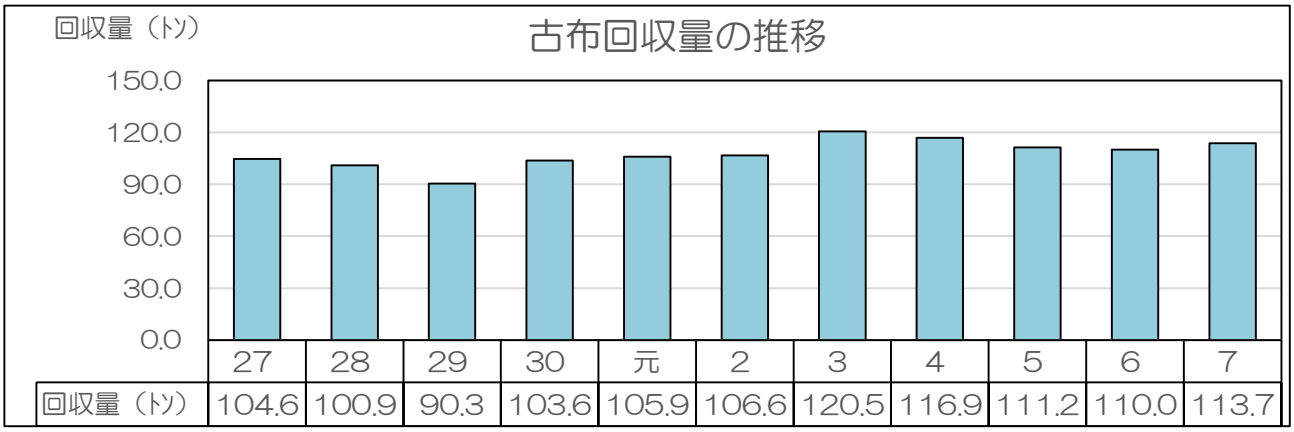

	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
回収量（トン）	104.6	100.9	90.3	103.6	105.9	106.6	120.5	116.9	111.2	110.0	113.7

廃食油は、平成 21 年５月から毎月一回、区内３か所のエコー広場館と赤羽区民事務所、３か所の清掃庁舎の区内７か所で開始しました。令和５年４月からは、エコー広場館が２か所となり、区内６か所で回収しています。回収した廃食油は、航空燃料(SAF)及びリサイクル石鹸の原材料※1としています。

また、発泡トレイ※2は、平成 21 年８月からスーパーなどの自主回収を補完するため、区内 31 か所の拠点にサンクルポストを設置し回収しています。

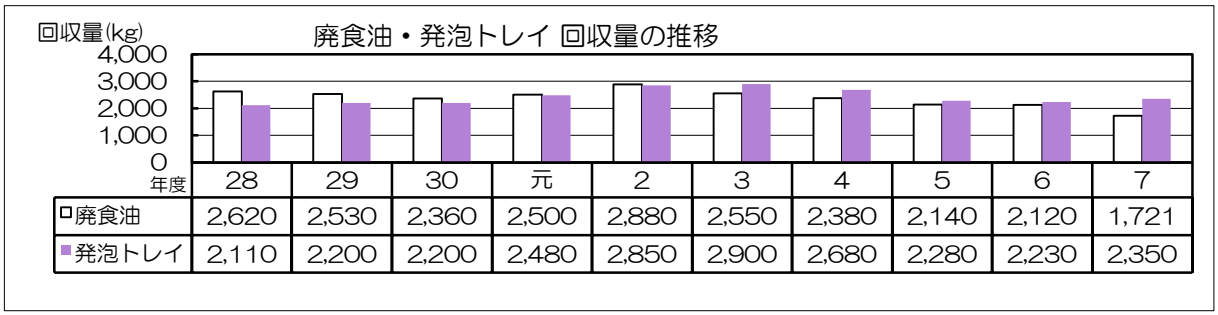

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
廃食油	2,620	2,530	2,360	2,500	2,880	2,550	2,380	2,140	2,120	1,721
発泡トレイ	2,110	2,200	2,200	2,480	2,850	2,900	2,680	2,280	2,230	2,350

※1　平成 26 年４月以降、それ以前は BDF 燃料

※2　発砲トレイの区での回収は令和８年度末をもって終了いたします。

紙パック※3は、区内 43 か所（サンクルポスト 36 か所、回収ボックス７か所）に拠点を設け、回収しています。１㍑の紙パック６枚でトイレットペーパー約１個に生まれ変わります。

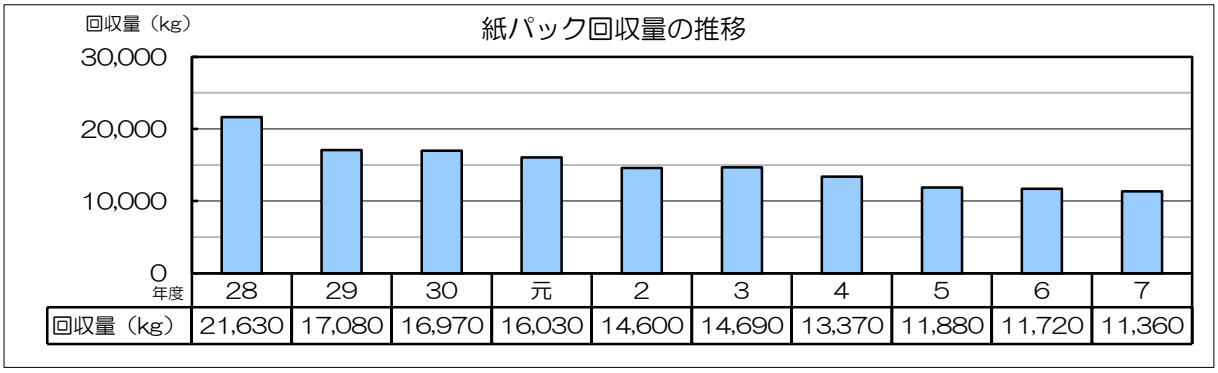

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
回収量（kg）	21,630	17,080	16,970	16,030	14,600	14,690	13,370	11,880	11,720	11,360

※3　紙パックの区での回収は令和８年度末をもって終了いたします。

乾電池は、水銀入り乾電池※4 に限り、北区清掃事務所および滝野川清掃庁舎の２か所の窓口で回収しています。

※4　平成４年から水銀使用の国産乾電池は、販売されていないため、平成 27 年度から回収量は０ｋｇです。

（7）エコー広場館の運営

リサイクル活動の拠点施設としてエコー広場館を運営しています。エコー広場館は、平成 18 年４月から指定管理者制度を導入しており、北区の目指す区民参加型の循環型社会構築に向けた活動を推進し、区民にリサイクルに関する知識と情報を提供しています。

○ 富士見橋エコー広場館 北区田端 5-16-1（平成６年１月開設）
○ 滝野川西エコー広場館 北区滝野川 6-21-25 滝野川西区民センター2F（平成８年６月開設）
○ エコー広場赤羽活動コーナー 北区赤羽 1-1-38 赤羽区民事務所内（令和５年４月開設）

（8）食品ロス削減の取組

令和３年 10 月策定した「北区食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロス削減推進の一環として、令和３年７月から、家庭の未利用食品を区が回収し区内の子ども食堂等へ提供するフードドライブ事業を試行実施し、令和５年４月から本格実施しています。令和８年３月現在、区内の食品回収受付窓口は 11 か所に拡大しています。また、東京家政大学との連携により作成したリデュースクッキングレシピの冊子・チラシの公開や調理実習会などを行っており、食品ロス削減に向けた啓発に努めています。

（9）家庭用生ごみ処理機等購入費補助

令和５年４月から家庭用の生ごみ処理機等の購入に要する費用の一部を補助する事業を開始し、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進することにより、生ごみの減量化及びリサイクルの推進を図っています。（補助率１／２、上限２万円）

補助実績　（単位：件）

年度	7
件数	169

第６章　環境美化

１．環境美化推進事業の取組み

（1）美化推進活動スローガン

美化推進活動への関心を高めるとともに、美化推進地区事業等のより一層の推進を図るため、令和５年度から、北区環境基本計画 2023 の改定に併せてスローガンを定めました。北区を清潔で快適なまちにするため、このスローガンのもと、町会・自治会の方、地元企業・団体の方、有志の方と一緒に、区全体でより一層の美化推進に取組みます。

スローガン：「きたくなるまち！北区クリーンアップ活動」

（2）美化推進地区事業

令和５年度から、地域との協働によるまちの美化の取組みとして、自主的に清掃活動を行っている町会・自治会を「美化推進地区」に指定し、支援を行うことにより、地域美化を推進しています。（指定数は 60 町会・自治会以内）　※「美化推進モデル地区」令和４年度をもって廃止

令和７年度　美化推進地区（58 団体）

王子地区（１９団体）	赤羽地区（２４団体）	滝野川地区（１５団体）
上十条一丁目西町会	神谷一丁目町会	滝野川中央自治会
王子本町一丁目町会	神谷二丁目南町会	谷津自治会
豊島一丁目町会	神谷二丁目中町会	滝野川済美自治会
王子一丁目町会	西が丘自治会	滝野川新西自治会
王子二丁目町会	西が丘三つ和自治会	飛鳥山自治会
都営王子五丁目アパート自治会	赤羽西自治会	上中里高台自治会
豊島三丁目町会	鶴ケ丘町会	中里親和会
豊川自治会	赤羽アボードⅠ自治会	中里親睦会
上十条二丁目町会	志茂一丁目自治会	中里協和会
上十条三丁目町会	志茂二丁目町会	西ヶ原東部自治会
十条仲原一丁目町会	志茂三丁目自治会	東田端睦会
十条仲原三丁目町会	志茂四丁目町会	田端東部自治会
東十条一丁目町会	志茂五水門自治会	田端宮元自治会
東十条二丁目町会	赤羽南自治会	田端西台自治会
東十条三丁目町会	赤羽南一丁目団地自治会	東田端自治会
東十条四丁目町会	赤羽北二団地自治会	
東十条六丁目町会	浮間八十一自治会	
堀船一丁目町会	浮間３丁目第二団地自治会	
堀船三丁目町会	桐ケ丘団地W地区若桐自治会	
	桐ケ丘団地Ｎ地区自治会	
	桐北自治会	
	赤羽台三丁目自治会	
	桐ケ丘１１４自治会	
	桐生自治会	

（3）ポイ捨て防止キャンペーン・駅前清掃活動の実施

町会・自治会や協力企業等が参加し、各主要駅周辺のごみを拾い、駅頭で声をかけながら啓発を行う「ポイ捨て防止キャンペーン」を実施しています。令和７年度は、区内延べ７か所のＪＲ駅（王子・赤羽・田端・板橋・東十条・十条・北赤羽）周辺で、年２回の清掃活動及び啓発グッズの配布を行いました。

また、ポイ捨てごみのない清潔で快適な環境を目指して、「環境美化の日（毎月５日）に、区職

員が先導して行う「駅前清掃活動」も実施しています。

事業名	令和７年度		
	延べ参加者数	開催回数	ごみ収集量
ポイ捨て防止キャンペーン	624名	14回	141.6 kg
駅前清掃活動	130名	10回	57.5 kg

（４）スポGOMI大会in北区

令和６年度から、環境美化に対する区民・事業者のモラル向上と区内地域美化活動の裾野拡大を目指し、スポーツとして楽しみながら清掃を行うことのできる「スポＧＯＭＩ大会ｉｎ北区」を公民連携で開催しています。

事業名	令和７年度		
	延べ参加者数	開催回数	ごみ収集量
スポＧＯＭＩ大会ｉｎ北区２０２５	84名	1回	51.77kg

（５）東京都北区内のごみ拾い活動「見える化」ウェブページ

ごみ拾い活動の輪を広げ、地域美化活動の充実を目指して、令和５年度から、ごみ拾い活動見える化サービス（SNS）「ピリカ」を試行運用開始し、令和６年度から、「ピリカ」と連動した、「東京都北区内のごみ拾い活動『見える化』ウェブページ」を開設しました。

区民や企業・各種団体等、ごみ拾い活動参加者の活動意欲の向上や参加者同士の交流を促し、多様な主体と連携した環境美化活動の推進を図っています。



（６）路上喫煙防止条例の制定

平成20年６月、「東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例」が制定され、同年12月１日から施行されました。

主な内容（抜粋）

（歩行喫煙等の禁止）

第七条　区民等は、歩行喫煙をし、又はたばこの吸い殻を捨ててはならない。

（路上喫煙禁止地区）

第八条　区長は、駅周辺等人が集まり、特に区民等の安全及び地域の美化を推進する必要があると認める地区を路上喫煙禁止地区（以下「禁止地区」という。）として指定することができる。

２　区長は、必要があると認めるときは、禁止地区内に喫煙場所を指定することができる。

３　区民等は、禁止地区内においては、路上喫煙をしてはならない。ただし、区長が指定した喫煙場所においては、この限りでない。

４　区長は、必要があると認めるときは、指定した禁止地区を変更し、又は解除することができる。

５　区長は、禁止地区を指定し、変更し、又は解除したときは、その旨を公告するものとする。

（路上喫煙禁止重点地区）

第九条　区長は、禁止地区において、路上喫煙のない安全で清潔なまちづくりを推進するための施策を重点的に実施する必要があると認める地区を路上喫煙禁止重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2　区長は、必要があると認めるときは、指定した重点地区を変更し、又は解除することができる。

3　区長は、重点地区を指定し、変更し、又は解除したときは、その旨を公告するものとする。

（過料）

第十条　区長は、重点地区内において路上喫煙をした者（区長が指定した喫煙場所で喫煙をした者は除く。）及びたばこの吸い殻を捨てた者に対して、二千円以下の過料を科することができる。

＊令和６年度末現在、路上喫煙禁止重点地区を指定していませんので、過料の徴収は行っておりません。

（7）路上喫煙禁止地区

ＪＲ王子駅、赤羽駅、田端駅、板橋駅東口、東十条駅、十条駅周辺を「東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例」に基づき、路上喫煙禁止地区に指定しています。

また、指定喫煙場所に設置している灰皿及びその周辺の清掃を毎日行っています。













・・・路上喫煙禁止地区

・・・指定喫煙場所
条例に基づき、路上喫煙禁止地区内に喫煙可能な場所として区長が指定したもの
（　は加熱式たばこ専用　）

・・・公衆喫煙所

（8）指定喫煙場所の環境改善等

年度	場所	内容
令和６年度	赤羽駅東口駅前広場の指定喫煙場所	全国初の「屋上エアカーテン」付き喫煙施設へ改修
令和７年度	王子駅北口歩道橋下指定喫煙場所	方向転換のためのクランクや煙返しを設置
	十条駅西口	閉鎖型喫煙施設を開始し、周辺を路上喫煙禁止地区へ指定
	赤羽駅西口駅前広場	閉鎖型喫煙施設設置
	北とぴあ敷地内	トレーラー型（閉鎖型）喫煙施設（2 台）へと改修

（9）公衆喫煙所設置等助成

喫煙者と非喫煙者の共存を図ることを目的として、一般開放を行う喫煙所の設置及び維持管理に係る費用を助成しています。

（10）巡回指導

条例施行時より、路上喫煙禁止地区内を巡回し、違反者に注意、指導を行っています。また、その他の区内駅周辺でも同様の巡回指導を実施しています。

（11）路面シート

条例の周知を図るために、都道、区道、JR 敷地等に総計 652 枚の路面シートを貼付しています。



令和７年度の貼付枚数は、次の枚数です。

新規貼付	路上喫煙禁止地区	「路上喫煙禁止地区」	21 枚
	路上喫煙禁止地区以外	「歩きたばこ・ポイ捨て禁止」	2 枚
	路上喫煙禁止地区内指定喫煙場所	「指定喫煙場所」	1 枚
貼り替え	路上喫煙禁止地区	「路上喫煙禁止地区」	87 枚
	路上喫煙禁止地区以外	「歩きたばこ・ポイ捨て禁止」	106 枚
	路上喫煙禁止地区内指定喫煙場所	「指定喫煙場所」	5枚

（12）看板の設置及びシールの配付等

○「区内全域歩きたばこ・ポイ捨て禁止」の横断幕を４２ 枚設置しています。令和７年度は、既設の横断幕の安全点検を行いました。

○条例周知にご協力いただける区民の方々に公道に面した自宅の塀などに貼っていただくよう「歩きたばこ禁止」や「ポイ捨て禁止」のシール、表示板を 1,080 枚配付しました。

○「歩きたばこ・ポイ捨て禁止」のマグネットシートを作成し、清掃車及び庁有車に貼り付けることにより、周知・啓発を行っています。

○条例周知用リーフレットを印刷し、区内各駅の広報スタンド等に置くほか、区民事務所の窓口で転入者の方々に配付しています。

2. あき地の管理の適正化

あき地の雑草が繁茂したまま放置され、健全な区民生活がおびやかされると判断した時は、「あき地の管理の適正化に関する条例」（区条例）に基づき、次の方法により処置しています。

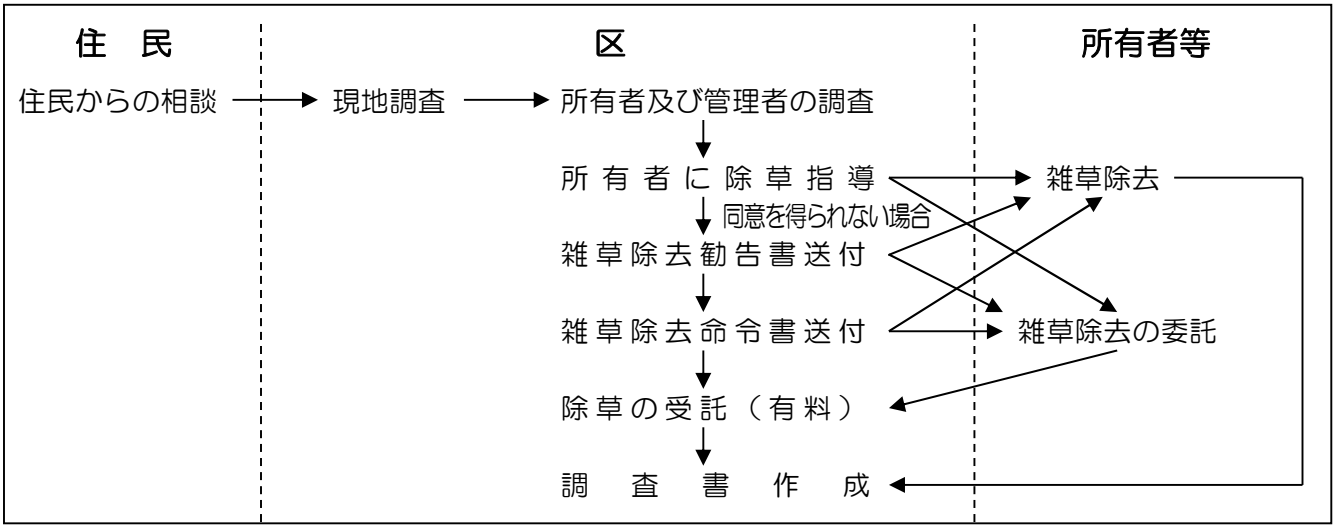

（1）あき地の雑草除去に関する処理

年度	相談箇所数	相談箇所数内訳	
		公有地	私有地
3	23 か所	2 か所	21 か所
4	29 か所	2 か所	27 か所
5	39 か所	2 か所	37 か所
6	30 か所	2 か所	28 か所
7	41 か所	3 か所	38 か所

（2）あき地の雑草除去の受託

除草指導時に、個人では雑草除去ができない方については、所有者等の委託を受け、実費負担で、除草の代行を行っています。

令和元年度～令和７年度の７年間、受託実績はありません。

３．いわゆる「ごみ屋敷」相談

区内の土地・建築物において、廃棄物や樹木・雑草の管理の放棄などによる生活環境の悪化に対する相談が寄せられます。本来、土地や建築物は所有者や管理している者が適切に維持管理するものでありますが、区民の安全・安心な生活環境に著しい影響を及ぼすような問題に対し、区は良好な生活環境を保全する必要があります。そのために、令和３年５月に「堆積物等による管理不全な状態にある居住建築物等に係る相談取扱要綱」（いわゆる「ごみ屋敷」要綱）を制定しました。

北区ニュース等で総合相談窓口の周知を行うなど、いわゆる「ごみ屋敷」に係る相談の促進を図り、近隣の安全・安心な生活環境を脅かしている事案に関する相談が区に寄せられた場合に対応しています。相談があった際には、速やかに現地調査を行い、関係部署と連携し所有者等に改善を促す等、迅速な対応に努めています。

いわゆる「ごみ屋敷」については、管理不全な空き地等の所有者が不明な場合や、所有者や居住者が高齢化し課題の解決が長期化・複雑化する傾向にあります。今後も、関係部署と一層の連携を図りながら、早期に適切な改善に向けた取組を継続していき、解決に努めていきます。

※主な相談例
ごみについて…悪臭、害虫・ねずみ等の発生、放火の危険等
樹木について…繁茂した樹木が生活環境に著しい障害を及ぼす場合等

（単位：件）

項　目	令和７年度	令和６年度	令和５年度	累　計 （令和3~7年度）
相談件数	24	24	46	146
取扱件数※1	16※2	16	45	76
改善確認	13	9	30	73
経過観察	3	7	15	―

※１　前年度の経過観察を含む
※２　改善確認後の再取扱１件を含む

第７章　公害対策

１．大気汚染

（1）大気汚染とは

大気汚染とは、事業活動など人間の活動によって排出された汚染物質が大気中に存在することで、人の健康や生活環境に良くない影響を生じると見られる状態をいいます。大気汚染の発生源としては、工場、ビル等の固定発生源と、自動車などの移動発生源があります。

東京においては、産業、人口の集中により、多種多様な汚染物質が排出されています。また、個々の発生源からの排出量は比較的少なくても、発生源の数が極めて多いため、全体では汚染物質が膨大な量になることがあります。

大気汚染の原因となる主な汚染物質には、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント、二酸化窒素、微小粒子状物質があり、それぞれ環境基準が定められています。

ア．二酸化硫黄（SO_2）

二酸化硫黄は、工場やビルで用いられる重油等の燃料中に含まれている硫黄分の燃焼により発生するガスです。無色の刺激性の強い気体で、呼吸器を刺激し、慢性気管支炎などの呼吸器系疾患の有力な原因になります。昭和30年代から40年代前半には、工場やビル等で使用する燃料の硫黄分が多かったため、二酸化硫黄による汚染は重大化しましたが、燃料規制や総量規制などの防止対策を行った結果、東京都では昭和41年をピークに減少しており、近年は減少もしくは横ばいで推移しています。

イ．一酸化炭素（CO）

一酸化炭素は、物が燃焼するときに、不完全燃焼によって発生する物質で、主に自動車の排出ガスに含まれている無色無臭のガスです。体内に入ると、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素を供給する能力を阻害するため、頭痛、はきけ、めまい、全身倦怠感などの症状があらわれます。

ウ．浮遊粒子状物質（SPM）

大気中の粒子状物質は、「降下ばいじん」と「浮遊粉じん」に大別され、さらに浮遊粉じんのうち、粒径が10μm以下のものを、浮遊粒子状物質といいます。

浮遊粒子状物質は、視程障害のほか、呼吸器疾患の症状悪化などのリスクを持つといわれています。さらに、浮遊粒子状物質中には、発ガン性があるベンゾ[a]ピレンなどの多環芳香族炭化水素が含まれ、これらは、健康リスクが高いとして注目されています。

発生源には、火山の爆発や砂嵐等、自然起源もありますが、大気汚染で問題になるのは、各種燃焼施設や自動車から発生するものです。東京都では、東京都環境確保条例に基づき、平成15年10月から、トラック、バスなどのディーゼル車（乗用車を除く）のうち、粒子状物質の排出基準を満たさない車両の都内での走行を禁止しています。

エ．窒素酸化物（NO_X）

窒素酸化物は、物が高温で燃焼するときに発生するガスで、発生源は自動車やボイラーなどです。窒素酸化物は、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO_2）が主体で、一酸化窒素は無色無臭の気体ですが、二酸化窒素は赤褐色、刺激臭の気体で、鼻・のどへの刺激性があります。

窒素酸化物については、大気汚染防止法によって工場、事業場のボイラーなどに規制基準が定められています。

オ．光化学オキシダント（O_X）

光化学オキシダントとは、工場、事業場や自動車などから大気中に排出された窒素酸化物や炭化水素が光化学反応により変化した二次的な酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものの総称ですが、大部分はオゾンです。この濃度が高くなると、目などの粘膜を刺激したり、アサガオなどの植物に被害を与えます。

カ．微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいいます。ディーゼル車などから排出され、浮遊粒子状物質（SPM）より小さく、肺の奥深くにまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられています。

（2）常時測定局調査

区では、区内の大気汚染状況を監視するため、北区役所第一庁舎（王子本町 1-15-22）、北区役所滝野川分庁舎（滝野川 2-52-10）となでしこ小学校（志茂 1-34-17）の3か所で常時測定を行っています。

※なでしこ小学校の改築工事期間（平成 27 年 6 月から平成 30 年 3 月）は、測定局を「神谷 2 丁目臨時測定局（旧教育未来館：神谷 2-42-2）」に移設して測定を行いました。

ア．大気汚染常時測定概要

測定物質	浮遊粒子状物質（SPM）	窒素酸化物（NO_X）	光化学オキシダント（O_X）	微小粒子状物質（PM2.5）	風向・風速
測定方法	β線吸収法	化学発光法	紫外線吸収法	β線吸収法	矢羽プロペラ法
北区役所第一庁舎 測定高さ：地上 22m※	○	○	○	―	○
なでしこ小学校 測定高さ：地上 10m	○	○	―	―	―
北区役所滝野川分庁舎 測定高さ：地上 16m	―	―	―	○	―

※風向・風速の測定高は 24m。表中の○印は測定項目。

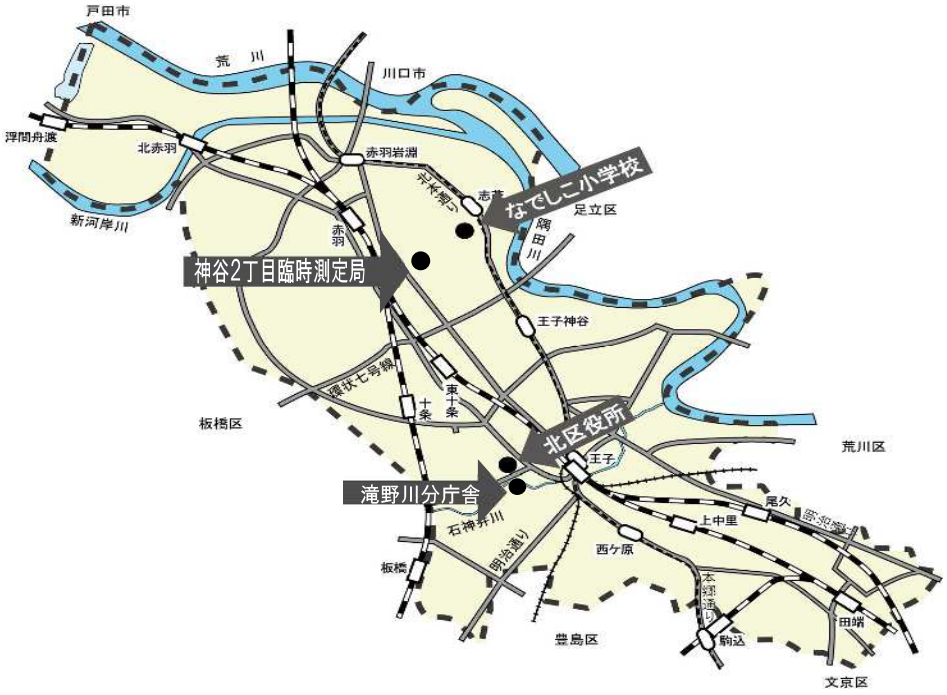

イ．浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果

浮遊粒子状物質の令和7年度年平均値は、北区役所が0.014mg/m^3、なでしこ小学校が0.013mg/m^{3}で、日平均値の2%除外値は、北区役所が0.032mg/m^3、なでしこ小学校が0.032mg/m^{3}でした。また、いずれの測定局においても環境基準の0.10mg/m^{3}を2日連続で超えた日はなく、環境基準を達成しています。

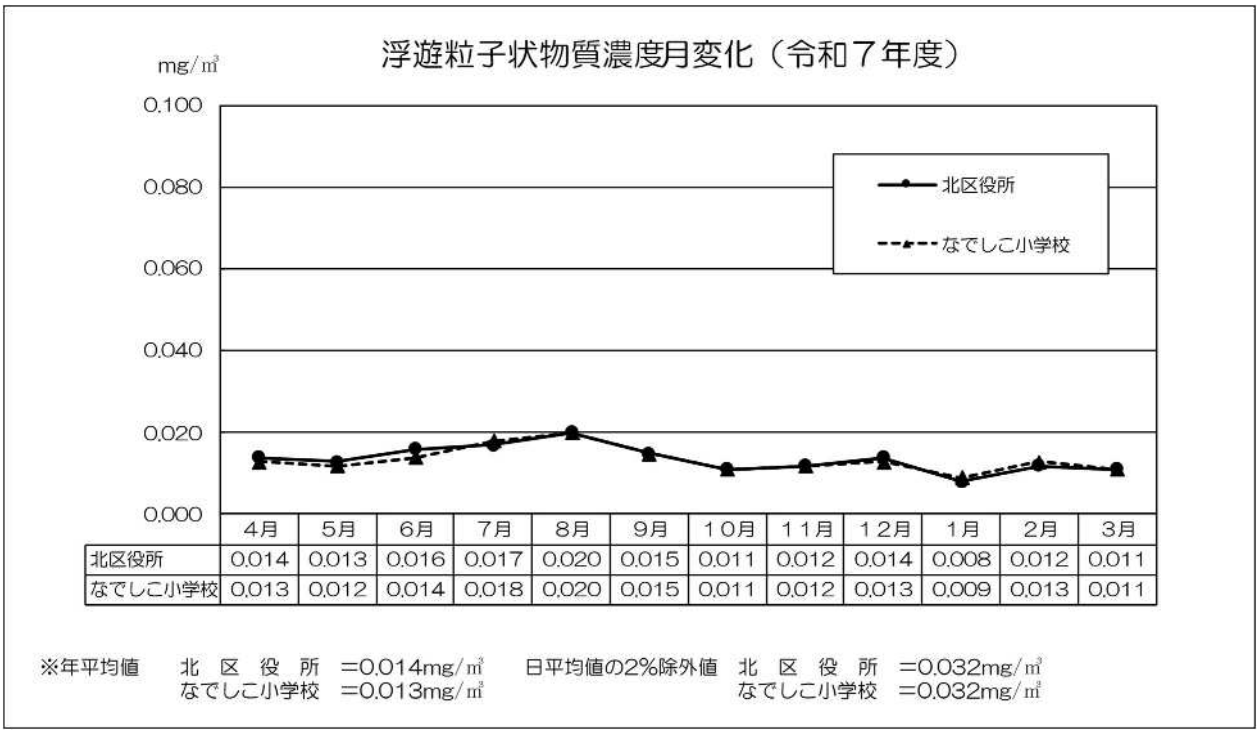

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北区役所	0.014	0.013	0.016	0.017	0.020	0.015	0.011	0.012	0.014	0.008	0.012	0.011
なでしこ小学校	0.013	0.012	0.014	0.018	0.020	0.015	0.011	0.012	0.013	0.009	0.013	0.011

※年平均値　北区役所 =0.014mg/㎥　なでしこ小学校 =0.013mg/㎥　日平均値の2%除外値　北区役所 =0.032mg/㎥　なでしこ小学校 =0.032mg/㎥

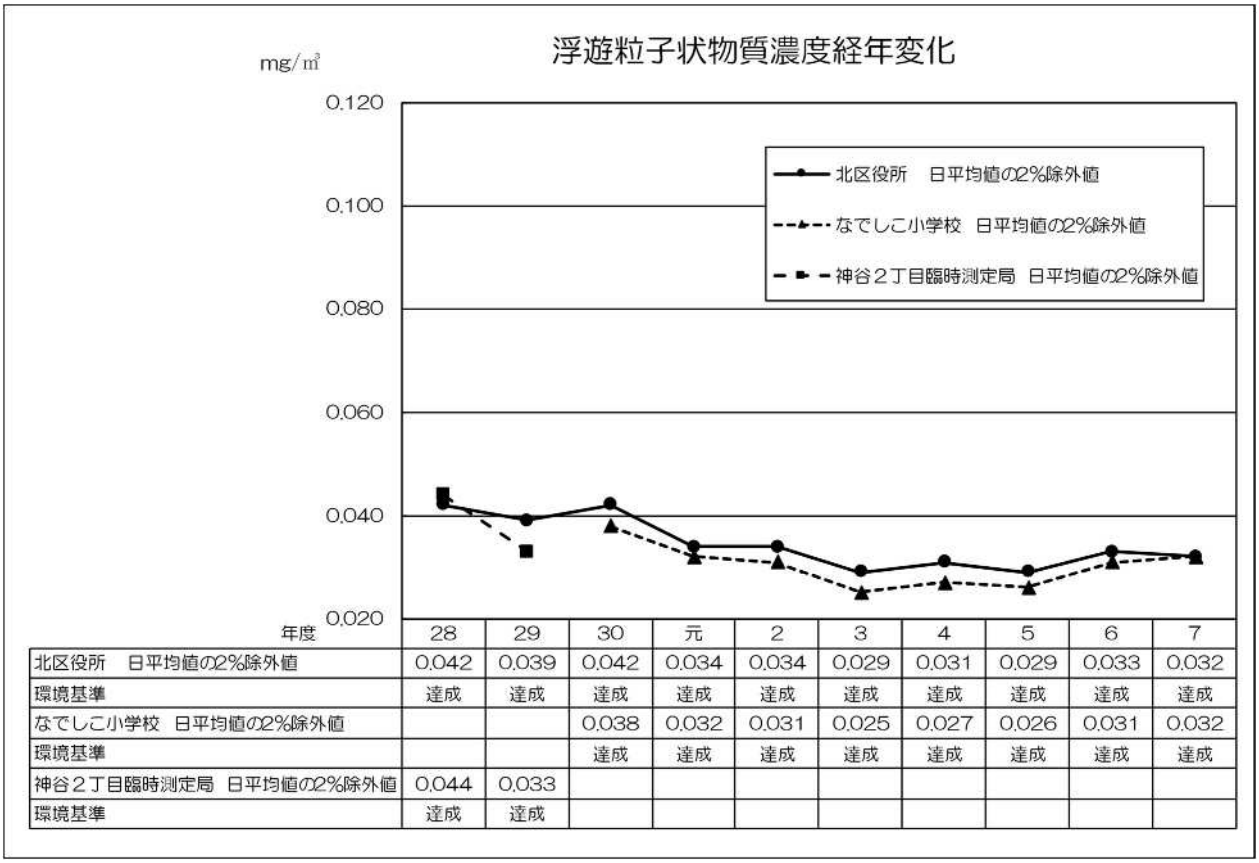

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
北区役所　日平均値の2%除外値	0.042	0.039	0.042	0.034	0.034	0.029	0.031	0.029	0.033	0.032
環境基準	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
なでしこ小学校　日平均値の2%除外値			0.038	0.032	0.031	0.025	0.027	0.026	0.031	0.032
環境基準			達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
神谷２丁目臨時測定局　日平均値の2%除外値	0.044	0.033								
環境基準	達成	達成								

ウ．二酸化窒素（NO_2）の測定結果

二酸化窒素濃度の令和7年度年平均値は、北区役所が0.012ppm、なでしこ小学校が0.013ppmでした。環境基準の長期的評価である日平均値の98%値は、北区役所が0.031ppm、なでしこ小学校が0.033ppmであり、環境基準の0.06ppmを達成しています。

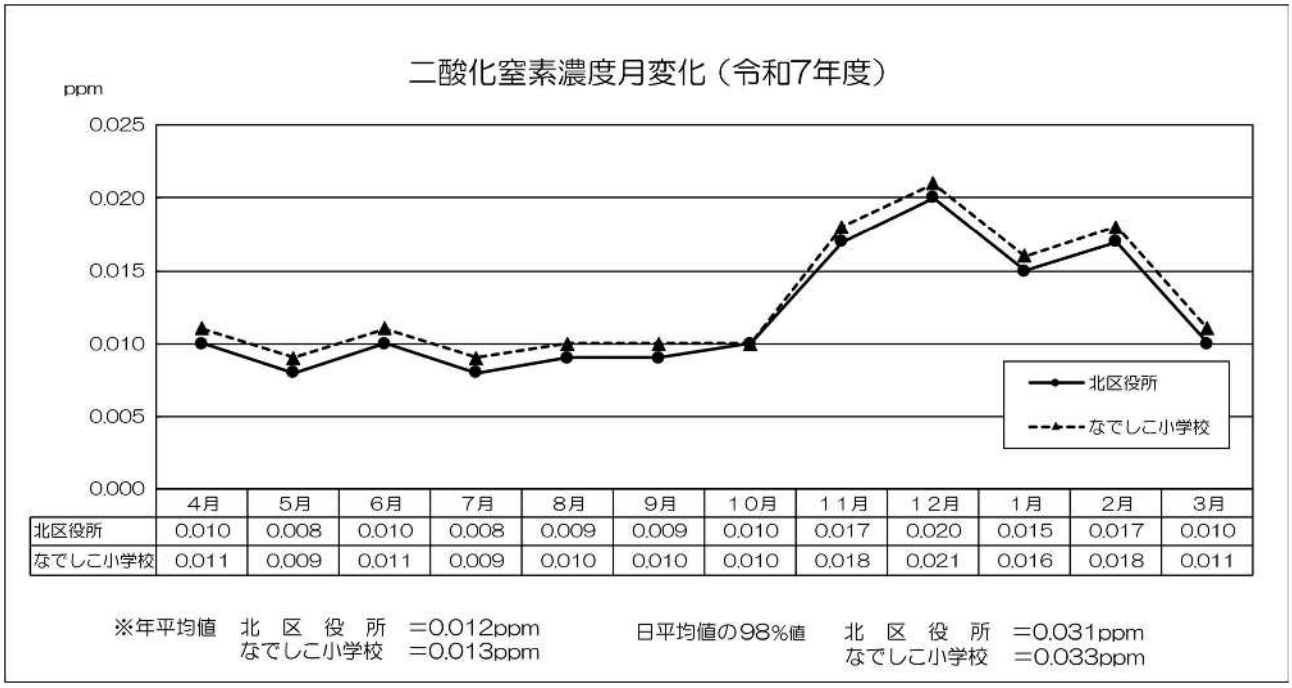

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北区役所	0.010	0.008	0.010	0.008	0.009	0.009	0.010	0.017	0.020	0.015	0.017	0.010
なでしこ小学校	0.011	0.009	0.011	0.009	0.010	0.010	0.010	0.018	0.021	0.016	0.018	0.011

※年平均値　北　区　役　所　=0.012ppm
なでしこ小学校　=0.013ppm

日平均値の98%値　北　区　役　所　=0.031ppm
なでしこ小学校　=0.033ppm

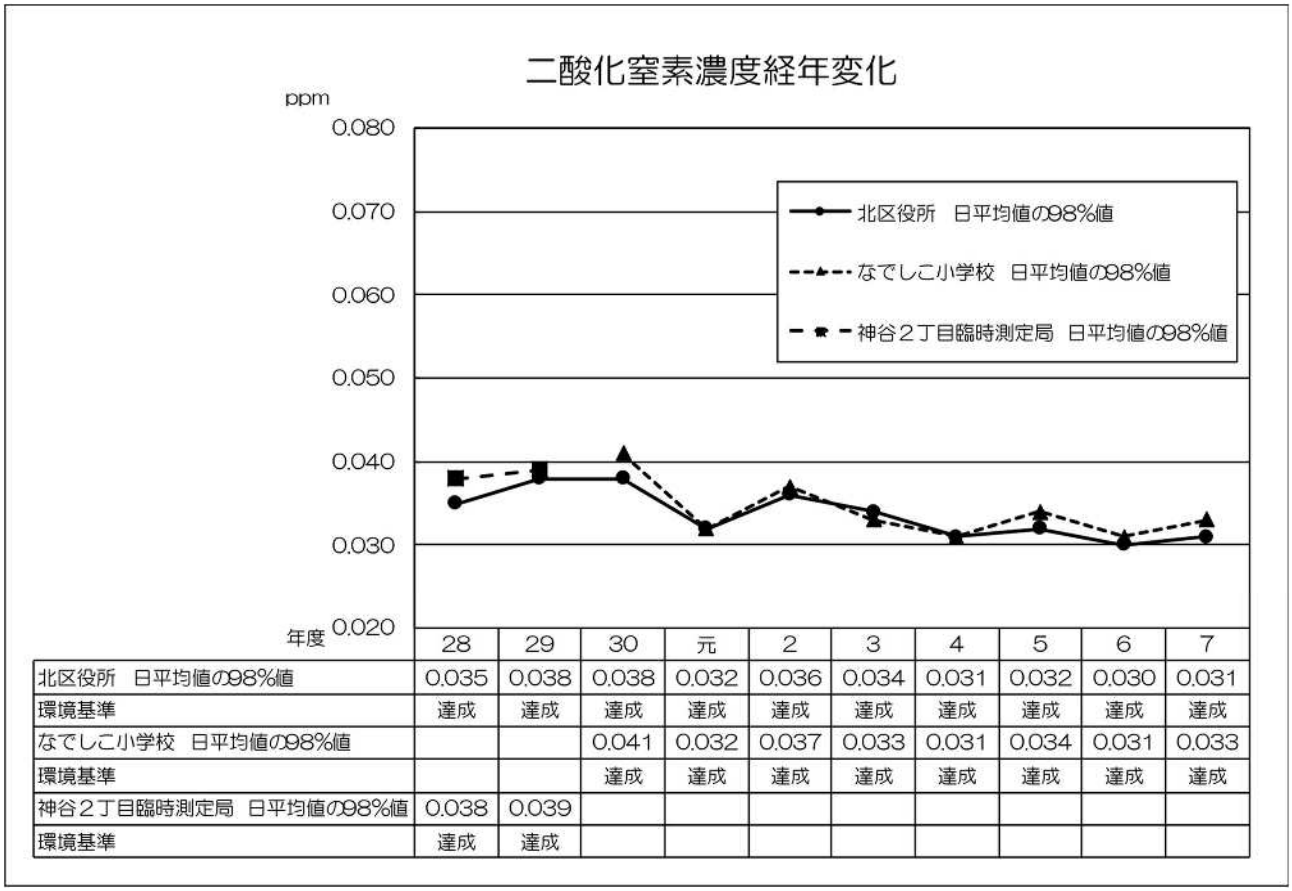

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
北区役所　日平均値の98%値	0.035	0.038	0.038	0.032	0.036	0.034	0.031	0.032	0.030	0.031
環境基準	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
なでしこ小学校　日平均値の98%値			0.041	0.032	0.037	0.033	0.031	0.034	0.031	0.033
環境基準			達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成
神谷２丁目臨時測定局　日平均値の98%値	0.038	0.039								
環境基準	達成	達成								

エ．光化学オキシダント（O_x）の測定結果

令和７年度における光化学オキシダントの昼間の時間帯（5 時～20 時）年平均値は 0.036ppm でした。環境基準である 1 時間値の 0.06ppm を 428 時間超えていたため、環境基準を達成していません。

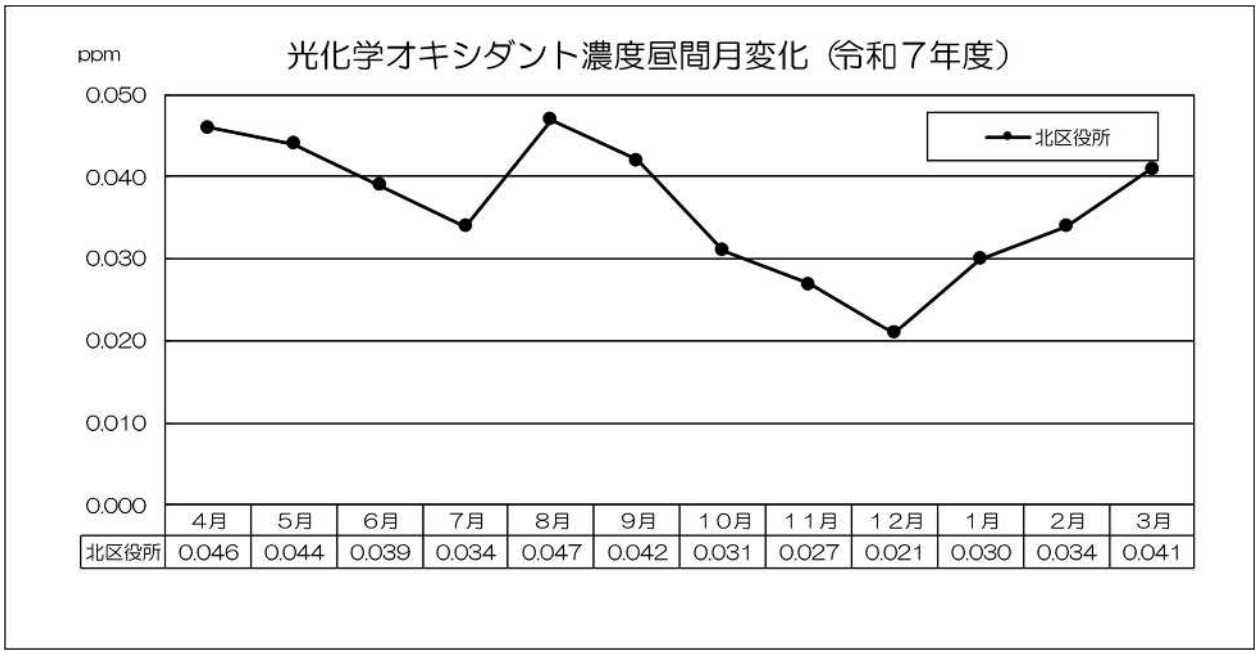

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北区役所	0.046	0.044	0.039	0.034	0.047	0.042	0.031	0.027	0.021	0.030	0.034	0.041

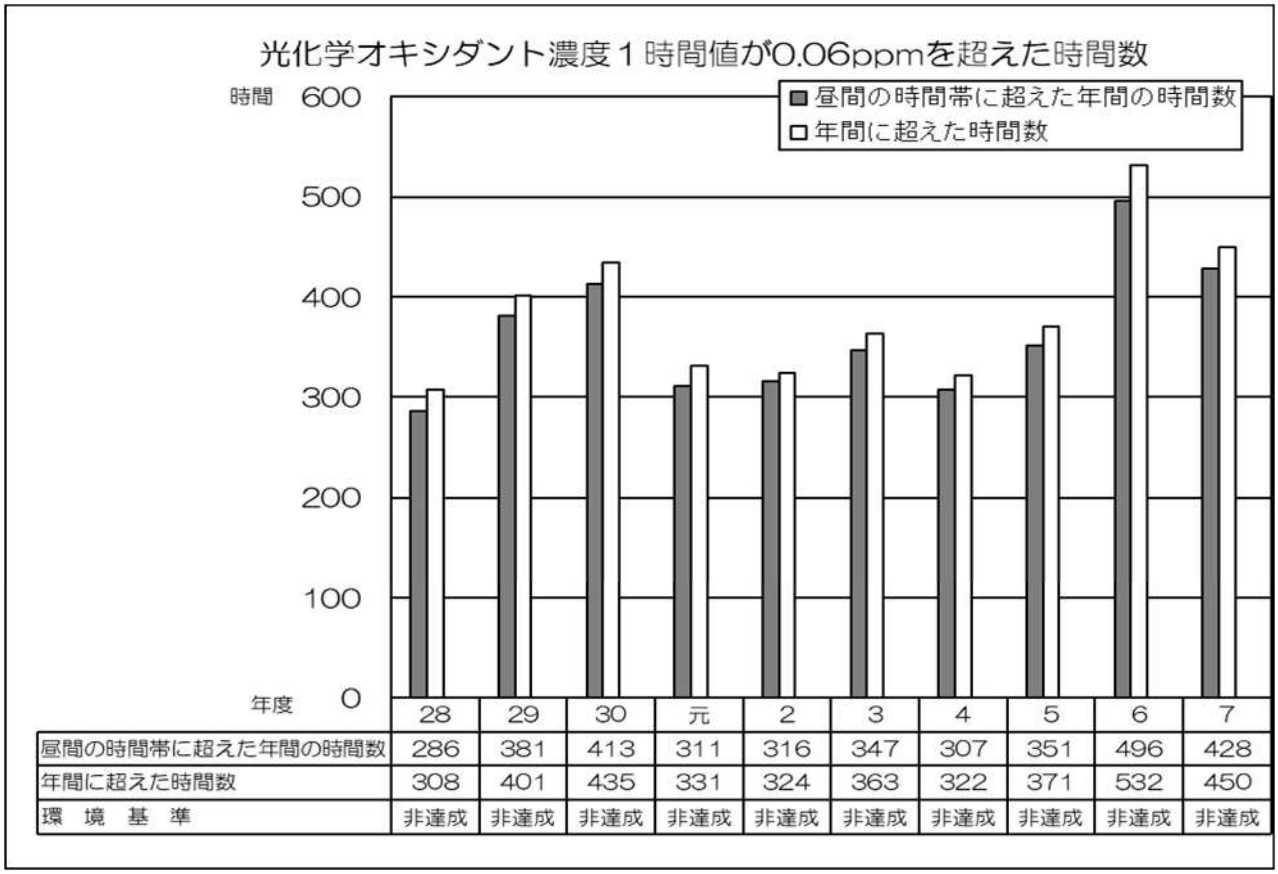

	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
昼間の時間帯に超えた年間の時間数	286	381	413	311	316	347	307	351	496	428
年間に超えた時間数	308	401	435	331	324	363	322	371	532	450
環　境　基　準	非達成	非達成	非達成	非達成	非達成	非達成	非達成	非達成	非達成	非達成

オ．微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果

微小粒子状物質の令和７年度の測定結果は、環境基準の短期的評価である日平均値の 98%値が 21.9μg/m³で、環境基準の 35μg/m³を下回りました。また、長期的評価である年平均値も 9.2μg/m³と、環境基準の 15μg/m³を下回りましたので、環境基準を達成しています。

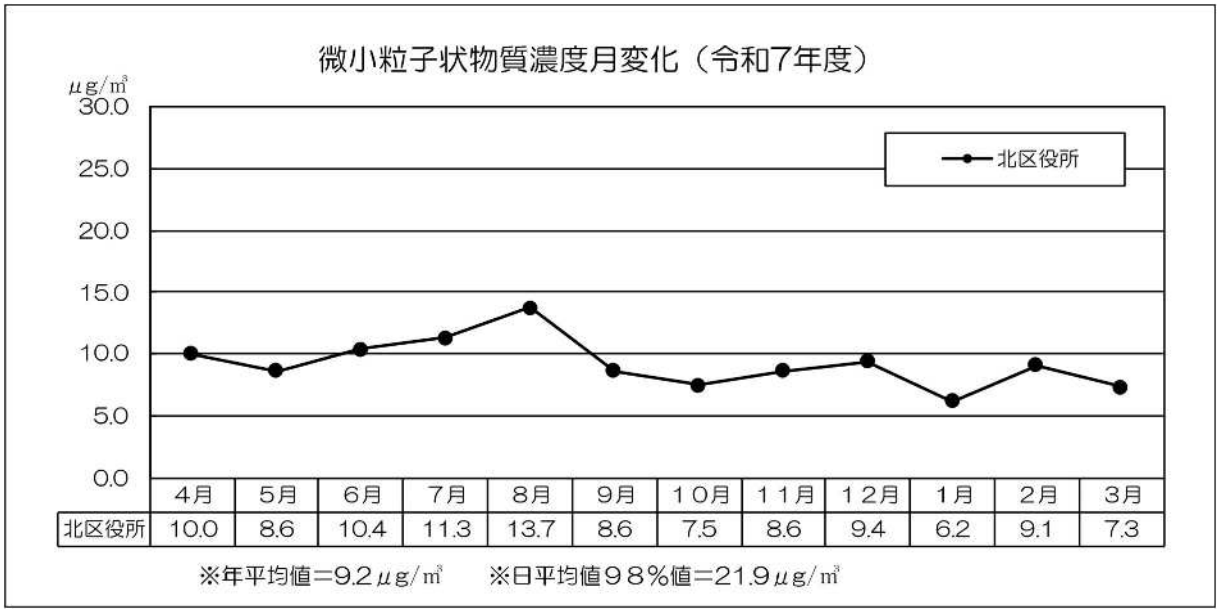

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北区役所	10.0	8.6	10.4	11.3	13.7	8.6	7.5	8.6	9.4	6.2	9.1	7.3

※年平均値＝9.2μg/m³　　※日平均値９８%値＝21.9μg/m³

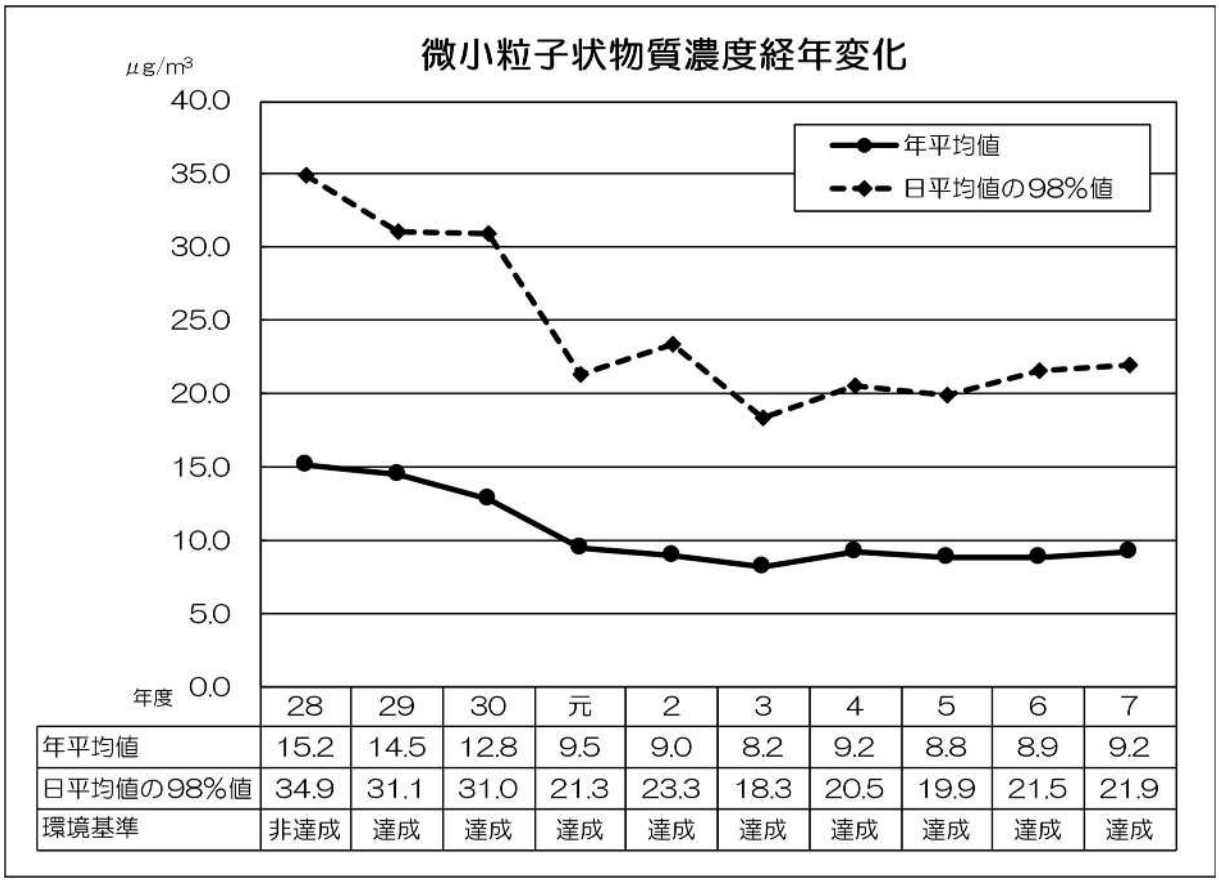

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
年平均値	15.2	14.5	12.8	9.5	9.0	8.2	9.2	8.8	8.9	9.2
日平均値の98%値	34.9	31.1	31.0	21.3	23.3	18.3	20.5	19.9	21.5	21.9
環境基準	非達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成	達成

カ．風向・風速の測定結果

①風　向

全般に北寄りの風が多く、北北東（22.5%）、北（10.2%）、南（10.2%）でした。

風向別頻度

［測定局名］北区役所

風向	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	Calm※
頻度（%）	22.5	5.8	2.8	5.6	4.2	3.9	5.3	10.2	9.3	2.5	1.7	2.5	2.5	2.8	4.7	10.2	3.5

※（Calm）：静穏時＝風速0.4m/s以下

②風　速

令和7年度の年平均風速は1.9m/sでした。月別では、11月が1.2m/sで最も低く、7月が2.7m/sで最も高い値を示しました。

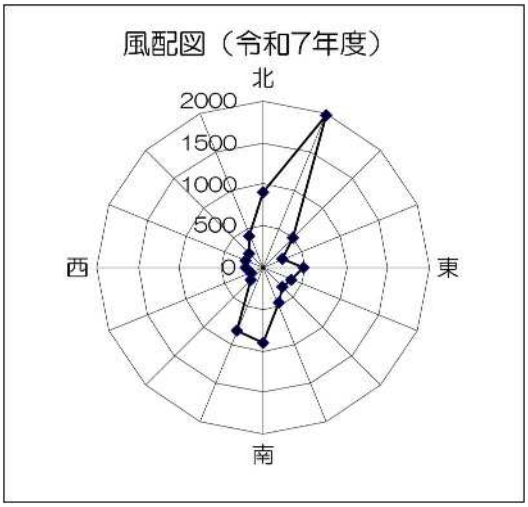

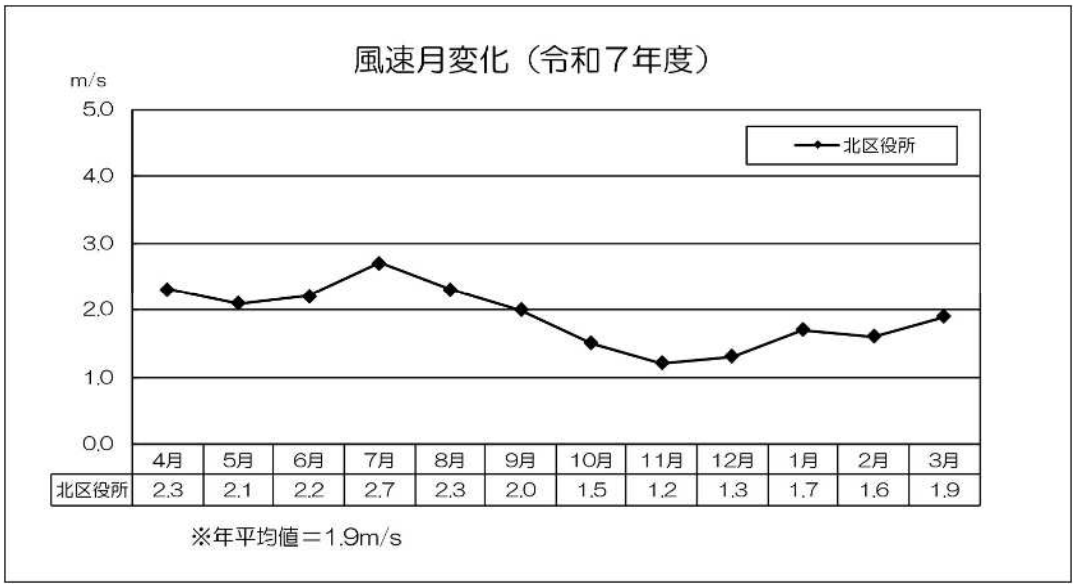

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北区役所	2.3	2.1	2.2	2.7	2.3	2.0	1.5	1.2	1.3	1.7	1.6	1.9

※年平均値＝1.9m/s

（3）首都高速道路株式会社による大気モニタリング

首都高速道路株式会社では、「首都高速王子線に関する協定」に基づいて、首都高速王子線沿線の２か所に設置したモニタリングポストにより、継続的に大気の測定を行っています。

区では、測定結果の提供を受け、内容を確認しています。

ア．測定概要

調査地点：堀船局（堀船 1-5）

滝野川局（滝野川 1-65）

調査項目：二酸化窒素（NO_2）、浮遊粒子状物質（SPM）

イ．令和７年度調査結果

浮遊粒子状物質の令和 7 年度年平均値は、堀船局が 0.014mg/m^3、滝野川局が 0.015mg/m^3 でした。日平均値の 2%除外値は、堀船局が 0.036mg/m^3、滝野川局が 0.037mg/m^3 でした。いずれの測定局においても環境基準の 0.10 mg/m^3 を 2 日連続で超えた日はなく、環境基準を達成しています。

二酸化窒素の令和 7 年度年平均値は、堀船局が 0.014ppm、滝野川局が 0.015ppm でした。環境基準の長期的評価である日平均値の 98%値は、堀船局が 0.032ppm、滝野川局が 0.033ppm で、いずれも環境基準の 0.06ppm を達成しています。

ウ．経年変化

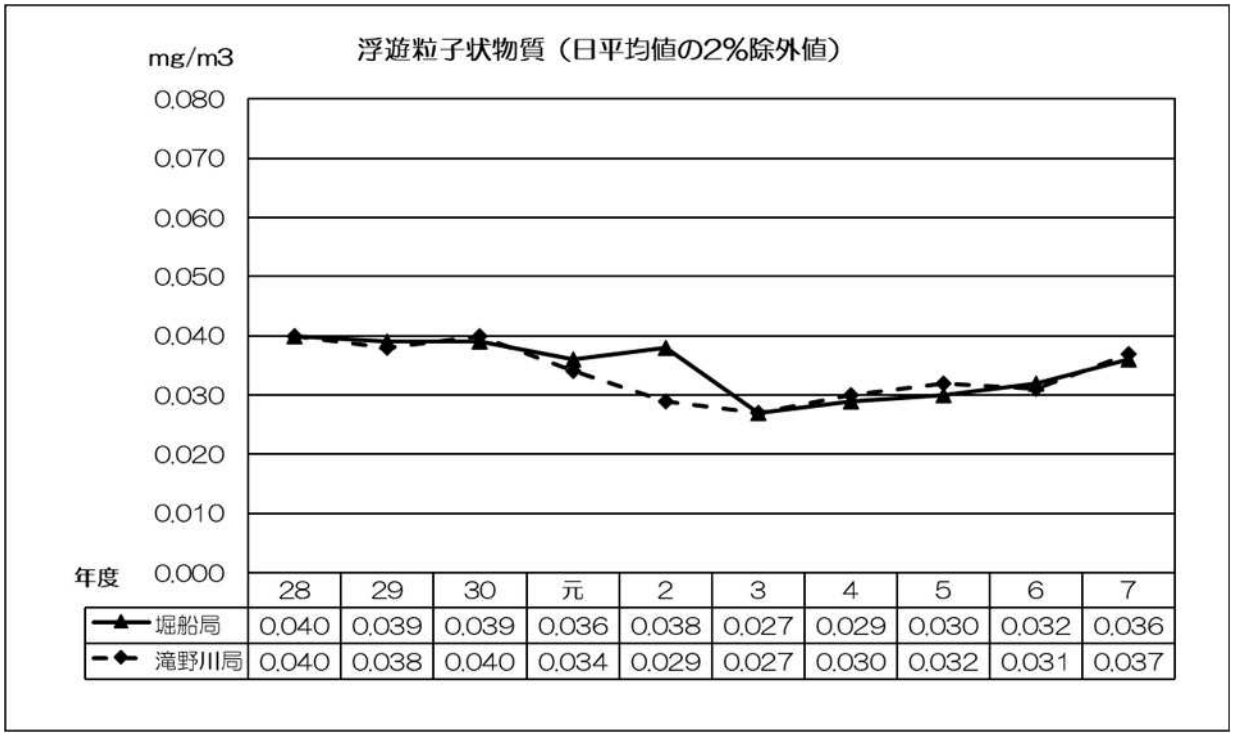

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
堀船局	0.040	0.039	0.039	0.036	0.038	0.027	0.029	0.030	0.032	0.036
滝野川局	0.040	0.038	0.040	0.034	0.029	0.027	0.030	0.032	0.031	0.037

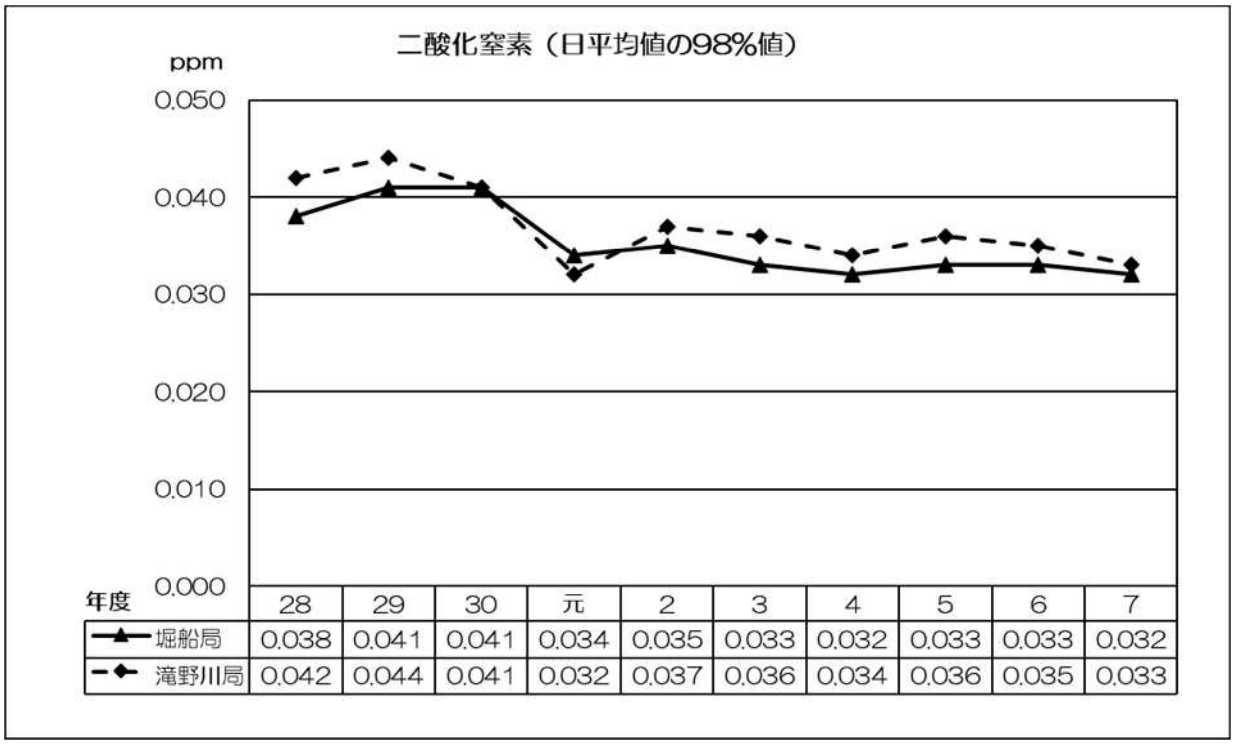

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
堀船局	0.038	0.041	0.041	0.034	0.035	0.033	0.032	0.033	0.033	0.032
滝野川局	0.042	0.044	0.041	0.032	0.037	0.036	0.034	0.036	0.035	0.033

（4）二酸化硫黄（SO_2）調査及び対策

ア．排出規制

工場、事業場から排出される硫黄酸化物の規制は、以前は、煙突の高さに応じて排出量を規制するK値規制と、使用する燃料に含まれる硫黄含有率を規制する燃料規制によって行っていました。しかし、環境をより改善するためには、排出される物質総量で規制する総量規制が必要となり、昭和 49 年６月に大気汚染防止法が改正されました。総量規制対象地域として、東京都では特別区と隣接５市の区域が指定されています。

イ．燃料中の硫黄分減少対策

東京都では、1 日あたり最大燃料使用量 300 ㎘以上の事業場に対し燃料基準を定め、硫黄含有率が基準以下の燃料を使用することを義務づけています。

北区に適用される燃料基準　　（単位：重量比%）

区　分	1 日あたりの最大燃料使用量	既　　設 （昭和 51 年７月 31 日以前）	新　　設 （昭和 51 年８月１日以降）
工　　場 指定作業場	300 ㎘以上　 500 ㎘未満	0.7 以下	0.5 以下
	500 ㎘以上 2,000 ㎘未満	0.5 以下	0.4 以下
	2,000 ㎘以上	0.4 以下	0.3 以下

（5）有害大気汚染物質調査

大気中の浮遊粉じん濃度、金属成分濃度及び揮発性有機化合物濃度を調査しました。

調査概要

測定場所	測定回数	調査項目
北区役所 4階西側屋上	年6回	浮遊粉じん濃度 金属成分濃度 ニッケル、水銀、ヒ素、マンガン
としま若葉 小学校 2階ベランダ	年1回	揮発性有機化合物濃度 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、 クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、 塩化メチル、アセトアルデヒド
分析方法	【浮遊粉じん濃度】 ・有害大気汚染物質測定方法マニュアル（令和6年3月改訂）に準じる。 【金属等の成分濃度】 ・水銀は加熱気化冷原子吸光法 ・ニッケル、ヒ素、マンガンは誘導結合プラズマ質量分析（ICP-MS）法 【揮発性有機化合物濃度】 ・GC-MS法	

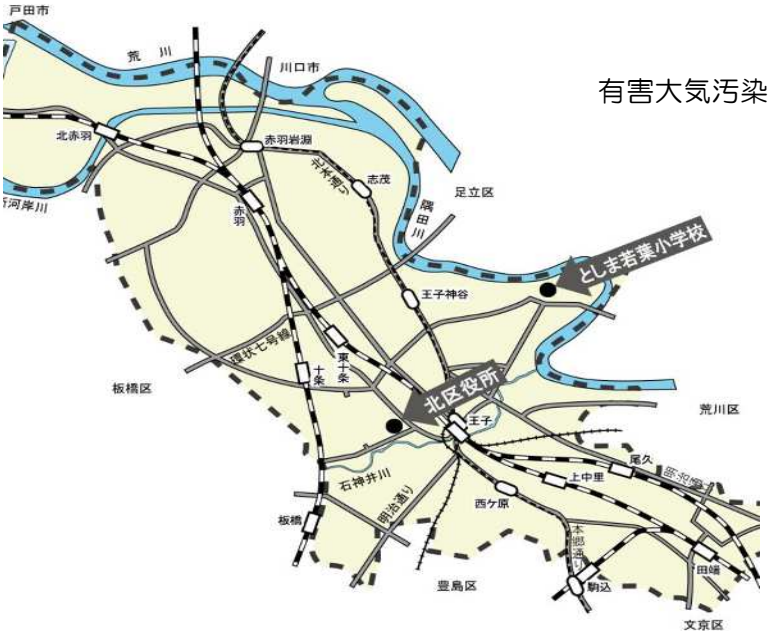

有害大気汚染物質調査地点図

有害大気汚染物質調査結果（単位：μｇ/m³）

調査項目	北区役所4階西側屋上							としま若葉小学校
	4月 15～16日	6月 3～4日	8月 5～6日	10月 7～8日	12月 2～3日	2月 3～4日	平　均	12月 2～3日
浮遊粉じん濃度	18	8.4	53	41	76	16	35	76
ニッケル	0.00083	0.00093	0.0055	0.0016	0.0050	0.0034	0.0029	0.0038
水銀	0.0017	0.0019	0.0025	0.0015	0.0019	0.0017	0.0019	0.0022
ヒ素	0.00040	0.00034	0.0011	0.00073	0.0029	0.00044	0.00098	0.0032
マンガン	0.010	0.0077	0.035	0.020	0.044	0.018	0.022	0.042
ベンゼン	0.44	0.58	1.2	0.39	1.3	0.52	0.74	1.2
トリクロロエチレン	0.15	0.85	1.4	0.99	3.0	0.47	1.1	3.7
テトラクロロエチレン	0.070	0.19	0.23	0.074	0.51	0.055	0.19	0.97
ジクロロメタン	0.96	1.3	2.1	1.1	4.2	0.89	1.8	5.0
アクリロニトリル	0.030	(0.018)	0.13	(0.014)	0.059	(0.014)	0.044	0.040
塩化ビニルモノマー	(0.009)	(0.015)	0.17	<0.004	0.021	0.0068	0.037	0.019
クロロホルム	0.18	0.20	0.22	0.25	0.39	0.097	0.22	0.49
1,2-ジクロロエタン	0.23	0.13	0.12	0.082	0.45	0.088	0.18	0.44
1,3-ブタジエン	0.018	0.047	0.48	0.023	0.11	0.028	0.12	0.11
塩化メチル	1.5	1.3	1.7	1.4	1.8	1.2	1.5	1.8
アセトアルデヒド	2.0	2.9	6.9	2.2	3.3	1.7	3.2	3.0

※μｇ（マイクログラム）とは1ｇ（グラム）の100万分の1のことです。

※（　）は検出下限値以上定量下限値未満を示しています。

（6）二酸化窒素濃度分布調査

区内2か所で実施している二酸化窒素常時測定を補完するため、10地点で簡易測定を実施しています。

ア．調査概要

調 査 地 点 ：10地点
調 査 回 数 ：毎月1回（約1か月間）年間12回
大気捕集法：ＰＴＩＯ法
分 析 方 法 ：吸光光度法

イ．二酸化窒素調査場所及び結果

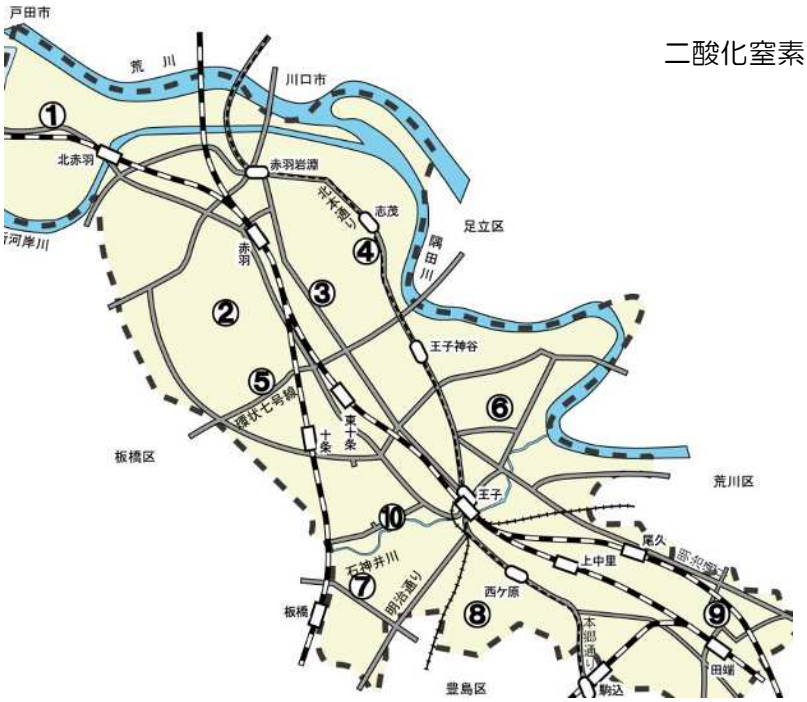

二酸化窒素調査地点図

二酸化窒素調査結果　（単位:ppm）

調査場所	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	年平均
①西浮間小学校	0.023	0.008	0.009	0.006	0.008	0.008	0.009	0.019	0.021	0.019	0.018	0.009	0.010
②赤羽台西小学校	0.021	0.008	0.010	0.008	0.009	0.009	0.011	0.021	0.024	0.024	0.025	0.013	0.011
③稲田小学校	0.026	0.010	0.011	0.009	0.010	0.010	0.013	0.022	0.024	0.022	0.023	0.014	0.013
④なでしこ小学校	0.026	0.010	0.011	0.009	0.011	0.010	0.012	0.024	0.024	0.022	0.021	0.014	0.013
⑤王子第三小学校	0.034	0.013	0.012	0.010	0.012	0.013	0.014	0.027	0.027	0.027	0.025	0.015	0.015
⑥豊川小学校	0.027	0.010	0.014	0.009	0.010	0.011	0.011	0.021	0.023	0.020	0.020	0.012	0.013
⑦滝野川紅葉中学校	0.028	0.007	0.012	0.009	0.011	0.011	0.012	0.022	0.025	0.024	0.022	0.013	0.013
⑧西ケ原小学校	0.025	0.009	0.012	0.011	0.011	0.012	0.013	0.025	0.025	0.022	0.023	0.012	0.013
⑨滝野川第四小学校	0.027	0.008	0.012	0.010	0.012	0.011	0.012	0.022	0.025	0.021	0.021	0.012	0.013
⑩北区役所	0.032	0.011	0.015	0.011	0.013	0.013	0.014	0.027	0.030	0.027	0.026	0.015	0.016

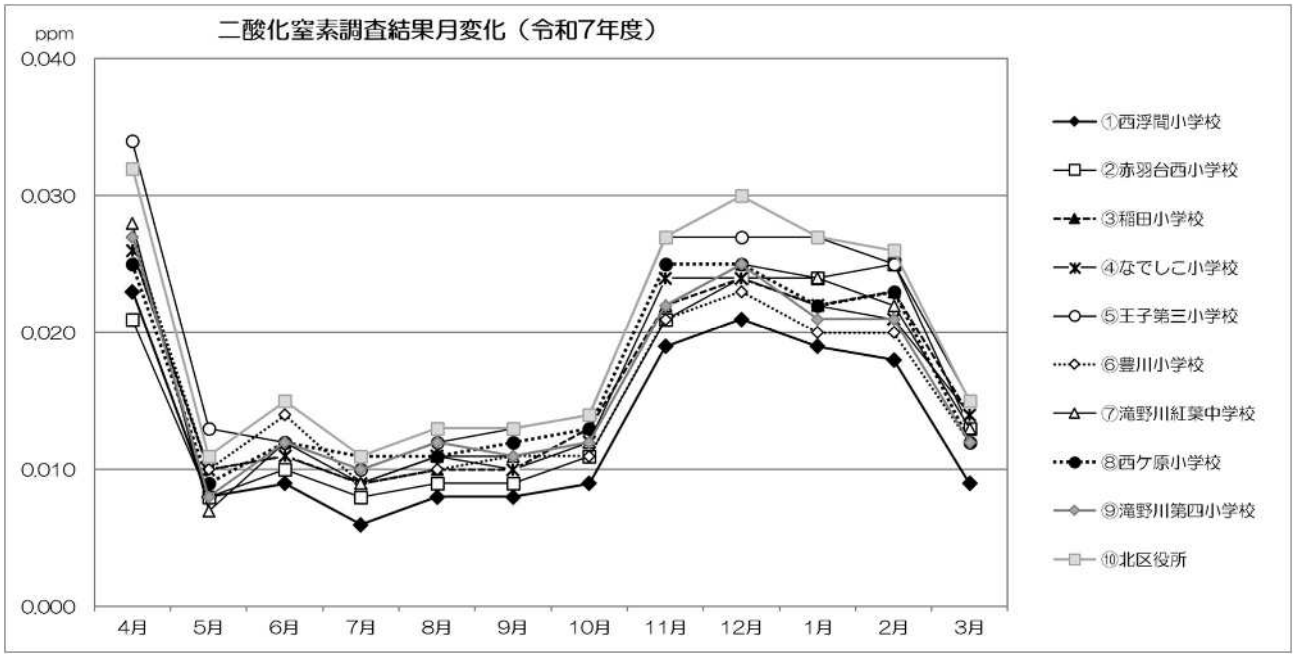

（7）自動車排出ガス（二酸化窒素）調査

主要交差点・沿道における大気汚染の状況を調査しました。

ア．調査概要

調査期間：令和7年6月2日～9日（夏期）、令和7年11月4日～11日（冬期）
調査地点：19地点（測定器設置箇所については、原則として道路端の民地側）
大気捕集法：ＰＴＩＯ法
分析方法：吸光光度法（一週間大気を捕集したのち分析）

イ．調査地点と測定結果

自動車排出ガス調査地点図



二酸化窒素調査結果（単位：ppm）

調査場所	濃　度		調査場所	濃　度	
	夏期	冬期		夏期	冬期
①霜降橋	0.017	0.017	⑪環状５号線-2	0.014	0.015
②飛鳥山	0.018	0.019	⑫中山道	0.015	0.015
③溝田橋	0.017	0.023	⑬補助 88 号線	0.014	0.015
④王子３丁目	0.016	0.016	⑭補助 85 号線-1	0.012	0.013
⑤宮堀	0.017	0.017	⑮北本通り	0.017	0.019
⑥赤羽	0.016	0.016	⑯環状８号線	0.013	0.017
⑦東田端１丁目	0.013	0.014	⑰補助 157 号線	0.013	0.016
⑧姥ヶ橋	0.014	0.015	⑱補助 85 号線-2	0.011	0.012
⑨馬坂	0.024	0.021	⑲北区役所	0.010	0.014
⑩環状５号線-1	0.019	0.017			

（8）光化学オキシダント

ア．光化学スモッグ対策

東京都では、都内全域を８地域に区分し、光化学オキシダント濃度を基準に気象条件等を考慮したうえで、地域ごとに光化学スモッグ予報や注意報等を発令しています。北区が属するのは区西部地域で、新宿区、文京区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区、北区からなる地域です。注意報以上を発令したときは、関係機関に周知連絡、協力要請をし、大規模なばい煙発生施設を有する工場や事業場に対しては、燃料の使用削減協力、勧告などを行っています。

北区では、区民の被害を最小限にくいとめるために「東京都北区光化学スモッグ緊急時の措置要領」を定めて、注意報などの周知活動を行っています。なお、光化学スモッグ注意報発令時には、防災無線にて注意喚起を行っています。

イ．注意報発令日数

令和７年度の、東京都内における光化学スモッグ注意報発令日数は８日で、北区が属する区西部地域の発令日数は３日でした。

区役所の大気汚染常時測定局で測定しているオキシダント濃度が、注意報発令基準の 0.12ppm 以上になった日数は４日でした。

年　度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
都　内	5	6	9	7	6	6	7	4	15	8
区西部地域	2	5	4	5	5	3	7	3	12	3

ウ．光化学スモッグ被害届出者数

令和 7 年度の光化学スモッグによると思われる東京都内での被害届出はありませんでした。なお、北区での被害届出は、昭和 52 年度以降、平成 16 年度に２名の届出があったのみとなります。

年　度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
都内全域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北　　区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（9）大気中ダイオキシン類調査

一般環境大気中のダイオキシン類の濃度を把握するため調査を行っています。

ア．調査概要

調査回数：年6回 ※それぞれ24時間連続大気採取
調査場所：北区役所（王子本町1-15-22）、なでしこ小学校（志茂1-34-17）
分析方法：「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（令和4年3月）」に準拠
調査物質：ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン29種類
　　コプラナーポリ塩化ビフェニル12種類

イ．調査結果

年平均値は、北区役所0.014pg-TEQ/m^3、なでしこ小学校0.018pg-TEQ/m^3で、どちらの値もダイオキシン類対策特別措置法に定める「大気環境基準」0.6pg-TEQ/m^3を下回りました。

大気中ダイオキシン類調査結果　（単位：pg-TEQ/m^3）

調査月日	5月 21～22日	7月 7～8日	8月 25～26日	11月 12～13日	12月 8～9日	1月 26～27日	年平均	環境基準
北区役所	0.012	0.021	0.011	0.022	0.0076	0.0077	0.014	0.6
なでしこ小学校	0.0072	0.020	0.039	0.026	0.010	0.0074	0.018	0.6

※　pg（ピコグラム）：1兆分の1グラムを表す単位
※　TEQ　：毒性等価換算濃度のことで、ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算したものです。
※　端数処理の関係で、各項目間の計算値が合わないことがあります。

（10）有害ガス

有害ガスについては、東京都環境確保条例で 42 物質が指定され、それぞれ規制基準が定められています。

有害ガス（東京都環境確保条例別表第三）

ふっ素及びその化合物・シアン化水素・ホルムアルデヒド・メタノール・イソアミルアルコール・イソプロピルアルコール・塩化水素・アクロレイン・アセトン・塩素・メチルエチルケトン・メチルイソブチルケトン・ベンゼン・臭素及びその化合物・窒素酸化物・トルエン・フェノール・硫酸（三酸化いおうを含む）・クロム化合物・キシレン・塩化スルホン酸・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ピリジン・酢酸メチル・酢酸エチル・酢酸ブチル・ヘキサン・スチレン・エチレン・二硫化炭素・クロルピクリン・ジクロロメタン・1･2-ジクロロエタン・クロロホルム・塩化ビニルモノマー・酸化エチレン・ヒ素及びその化合物・マンガン及びその化合物・ニッケル及びその化合物・カドミウム及びその化合物・鉛及びその化合物

（11）悪臭

悪臭については、悪臭防止法及び東京都環境確保条例により規制されています。

悪臭防止法は昭和 47 年 5 月に施行され、当初は、特定の悪臭物質の濃度により規制されていました。その後、複合臭や未規制物質による悪臭に対応するため平成 7 年に法律が改正され、従来の濃度規制に加えて人間の嗅覚を用いた臭気指数による規制方式が導入されました。北区では、臭気指数による規制を採用し、基準を告示により定めています。悪臭防止法による規制基準は工場等の事業場に適用されますが、日常生活に伴う悪臭発生の防止の努力義務などについては、すべての国民に求められています。

東京都では、昭和 52 年 3 月に「三点比較式臭袋法」の規制基準を条例化し、現在では、東京都環境確保条例において、臭気指数による規制を行っています。

特定悪臭物質（悪臭防止法施行令第 1 条）

アンモニア・メチルメルカプタン・硫化水素・硫化メチル・二硫化メチル・トリメチルアミン・アセトアルデヒド・プロピオンアルデヒド・ノルマルブチルアルデヒド・イソブチルアルデヒド・ノルマルバレルアルデヒド・イソバレルアルデヒド・イソブタノール・酢酸エチル・メチルイソブチルケトン・トルエン・スチレン・キシレン・プロピオン酸・ノルマル酪酸・ノルマル吉草酸・イソ吉草酸

（12）アスベスト

ア．アスベストとは

アスベストとは、「石綿」（いしわた・せきめん）とも呼ばれている天然の繊維状の鉱物です。アスベストは古くから燃えない繊維として知られ、酸やアルカリに溶けず、断熱性・防音性・電気絶縁性を持ち、経済的にも安価であることなどから、昭和 30 年代後半～40 年代にかけ、主として吹き付け建築資材などとして使用されてきました。

イ．アスベストの人体影響

空気中に浮遊しているアスベスト粉じんを長期間吸い込むと、アスベスト肺、肺ガン、悪性中皮腫等の病気を引き起こす危険性があると指摘されています。近年、アスベストを扱う工場や建設現場などで働いていた方々の労働災害や、工場周辺住民の健康被害が明らかとなり、大きな社会問題となっています。

ウ．アスベスト対策

人体への影響や環境汚染を未然に防ぐため、昭和 50 年に壁や天井などへのアスベストの「吹き付け作業」が原則として禁止されました。その後、大気汚染防止法において、平成元年にアスベストを人に健康被害を生じさせるおそれのある「特定粉じん」として位置付け、アスベスト製品製造工場を規制することとしました。さらに、平成８年の法改正により、規制対象に「特定粉じん排出等作業」が追加、平成 17 年の政令改正により、規制対象に石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材が追加、平成 25 年の法改正により、石綿含有建材の使用状況についての事前調査などが義務付けられました。また、令和２年の法改正で、石綿含有成形板等を含めた全ての石綿含有建材が規制対象となるとともに、事前調査から作業後までの一連の規制が強化され、令和４年度より一定規模以上の工事を行う場合は、事前調査結果の報告が義務付けられました。

東京都は平成２年に「建築物等の工事に伴うアスベスト飛散防止対策指導要綱」を制定し、一定規模以上の建築物の解体・改修工事の届出等、未然防止対策を指導してきましたが、この要綱は平成６年７月 20 日、東京都公害防止条例（現・東京都環境確保条例）に組み入れられ、平成７年１月１日に施行されました。

区では、立入調査等の実施により、アスベストの飛散防止措置が適切に行われているか確認しています。

大気汚染防止法等に基づく届出件数（令和７年度）

項　　目	件　　数
事前調査結果報告書	3,612 件
特定粉じん排出等作業実施届出書	14 件
石綿飛散防止方法等計画届出書	14 件

（13）自動車排出ガス対策

自動車排出ガスについては、順次規制が強化されてきており、大気環境中の一酸化炭素濃度は、大幅に改善されましたが、窒素酸化物についてはまだ思うように効果は出ていません。このため「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NOx 法）が平成４年６月に公布され、「車種規制」が平成５年 12 月から施行されました。

さらに、粒子状物質（PM）の削減を図るため、平成 13 年６月に「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車 NOx・PM 法）に法改正されました。また、平成 15 年 10 月から実施している東京都のディーゼル車規制は、平成 18 年４月から規制の基準値が強化されました。

区ではこれまで澄み切った空と静けさの回復のため、自動車排出ガス対策として庁有車への低公害車の導入（メタノール自動車S62 年～、電気自動車H4 年～、天然ガス自動車H5 年～、ハイブリッド自動車H15 年～、液化天然ガス自動車 H16 年～）を進めてきました。また、民間事業者に対する助成事業として、平成５年から平成 11 年までメタノール自動車（トラック）リース助成事業（4 事業者、計９台）を、平成 11 年から平成 18 年まで天然ガス自動車（トラック）導入助成事業を行いました。

令和７年度においては、令和５年２月に策定した「北区ゼロカーボンシティ実現計画（北区地球温暖化対策実行計画）」に基づき、区有施設における温室効果ガス排出量の削減に向けて、庁有車への電動車の導入を推進しています。

令和７年度末時点における庁有車の電動車の導入状況は、以下のとおりです。

庁有車への電動車の導入

燃料種類	台　　数
電気自動車（EV）	４台
ハイブリッド自動車（HV）	９台

（令和７年度　自動車環境管理実績報告より）

※電動車とは、電気を動力源として利用する自動車であり、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）及びハイブリッド自動車（HV）をいいます。

なお、令和７年度末時点における低公害車の導入台数は、以下のとおりです。

庁有車への低公害車の導入

燃料種類	種　　別	台　　数
ガソリン車（９台）	軽貨物自動車	４台
	小型貨物自動車	５台
ハイブリッド自動車（５台）	小型・普通乗用自動車	４台
	小型・普通貨物自動車	１台
軽油自動車（４台）	普通貨物自動車	４台
電気自動車（４台）	軽乗用自動車	１台
	軽貨物自動車	３台

（令和７年度　自動車環境管理実績報告より）

※低公害車とは、排出ガスの低減や燃費性能の向上など、環境負荷の低減に配慮した自動車です。電動車に該当する車両が低公害車に含まれない場合があります。

（14）公害健康被害補償制度

ア．法律に基づくもの

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、昭和 63 年２月 29 日までに申請し、認定を受けた公害健康被害者に対して、医療費等の補償及び福祉事業を行うことにより、大気汚染による公害健康被害認定者の健康回復・保持・増進及び補償を行うものです。また、平成元年度より、大気汚染の影響による健康被害の予防・回復を図るため、公害健康被害予防事業を実施しています。

イ．東京都条例に基づくもの

「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」に基づき、18 歳未満で一定の居住条件を満たし、大気汚染の影響を受けると推定される指定４疾病及びこれらの続発症と認定された方に対して医療費の本人負担分の助成を行うものです。なお、気管支ぜん息については、平成 20 年８月から全年齢が対象となりましたが、平成 27 年３月 31 日を以って 18 歳以上の新規申請受付を終了しました。

〇問い合わせ先　東京都北区　健康部健康政策課　公害保健係　電話 03-3908-9019

①　公害健康被害の補償等に関する法律に係る疾病別被認定者数　（令和８年３月末現在）

慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺気腫	計
５人	600 人	０人	２人	607 人

②　東京都条例に係る大気汚染障害者医療費助成被認定者数　（令和８年３月末現在）

疾病名／対象者	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺気腫	計
乳　幼　児	0	0	0	0	0
小　学　生	0	0	0	0	0
中　学　生	0	0	0	0	0
そ　の　他	0	923	0	0	923
計	０人	923 人	０人	０人	923 人



2．水質汚濁

（1）水質汚濁とは

水質汚濁とは、工場、事業場の排水や家庭排水などによって、河川や海・地下水等が汚染されることを言います。東京の水質汚濁は都民の生活様式の高度化に伴う生活排水の量的・質的変化が大きな原因となっていますが、公共下水道などの都市施設の整備の立ち後れや都市化による河川流量の減少も、水質の悪化に拍車をかけてきました。また、工場排水中に含まれるカドミウム、水銀などの重金属や、PCB などの化学物質による汚染も問題となります。これらの蓄積性のある有害物質は、飲料水や食物連鎖を通して、私たちの健康に影響を及ぼすおそれがあります。

水中に住む生物の多くにとっては、私たちと同じように酸素が必要です。この酸素は、水と空気が接触するとき直接溶け込むものと、水中の植物の光合成により生成されるものとがあります。川に十分な酸素が溶け込んでいれば、多少の汚濁物質が流れ込んでも、水中の好気性微生物等の働きでもとのきれいな水になります。これを川の自浄作用と言います。ところが、この自浄作用を超える汚濁物質が河川に流れ込むと、水中の酸素はその中の有機物の分解時に消費され、酸素の少ない環境で繁殖する微生物の活動が優勢になります。このような微生物（嫌気性微生物と言う）の働きで、硫化水素やアンモニア等の悪臭のもとになるガスが発生します。

（2）水質汚濁の指標

ア．北区を流れる河川の環境基準

類型	利用目的の適応性	該当河川	基準値				
			水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
B	水道３級 水産２級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	石神井川	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1000 CFU/100 mL 以下
C	水産３級 工業用水１級 及び D 以下の欄に掲げるもの	荒川 隅田川 新河岸川	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—

※類型は、東京都告示第 597 号（平成９年５月 13 日）により指定され、東京都告示第 463 号（平成 29 年３月 17 日）により、平成 29 年４月１日から石神井川が B、それ以外は C となりました。

イ．水素イオン濃度（pH）

液体が酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値で pH７が中性、それよりも数値が大きいとアルカリ性、小さければ酸性です。

ウ．生物化学的酸素要求量（BOD）

５日間に水中の有機物を分解するために好気性微生物が必要とする酸素の量で、一般に水の汚れを表す代表的な指標です。この値が高いと川は汚れており、BOD10mg/L を超えると、水は悪臭を発生するようになります。またコイやフナの生息には、BOD５mg/L 以下、アユやマスにはＢOD３mg/L 以下が望ましいとされています。

エ．浮遊物質量（SS）

水中に浮遊している不溶性の物質で、川底にたまったり魚介類に付着したりします。

オ．溶存酸素量（DO）

水中に溶けている酸素の量です。酸素のない川や少ない川はいわば死んだ川で、魚介類は生存できません。魚には最低５mg/L が必要とされています。

カ．大腸菌数

大腸菌数はふん便汚染をより的確に捉えることができる指標として、大腸菌群数に代わって令和４年４月１日より環境基準に加わりました。

（３）河川水質調査

ア．調査概要

①調査時期

河川：毎月１回（原則として満潮から干潮への中間時に採水）

湖沼：隔月１回

②調査項目

気温、水温、透視度、色相、臭気、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）、リン酸性リン（P）、アンモニア性窒素（NH_4-N）、大腸菌数

③調査場所（採水場所）

河川：荒川（新荒川大橋）、隅田川（新田橋）、新河岸川（岩淵橋）、石神井川（松橋）

湖沼：浮間ヶ池（北区側）、赤羽自然観察公園内池

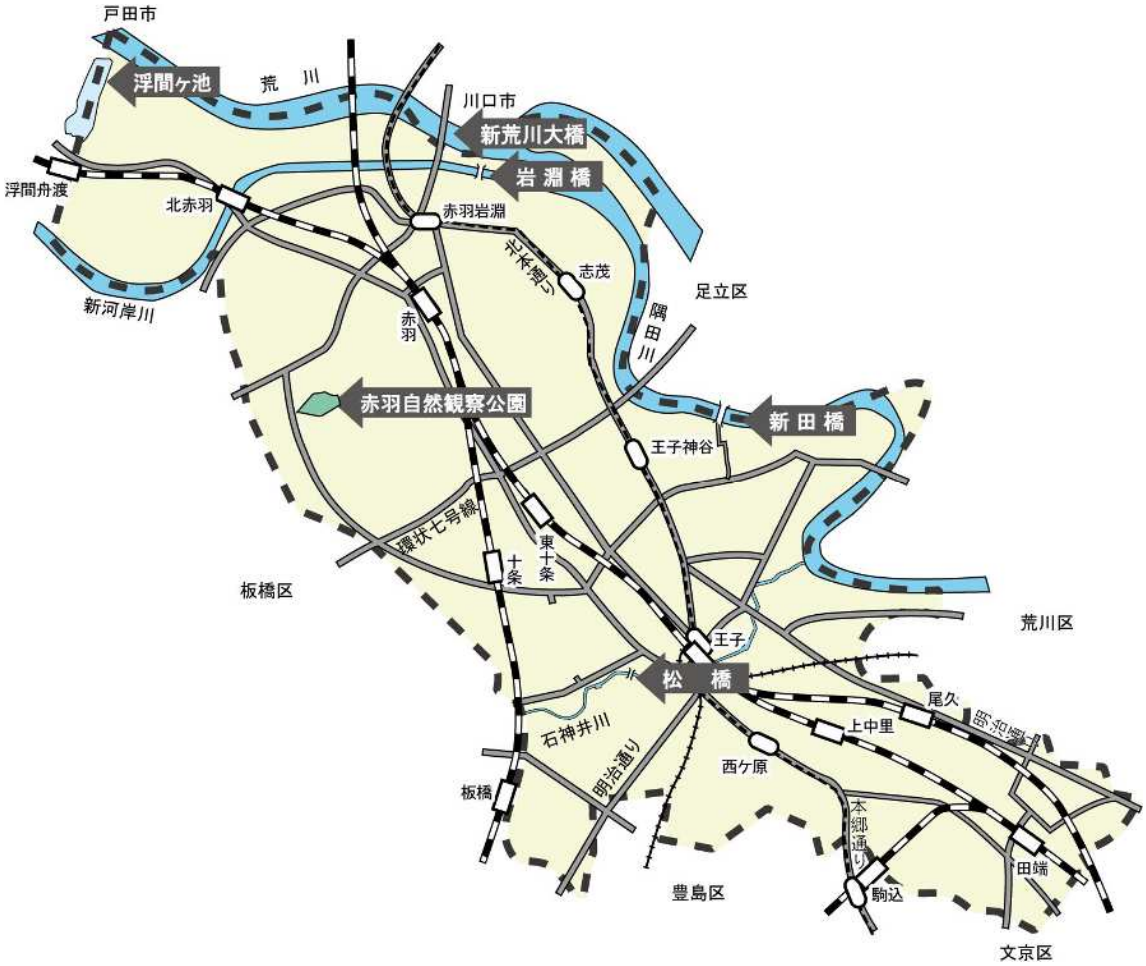

イ．調査結果

①荒川の調査結果

pH、BOD、SS、DO は環境基準を達成し、適合率は pH、SS が 100%、BOD が 75%、DO が 83%でした。

[※適合率＝（環境基準に適合した日数）÷（総測定日数）×100]

年間測定結果

調査月	気温（℃）	水温（℃）	透視度（㎝）	pH	BOD（mg/L）	COD（mg/L）	SS（mg/L）	DO（mg/L）	リン酸性リン（mg/L）	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素（mg/L）
4	18.6	17.8	65	7.2	1.4	6.8	5	7.0	0.285	3.59
5	23.4	21.8	45	7.3	5.3	5.0	10	6.8	0.335	3.04
6	24.3	22.8	62	7.3	2.5	3.9	8	6.8	0.168	1.64
7	25.4	26.8	39	7.2	2.3	5.0	10	6.9	0.153	0.68
8	34.3	31.4	26	7.5	5.1	8.8	22	10.7	0.336	2.10
9	32.5	29.8	65	7.0	2.5	5.6	5	3.8	0.403	2.86
10	25.6	24.8	26	7.0	3.7	6.0	14	4.5	0.374	3.59
11	18.3	17.3	68	7.3	1.7	5.4	9	5.4	0.277	2.70
12	9.7	13.8	60	7.1	1.8	7.0	8	6.7	0.327	4.20
1	9.7	10.7	45	7.2	2.9	7.1	15	8.2	0.347	5.76
2	11.2	12.9	37	7.4	6.9	8.3	8	10.0	0.371	4.28
3	11.5	12.6	35	7.1	3.9	6.1	9	6.7	0.421	3.77
平均	20.4	20.2	48	7.2	3.9	6.3	10	7.0	0.316	3.18
環境基準	—	—	—	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	—	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	—

※BOD は年平均値ではなく 75%値で評価しています。環境基準も 75%値です。

荒川の経年変化

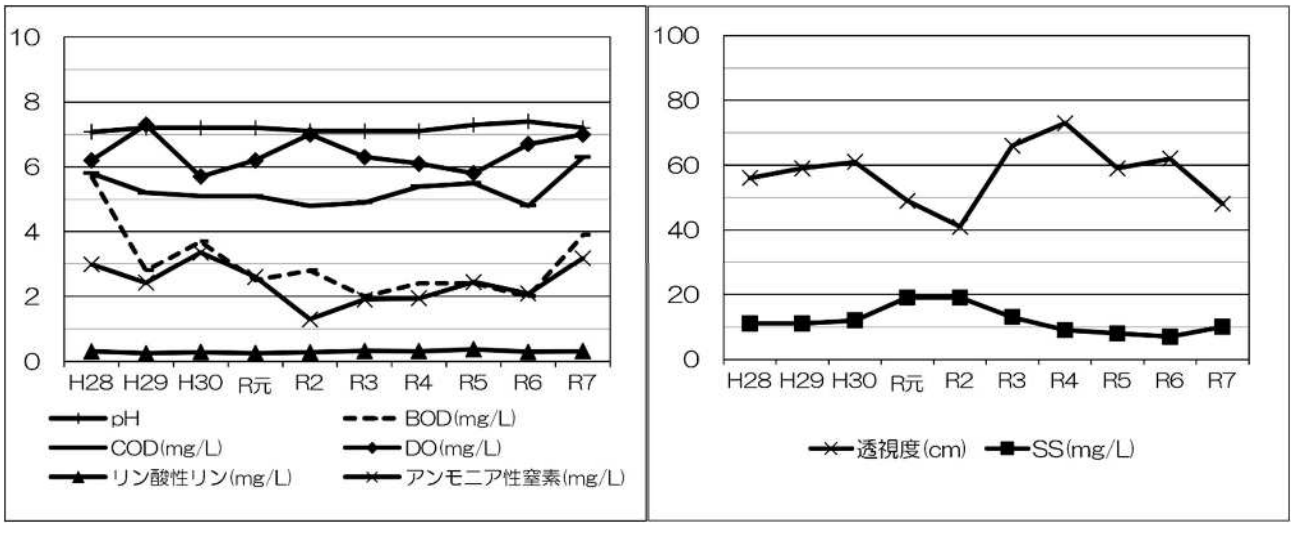

環境基準の達成状況（環境基準達成…○、環境基準未達成…×）

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
pH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
BOD	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
SS	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
DO	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

②隅田川の調査結果

pH、BOD、SS、DO は環境基準を達成し、適合率は pH、BOD、SS が 100%、DO が 92%でした。

［※適合率＝（環境基準に適合した日数）÷（総測定日数）×100］

年間測定結果

調査月	気温（℃）	水温（℃）	透視度（㎝）	pH	BOD（mg/L）	COD（mg/L）	SS（mg/L）	DO（mg/L）	リン酸性リン（mg/L）	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素（mg/L）
4	18.3	18.9	55	7.1	1.0	6.6	5	7.7	0.489	0.77
5	23.5	21.8	44	7.2	2.6	5.4	10	7.8	0.333	0.35
6	24.5	22.6	52	7.1	1.9	4.8	8	7.8	0.399	0.34
7	26.5	26.5	30	7.1	4.7	6.8	16	5.6	0.320	1.28
8	35.8	30.6	70	7.1	1.9	7.1	4	6.2	0.345	<0.01
9	33.7	28.9	29	7.0	4.5	7.3	8	2.3	0.529	1.97
10	26.4	25.2	70	7.0	2.4	6.0	8	5.6	0.718	1.08
11	16.6	18.0	65	7.1	1.5	6.1	6	6.2	0.459	2.93
12	14.2	15.4	64	7.0	1.3	7.4	7	6.0	0.392	2.23
1	9.1	11.2	40	7.0	1.5	8.1	11	8.8	0.350	5.95
2	15.8	13.9	67	7.0	2.9	8.0	4	7.6	0.509	3.88
3	12.2	12.6	23	7.1	4.5	6.8	9	7.3	0.349	2.03
平均	21.4	20.5	51	7.1	2.9	6.7	8	6.6	0.433	1.90
環境基準	—	—	—	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	—	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	—

※BOD は年平均値ではなく 75%値で評価しています。環境基準も 75%値です。

隅田川の経年変化

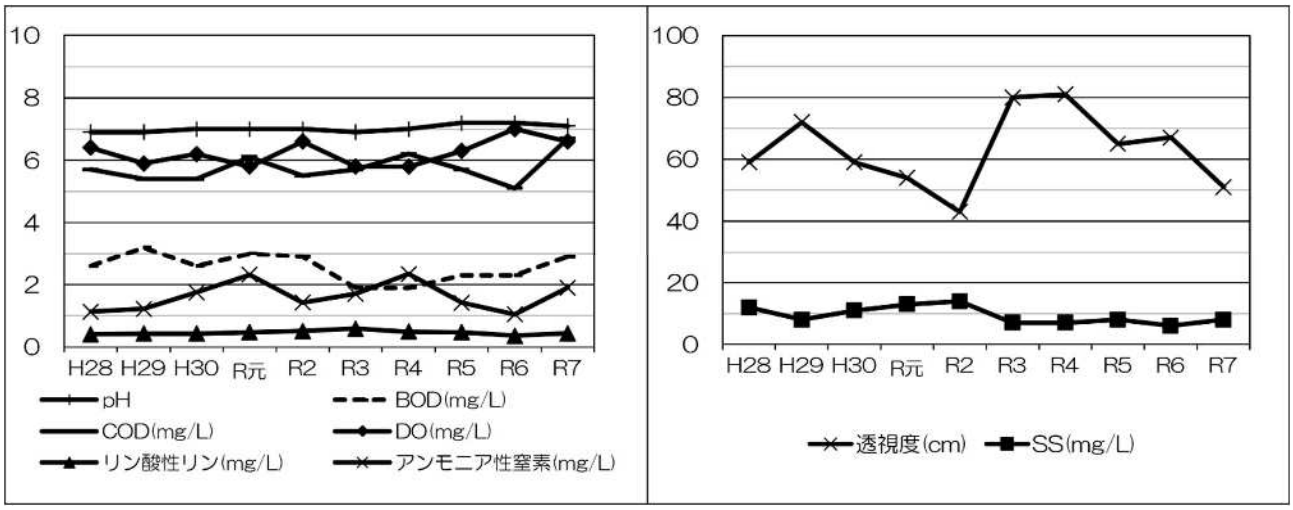

環境基準の達成状況（環境基準達成…○、環境基準未達成…×）

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
pH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
BOD	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
SS	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
DO	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

③新河岸川の調査結果

pH、BOD、SS、DO は環境基準を達成し、適合率は pH、SS、DO が 100%、BOD が 83%でした。

［※適合率＝（環境基準に適合した日数）÷（総測定日数）×100］

年間測定結果

調査月	気温（℃）	水温（℃）	透視度（㎝）	pH	BOD（mg/L）	COD（mg/L）	SS（mg/L）	DO（mg/L）	リン酸性リン（mg/L）	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素（mg/L）
4	21.6	20.0	65	7.0	3.7	6.5	7	8.5	0.897	1.76
5	28.3	23.1	45	7.0	2.5	5.8	14	7.4	0.397	0.45
6	26.5	23.5	41	7.1	2.1	3.5	14	7.9	0.447	0.24
7	26.7	25.9	22	7.1	4.9	7.4	24	6.9	0.332	0.67
8	36.6	31.4	71	7.0	2.3	7.2	9	7.2	0.506	0.04
9	35.4	29.6	31	7.1	2.8	6.2	16	5.9	0.465	1.31
10	27.3	25.2	71	7.0	3.8	6.7	16	8.5	0.629	0.65
11	18.3	18.6	45	7.1	2.8	6.5	9	7.0	0.392	1.72
12	10.4	17.0	64	6.9	1.9	8.5	7	6.2	0.726	1.83
1	12.8	13.1	44	6.8	9.2	9.3	14	9.1	0.680	2.19
2	18.0	16.1	60	7.0	6.2	8.7	8	6.7	0.492	3.88
3	11.3	13.2	43	7.0	4.5	7.2	11	8.4	0.476	2.20
平均	22.8	21.4	50	7.0	4.5	7.0	12	7.5	0.537	1.41
環境基準	—	—	—	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	—	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	—

※BOD は年平均値ではなく 75%値で評価しています。環境基準も 75%値です。

新河岸川の経年変化

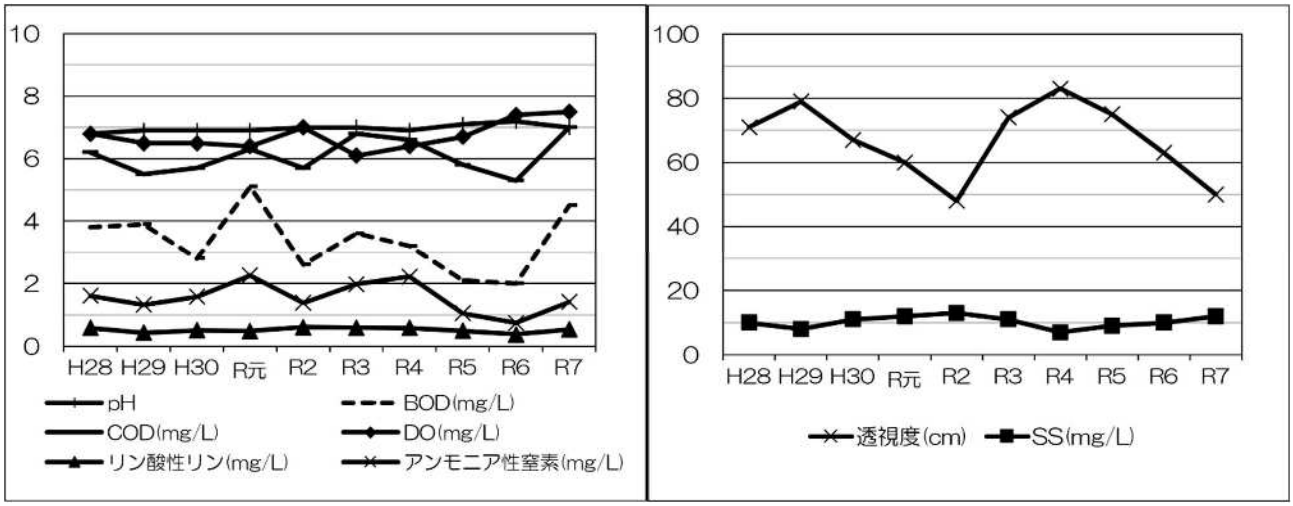

環境基準の達成状況（環境基準達成…○、環境基準未達成…×）

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
pH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
BOD	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
SS	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
DO	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

④石神井川の調査結果

pH、BOD、SS、DO は環境基準を達成し、適合率は pH、SS、DO が 100%、BOD が 75%でした。

大腸菌数は環境基準未達成で、適合率は 0%でした。

[※適合率＝（環境基準に適合した日数）÷（総測定日数）×100]

年間測定結果

調査月	気温（℃）	水温（℃）	透視度（㎝）	pH	BOD（mg/L）	COD（mg/L）	SS（mg/L）	DO（mg/L）	リン酸性リン（mg/L）	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素（mg/L）	大腸菌数（CFU/100mL）
4	17.4	16.8	40	7.4	10	10	8	6.2	0.005	1.23	140,000
5	22.5	18.7	100<	8.0	1.4	2.7	1	10.3	0.008	0.04	1,200
6	23.5	20.7	100<	7.5	1.6	3.7	1	8.1	0.017	0.06	4,600
7	25.6	23.6	73	7.2	3.6	5.2	3	7.0	0.023	0.39	57,000
8	37.4	26.5	100<	7.8	1.1	3.5	2	9.6	0.012	<0.01	1,100
9	34.1	26.4	100<	7.4	1.0	2.6	1	7.3	0.023	0.09	19,000
10	23.7	20.8	100<	7.6	1.4	2.3	2	8.2	0.008	0.04	1,600
11	13.2	13.4	100<	7.8	0.9	1.9	1	9.9	0.011	0.04	1,400
12	7.9	7.9	100<	7.7	1.6	1.7	1	10.6	0.004	0.04	1,500
1	9.2	7.2	100<	7.6	1.2	2.2	1	10.1	0.004	0.15	13,000
2	9.2	9.6	100<	7.7	3.2	3.9	4	10.3	0.005	0.23	8,100
3	9.2	9.5	55	7.6	2.2	7.3	6	10.2	0.005	0.06	4,800
平均	19.4	16.8	89	7.6	2.2	3.9	3	9.0	0.010	0.20	57,000
環境基準	—	—	—	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	—	25mg/L 以下	5mg/L 以上	—	—	1000CFU /100mL 以下

※　BOD は年平均値ではなく 75%値で評価しています。環境基準も 75%値です。

※　大腸菌数は年平均値ではなく 90%値で評価しています。環境基準も 90%値です。

石神井川の経年変化

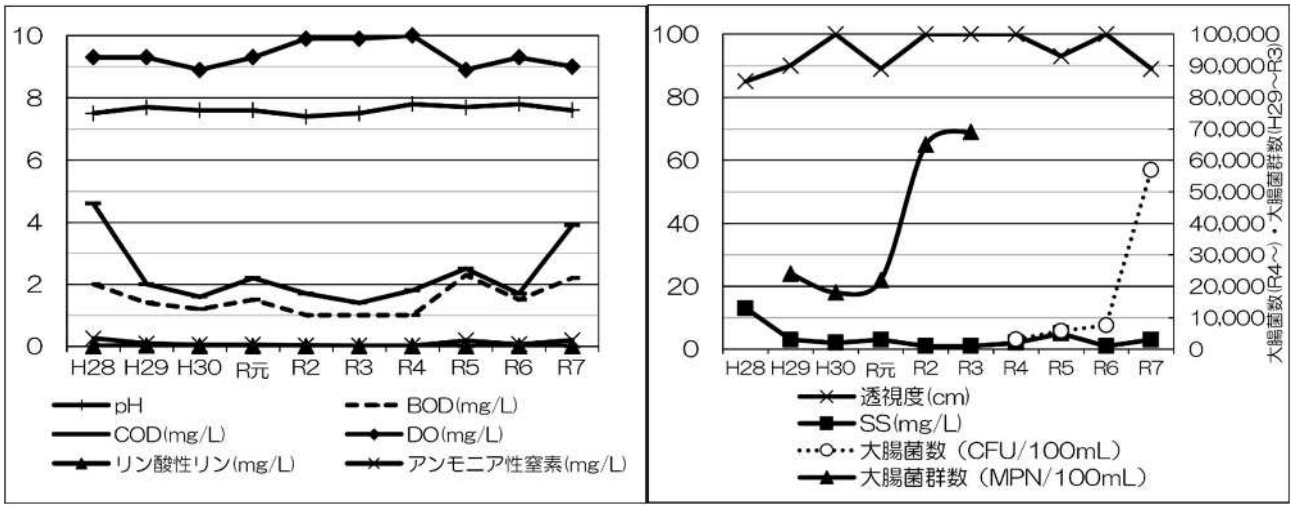

環境基準の達成状況（環境基準達成…○、環境基準未達成…×）

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
pH	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
BOD	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
SS	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
DO	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌数	—	—	—	—	—	—	×	×	×	×
大腸菌群数	—	×	×	×	×	×	—	—	—	—

⑤浮間ヶ池の調査結果

年間測定結果

調査月	気温（℃）	水温（℃）	透視度（㎝）	pH	BOD（mg/L）	COD（mg/L）	SS（mg/L）	DO（mg/L）	リン酸性リン（mg/L）	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素（mg/L）
4	22.5	19.1	29	8.9	5.4	20	9	12.2	<0.003	0.06
6	27.7	25.5	18	9.0	5.3	14	19	11.6	0.003	0.02
8	34.6	34.0	14	9.2	5.3	19	22	13.5	0.010	0.18
10	26.2	24.2	14	9.3	4.4	21	24	10.8	0.004	<0.01
12	16.5	12.1	19	9.2	4.6	18	19	11.3	0.003	0.03
2	12.1	14.4	22	9.2	6.7	18	12	15.8	0.006	0.22
平均	23.3	21.6	19	9.1	5.3	18	18	12.5	0.005	0.09

浮間ヶ池の経年変化

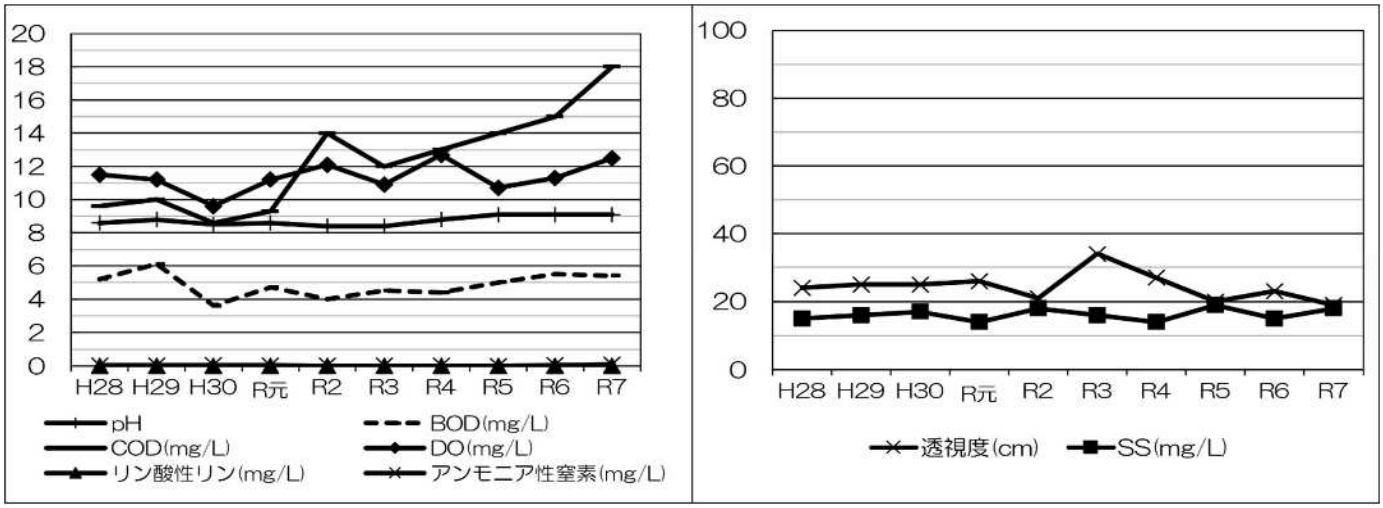

⑥赤羽自然観察公園の調査結果

年間測定結果

調査月	気温（℃）	水温（℃）	透視度（㎝）	pH	BOD（mg/L）	COD（mg/L）	SS（mg/L）	DO（mg/L）	リン酸性リン（mg/L）	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素（mg/L）
4	21.6	18.6	78	7.8	2.8	5.0	3	10.4	0.003	0.04
6	25.4	23.8	64	7.9	1.6	3.8	5	6.9	0.004	0.13
8	33.1	31.4	55	8.0	2.2	5.6	4	8.6	0.009	0.07
10	27.1	22.9	55	7.6	1.5	4.1	8	7.2	0.006	0.04
12	17.3	12.4	80	7.7	1.8	4.5	3	9.1	0.003	0.07
2	15.8	12.7	60	8.0	1.4	4.4	3	12.6	0.007	0.11
平均	23.4	20.3	65	7.8	1.9	4.6	4	9.1	0.005	0.08

赤羽自然観察公園の経年変化

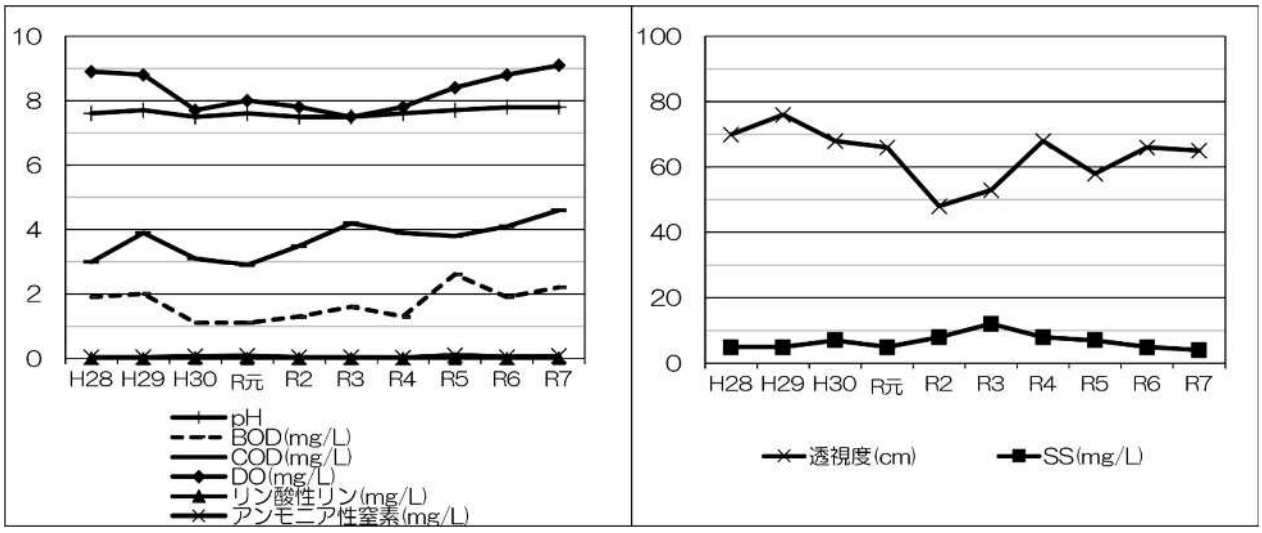

（４）水質汚濁防止対策

ア．総量規制制度

昭和 53 年に水質汚濁防止法が改正され、総量規制制度が導入されました。これは東京湾、伊勢湾、瀬戸内海など、汚濁が著しく広域的な閉鎖性水域を浄化するため、これらの水域に流入する汚濁負荷の総量を一定以下に抑制しようとするものです。その後６次にわたる規制をしてきましたが、なお一層の改善を図るため、平成 23 年６月に国が策定した第７次総量削減基本方針に基づき、東京都によって第７次総量削減計画が策定されました。汚濁負荷量の総量には、水質汚濁防止法が規制対象としている工場や事業場からの排出水による汚濁負荷量のみならず、各家庭等からの排出水による汚濁負荷量も含めて、生活、産業その他全ての流入負荷量が含まれています。

イ．東京都水質異常事故対策連絡協議会

東京都では、都内の公共水域における魚浮上、油流出等の水質異常事故を未然に防止するとともに、事故が発生した場合の対応を迅速かつ円滑に行うため、平成５年 11 月から東京都水質異常事故対策連絡協議会を発足させました。

ウ．隅田川水系浄化対策連絡協議会

北区を始め隅田川流域関係 9 区（中央区、台東区、墨田区、江東区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、北区）は、相互に協力しあい隅田川水系の浄化対策を広域的に展開していくことを目的として、昭和 53 年４月から隅田川水系浄化対策連絡協議会を発足させました（令和２年７月に練馬区が退会し、現在は８区です）。この協議会では年２回、８区同時に採水分析を行い、この結果を基に浄化対策について協議しています。

エ．石神井川流域環境協議会

石神井川流域の３市３区（小平市、田無市、保谷市、練馬区、板橋区、北区）は、快適な水辺環境を創造するため、広域的な対策の探求とその推進を目的として、平成元年５月に石神井川流域環境協議会を発足させました（田無市、保谷市は、合併して西東京市となり、現在は２市３区です）。

現在は、河川環境改善方策のための調査や水質の合同調査を行っています。

3. 騒音・振動

（1）騒音・振動とは

騒音は、「好ましくない音」「不必要な音」などを総称したもので、私たちの日常生活に影響を与えます。しかし、音は感覚的なものなので、あるひとつの音を好ましくないと感じる人もいれば、まったく気にならない人もいます。多くの人が騒音とする音としては、概して「大きい音」「音色の不快な音」「音声聴取を妨害する音」「休養や安眠を妨害する音」「勉強や事務の能率を妨げる音」などがあげられます。騒音は、睡眠妨害、会話の妨害など日常生活に影響を与えるほか、血圧・脈拍の上昇、難聴などの健康障害をもたらします。発生源としては、工場、事業場、交通機関（自動車・鉄道・航空機）、建設工事、一般家庭、商店などがあげられます。

振動は、工場・事業場の設備機械などの稼働、自動車・鉄道の車両の走行、建設工事に伴う機械の稼働などにより、地面や建物が垂直方向、水平方向に揺れることを言い、そのほとんどが騒音を伴います。振動は、睡眠への影響、作業能率の低下など、日常生活に影響を与えるほか、いらだたしさや不快感を与えます。

（2）道路交通

自動車騒音はエンジン音、排気音、走行音などが総合されたものです。自動車振動は大型車の通行により生じるものが大部分で、騒音と同様に交通量、道路構造などが複雑に絡み合っています。対策としては、自動車本体から発生する騒音の規制、走行状態の改善、交通量の抑制、道路構造の改善や沿道対策などを総合的に実施する必要があります。

また、騒音規制法・振動規制法では、区市町村長が公安委員会等に対し要請及び意見を述べることができる要請限度を定めています。

ア．道路の騒音・振動・交通量調査

区内の主要道路における自動車による騒音・振動及び交通量の実態を把握するため、調査を行っています。

調査概要（令和７年度）

測定地点	測定項目及び測定日		
	騒音	振動	交通量
①商業地域　５車線 北本通り（岩淵町 26-６）	令和７年 11 月１０日～ 11 月１３日	令和７年 11 月１０日～ 11 月１１日	
②工業地域　７車線 北本通り（志茂 3-46-８）			
③商業地域　６車線 北本通り（王子 5-29）			
④商業地域　４車線 明治通り（堀船 2-10-5）			
⑤商業地域　４車線 明治通り（滝野川１-90-８）			
⑥準工業地域　４車線 環状八号線（赤羽北１-12-１）			
⑦近隣商業地域　４車線 環状七号線（上十条５-４-2）			

測定方法：【騒音】３日間自動測定。積分型騒音計の 10 分間演算値の連続記録による。
【振動】24 時間自動測定。振動レベル計の 10 分間演算値の連続記録による。
【交通量】毎時 10 分間交通量の６倍を１時間値として 24 時間

自動車騒音・振動・交通量調査地点図



調査結果

測定地点	騒音（デシベル）				振動（デシベル）			交通量
	時間区分	測定結果 L_{eq}	環境基準	要請限度	時間区分	測定結果 L_{10}	要請限度	道路断面24時間（台）
①商業地域　５車線 北本通り（岩淵町26-6）	昼（6-22）	70	70	75	昼（8-20）	39	70	27,048
	夜（22-6）	67	65	70	夜（20-8）	36	65	
②工業地域　７車線 北本通り（志茂3-46-8）	昼（6-22）	71	70	75	昼（8-20）	40	70	31,674
	夜（22-6）	68	65	70	夜（20-8）	35	65	
③商業地域　６車線 北本通り（王子５−29）	昼（6-22）	70	70	75	昼（8-20）	37	70	38,766
	夜（22-6）	68	65	70	夜（20-8）	35	65	
④商業地域　４車線 明治通り（堀船2-10-5）	昼（6-22）	66	70	75	昼（8-20）	44	70	25,218
	夜（22-6）	62	65	70	夜（20-8）	39	65	
⑤商業地域　４車線 明治通り（滝野川1-90-8）	昼（6-22）	74	70	75	昼（8-20）	51	70	29,520
	夜（22-6）	72	65	70	夜（20-8）	49	65	
⑥準工業地域　４車線 環状八号線（赤羽北1-12-1）	昼（6-22）	69	70	75	昼（8-20）	50	70	29,214
	夜（22-6）	65	65	70	夜（20-8）	46	65	
⑦近隣商業地域　４車線 環状七号線（上十条5-4-2）	昼（6-22）	72	70	75	昼（8-20）	54	70	57,264
	夜（22-6）	70	65	70	夜（20-8）	53	65	

イ．自動車騒音の常時監視（面的評価）

区内の幹線交通を担う道路に面する地域を対象に、自動車騒音の常時監視を行いました。自動車騒音常時監視は、都道府県等が自動車の騒音対策を計画的に行うために地域の騒音を経年的に監視することが必要であるとして、騒音規制法に基づいて実施しているものです。

平成 12 年度から 14 年度までは東京都が実施していましたが、法律改正に伴い平成 15 年度から区が実施しています。

調査内容と結果

測定日：令和７年 11 月４日（6 時～翌６時）

調査対象道路	調査地点	車線数	時間区分	測定結果（デシベル）	環境基準
高速中央環状線	堀船３丁目５	4	昼間（6-22）	65	70
			夜間（22-6）	65	65
一般国道 122 号	志茂３丁目 46	6	昼間（6-22）	71	70
			夜間（22-6）	67	65
台東川口線	田端新町１丁目 22	4	昼間（6-22）	69	70
			夜間（22-6）	68	65
常盤台赤羽線	赤羽西５丁目 12	3	昼間（6-22）	65	70
			夜間（22-6）	61	65
特別区道北 1283 号	赤羽２丁目 17	4	昼間（6-22）	60	70
			夜間（22-6）	58	65

評価区間	評価区間長（km）	全戸数（戸）	昼間		夜間	
			達成戸数（戸）	達成率（%）	達成戸数（戸）	達成率（%）
高速中央環状線	0.5	163	143	87.7	42	25.8
一般国道 122 号	4.2	8,540	8,032	94.1	7,641	89.5
台東川口線	0.3	687	687	100	586	85.3
常盤台赤羽線	1.7	2,093	2,064	98.6	2,053	98.1
特別区道北 1283 号	0.8	1,748	1,748	100	1,748	100

※調査対象の道路端から 50mの範囲にある住居等が評価対象です。

（3）鉄道

鉄道騒音には、電車の走行に伴うパンタグラフの摩擦音・スパーク音・車輪の転動音などがあります。鉄道振動は電車がレールの継目を走行する時などに生じます。対策としては、レールの重量化、ロングレール化、軌道の改良、防音壁の設置などがあります。

区内を通過する東北・上越・北陸新幹線の騒音及び振動の状況を把握するため、「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル」及び「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」に基づき、調査を行っています。

東北・上越・北陸新幹線沿線の騒音・振動調査

調査概要

騒音：普通騒音計　　㈱ソーテック社製 TYPE1010
振動：振動レベル計　　リオン㈱製 ＶＭ-55
記録：レベルレコーダー　リオン㈱製 ＬＲ-04
車速：ストップウォッチ

調査結果

測定場所 測定年月日	用途地域 地域の類型	車速 (km/h)	騒音レベル (デシベル)				振動レベル (デシベル)	
			境界	25m	50m	環境基準	境界	指針基準
① 田端 6-9-1 旧田端中学校内 令和７年 10 月 17 日(金)	第１種中高層 住居専用Ⅰ	107	67			70		70
② 東十条 1-19(北側道路) 令和７年 10 月 19 日(日)	準工業Ⅱ	109	63	59	58	75	47	70
③ 浮間 3-34・35(東側道路) 令和７年 10 月 18 日(土)	準工業Ⅱ	109	68	66	64	75	43	70

注１ 騒音、振動レベルの境界は、①は 40m、②及び③は 5m 地点で調査を行いました。
注２ 「境界」、「25m」と「50m」は、第一軌道の中心から測定地点までの距離です。

（4）工場・事業場

工場・事業場からの騒音・振動は、設備機械などの稼働により発生するので、継続的に続く場合が多く、周辺住民に対して長期間被害を与えます。そこで、騒音規制法・振動規制法、東京都環境確保条例でそれぞれ規制されています。

騒音規制法・振動規制法では、著しい騒音や振動を発生する施設を特定施設と定め、事前の届出及び適正な使用を義務づけています。なお、特定施設を有する事業場を特定工場等といいます。また、東京都環境確保条例では、対象を施設だけでなく事業場全体を工場・指定作業場としてとらえ、事前に認可や届出を義務づけて、騒音・振動を未然に防止しています。

（5）一般家庭・商店など

一般家庭、事務所、商店、深夜営業の飲食店など、日常生活の身近なところで発生する騒音は、近隣騒音、深夜営業騒音と呼ばれています。これらの騒音は、発生源が一般家庭で使用する各種電化製品、各種楽器、深夜営業の飲食店からのカラオケ、商業宣伝放送など、身近なところにあるため、複雑・多様です。また、主観的要素もあり、法律や条例の規制になじみにくく、防止対策も難しい面があります。そのため、これらの問題については、発生者と被害者がよく話し合った上で解決を図ることが最良の選択であるとされています。何よりも大切なことは、日頃から一人ひとりが地域住民の一員であることを自覚し、静穏（せいおん）で快適な生活を送れるよう、他人に迷惑をかけない思いやりの心を持つことです。

なお、東京都環境確保条例では、日常生活に適用する騒音・振動の基準、拡声機から発する音量の基準が定められています。飲食店からのカラオケ騒音については、昭和 61 年 10 月に条例の一部改正が行われ「音響機器の使用の制限」の条項が加えられ昭和 62 年４月から施行されています。

（6）建設作業

建設作業による騒音・振動は、建物の取り壊しや新築、道路・下水道工事などにより発生します。これらの工事のほとんどは屋外作業であり、使用する機械も大型であることが多いため、著しい騒音・振動を伴うことがあります。

現在、低騒音・低振動の工法、機械も開発されつつありますが、効果的な対策が難しく、作業期間中は周辺住民の生活環境に影響を及ぼすことが少なくありません。

騒音規制法・振動規制法では著しい騒音・振動を発生させる作業を特定建設作業とし、その実施に際しては事前に届出を義務づけるとともに、建設作業から発生する騒音・振動の大きさ、作業時間などの基準が定められています。

また、東京都環境確保条例では騒音規制法・振動規制法の特定建設作業以外の建設作業の一部を指定建設作業として規制しています。

特定建設作業の種類別届出件数（令和７年度）

建設作業の種類	騒音規制法	振動規制法
くい打（抜）機	９件	11 件
びょう打機	０件	
さく岩機・ブレーカー	325 件	232 件
空気圧縮機	７件	
掘削機械	１件	
舗装版破砕機		０件
計	342 件	243 件

騒音規制法の特定建設作業実施届出件数

年　　度	3	4	5	6	7
くい打（抜）機	6	5	3	12	9
びょう打機	0	3	0	0	0
さく岩機	278	280	267	283	325
空気圧縮機	5	4	5	9	7
掘削機械	1	1	0	0	1
計	290	293	275	304	342

振動規制法の特定建設作業実施届出件数

年　　度	3	4	5	6	7
くい打（抜）機	5	6	3	11	11
ブレーカー	176	189	177	201	232
舗装版破砕機	0	4	2	1	0
計	181	199	182	213	243

４．土壌汚染

（１）土壌汚染とは

土壌汚染とは、事業活動や人の活動に伴い、重金属や有害化学物質などで土壌が汚染されることを言います。

土壌は、水質の浄化や地下の水涵養など、生物にとって重要な機能を持っていますが、いったん汚染されるとその影響が長期にわたり持続するため、これらの機能に深刻なダメージを与えます。

また、汚染土壌自体が粉じんとなって飛散したり、汚染物質が地下水に溶け込んだりするなど、土壌汚染には様々なリスクがあります。

これらのことから、土壌汚染に係る環境基準が平成３年に定められ、東京都環境確保条例においては、土壌汚染の調査・対策に関する規定が土壌汚染対策法（平成 15 年２月 15 日施行）に先駆けて、平成 13 年 10 月１日に施行されました。その後、平成 31 年４月１日に改正され、土壌汚染対策法との関係性や運用上の課題などが整理されました。

東京都環境確保条例第 116 条に基づく土壌汚染関係届出件数（令和７年度）

区　　分	件　　数
土壌汚染状況調査報告書	7
汚染拡散防止計画書提出書 （汚染拡散防止計画書）	5
汚染拡散防止措置完了届出書	4
土壌地下水汚染対策計画書	0
土壌地下水汚染対策完了届出書	0

（２）豊島地区ダイオキシン類土壌汚染について

平成 16 年 12 月に豊島四丁目の日本油脂㈱工場跡地等でダイオキシン類による土壌汚染が見つかったとの発表が日本油脂㈱からありました。

発見場所が豊島五丁目団地と同じ日産化学工業㈱の工場跡地であったため、団地周辺の区施設で確認調査を行ったところ、旧豊島東小学校、豊島東保育園園庭、東豊島公園から、環境基準値を上回るダイオキシン類が検出されました。そこで直ちに、危機管理室に豊島地区ダイオキシン対策本部を設置し、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく対策を進めるための詳細調査を実施しました。

この調査結果と都市再生機構が実施した団地内での調査結果をもとに、平成 17 年 12 月都知事に、法律に基づく対策地域の指定要請を行いました。東京都は平成 18 年３月６日に区の３施設（旧豊島東小学校、豊島東保育園、東豊島公園）を対策地域に指定し、平成 18 年 12 月には対策計画を策定しました。

区は対策実施者として、「公害防止事業費事業者負担法」に基づいて費用負担計画を策定し、平成 19 年２月１日、日産化学工業㈱を費用を負担する事業者として、同社に対して費用負担計画を通知しました。平成 18 年度に豊島東保育園の対策工事、平成 19 年度に旧豊島東小学校及び東豊島公園の対策工事がなされ、それぞれの対策工事費用の４分の３について日産化学工業㈱から支払われました。また、国からは、「環境監視調査等補助金交付要綱（平成 13 年３月 13 日制定）」に基づき対策費用の４分の１のうち 55％の補助がありました。

平成 19 年７月 25 日、日産化学工業㈱は、費用を負担する事業者として受けた処分に対して、区を相手取り、東京地方裁判所に取消し請求の訴えを起こし、平成 23 年７月に区の決定を取り消す判決がなされました。区は同年７月 19 日、同判決を不服として控訴しましたが、平成 24 年９月 27 日、東京高等裁判所は控訴を棄却する判決をなし、その後同判決が確定しました。これにより本件処分等が取り消され、区は日産化学工業㈱が区に納付した負担金を同社に返還するとともに、還付加算金等を支払いました。

区では、訴訟の結果を受けて、対策事業に係る費用を負担させる事業者を再度定めるため、環境審議会に費用負担計画について諮問し、同審議会は専門部会を設置し検討を進め、平成 26 年６月 11 日に区長に答申しました。これに基づき、区長は、汚染の原因を旧王子工場における苛性ソーダの生産のための食塩電解工程から発生するダイオキシン類の排出であること、当該工程を有する工場を操業することにより、ダイオキシン類を排出し、土壌の汚染を引き起こした事業者が、苛性ソーダの生産量（生産量が不明の場合は生産能力）による按分により費用を負担すべきとする費用負担計画を平成 26 年６月 13 日に策定し、費用負担計画に基づき、平成 26 年７月８日、日産化学㈱（旧日産化学工業㈱）及びＪＸ金属㈱（旧ＪＸ日鉱日石金属㈱）に対し、費用負担決定処分を行い、それぞれ事業者負担金が支払われました。

この処分に対し、ＪＸ金属㈱（旧ＪＸ日鉱日石金属㈱）は、平成 26 年９月４日付の異議申立書を区長に提出し、区長は、平成 26 年 12 月 24 日、異議申立てを棄却する決定を行いました。

また、費用負担決定処分の取消しを求めて、東京地方裁判所に上記２社がそれぞれ別に訴訟を提起し、弁論の併合が決定されたうえで訴訟進行していました。令和元年７月２日、第 12 回口頭弁論にて本件訴訟が結審し、令和元年 12 月 26 日、区一部敗訴の判決がなされました。この判決を受け、区は令和２年１月 21 日、同判決を不服として控訴しましたが、令和３年３月 10 日、東京高等裁判所より区敗訴の判決がなされ、その後同判決が確定したことに伴い、区は日産化学㈱及びＪＸ金属㈱が区に納付した負担金を同社に返還するとともに、還付加算金等を同社に支払いました。

区では、訴訟の結果を受けて、対策事業に係る費用を負担させる事業者及びその負担割合を再度定めるため、令和４年１月２８日、環境審議会に費用負担計画についての諮問を行いました。同審議会では専門部会を設置、諮問内容を付議し、検討を進めています。

なお、平成 20 年度からリスク管理の為のダイオキシン類調査を実施しており、令和７年度も引き続きダイオキシン類のモニタリング調査を行いました。

令和7年度豊島五丁目地域ダイオキシン類モニタリング結果

大気の年平均値は、豊島五丁目遊び場0.017pg-TEQ/m^3、東豊島公園0.017pg-TEQ/m^3で、どちらの値もダイオキシン類対策特別措置法に定める「大気環境基準」0.6pg-TEQ/m^3を下回りました。

土壌は、6.0pg-TEQ/gで、「土壌環境基準」1,000pg-TEQ/gを下回りました。

河川水の年平均値は、0.11pg-TEQ/Ｌで、「水質環境基準」1pg-TEQ/Ｌを下回りました。

ア．大気モニタリング結果

調査項目	調査地点	８月 20～27 日※	11 月 12～19 日	１月 21～28 日	年平均	環境基準
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m^3)	豊島五丁目遊び場 （旧豊島東小学校）	0.014	0.022	0.016	0.017	0.6
	東豊島公園 （東豊島公園南）	0.013	0.025	0.013	0.017	
粉じん(mg/m^3)	豊島五丁目遊び場 （旧豊島東小学校）	0.038	0.030	0.025	―	―
	東豊島公園 （東豊島公園南）	0.037	0.031	0.026	―	
鉛(μg/m^3)	豊島五丁目遊び場 （旧豊島東小学校） （年１回調査）	0.0061	―	―	―	―
ヒ素(μg/m^3)		0.00062	―	―	―	
セレン(μg/m^3)		0.00067	―	―	―	
ふっ素(mg/m^3)		0.006 未満	―	―	―	

※重金属の調査日：ふっ素以外８月 20～21 日、ふっ素８月 22～23 日

イ．土壌モニタリング結果

調査項目	調査地点	１月 21 日	環境基準
ダイオキシン類 (pg-TEQ/g) （年１回調査）	東豊島公園（南側）	6.0	1,000 以下

ウ．河川モニタリング結果

調査項目	調査地点	７月３日	11 月 11 日	１月 16 日	年平均	環境基準等
ダイオキシン類 (pg-TEQ/Ｌ)	豊島橋	0.11	0.13	0.097	0.11	年間平均値 1 以下
SS（浮遊物質） (mg/Ｌ)		2	2	2	―	環境基準 （生活環境項目） 50 以下
ｐＨ		7.2	7.1	7.0	―	環境基準 （生活環境項目） 6.5～8.5

5．地盤沈下

地盤沈下とは、地下水を過剰に汲み上げることにより、地下水位（水圧）が下がり、それが地層の収縮をもたらし、地表面が徐々に沈下していく現象で、広範囲にわたるなどの特徴があります。地盤沈下によって、日常生活を送る上で問題が生じることはあまりありませんが、長期的には、建物や地下埋没物に損害を及ぼします。そして、地盤が著しく沈下した地域では、高潮や洪水等による災害が発生しやすくなり、ひとたび被災した場合の被害はきわめて大きくなります。

（1）地盤沈下防止対策

地下水揚水が地盤沈下の原因であることから、地下水揚水を可能な限り停止する方向で地盤沈下対策を進めています。地下水揚水は、法律及び条例で、井戸の深さや口径等の構造基準を定めて規制しています。工業用地下水については、北区では構造基準に合わない井戸の新設が禁止され、冷暖房用など一定の用途に用いる建築物用地下水についても同様の規制が行われています。

（2）北区の地盤沈下の状況

測定基準は、荒川工事基準面（A.P.）を採用しています。

北区の国の水準点は王子神社前にあり、平成 26 年（基準日１月１日）の測量では 16.5911m でした。昭和 32 年を基準とする昭和 46 年まで約 38cm 沈下を続け、昭和 46 年、47 年にかけて一時停滞し、その後 10cm 隆起して、昭和 52 年以降は横ばい状態です。

東京都土木技術支援・人材育成センターで行っている調査によると、令和３年の区部の地盤変動は 2cm 以上沈下した地域はなく、最大沈下量は千代田区有楽町一丁目にある水準基標にて観測された 1.02cm でした。

（3）区内の揚水施設

東京都環境確保条例では、地盤沈下対策の一環として動力を用いる全ての揚水施設設置者に対し、水量測定器の設置と揚水量の報告を義務づけています。（平成 28 年７月１日改正施行）

地下水揚水量報告

事項／年	北区合計			工場			指定作業場			上水道等		
	事業場数	井戸本数	揚水量（m³/日）	事業場数	井戸本数	揚水量（m³/日）	事業場数	井戸本数	揚水量（m³/日）	事業場数	井戸本数	揚水量（m³/日）
28	79	83	1,026	12	12	129	37	37	807	30	34	90
29	75	78	986	12	12	122	35	35	787	28	31	78
30	78	79	919	12	12	84	38	38	771	28	29	64
元	78	80	900	12	12	87	38	38	746	28	30	67
2	75	77	865	12	12	80	36	36	712	27	29	73
3	73	75	854	12	12	97	35	35	670	26	28	87
4	73	76	771	11	11	73	32	32	582	30	33	116
5	74	77	757	13	13	67	31	31	578	30	33	112
6	75	78	724	13	13	50	31	31	553	31	34	121

※東京都環境局作成「都内の地下水揚水の実態」から抜粋（令和８年３月発行）

６．工場等

（１）工場

ア．工場認可制度

工場認可制度とは、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害発生源になりやすい工場に、事前に調査、指導を行うことで、公害を未然に防止することを目的とするものです。工場設置者に対する規制基準、設備構造基準、除害設備設置義務の遵守や、設置場所等の制限、違反工場に対する命令その他の処分などが定められています。

この制度は、昭和 24 年に制定された「東京都工場公害防止条例」から始まったもので、その後、公害関係条例を統合した「東京都公害防止条例」が昭和 45 年に施行され、さらに充実が図られました。その結果、各工場とも公害防止責任を認識するようになりました。

その後、「東京都公害防止条例」は平成 12 年 12 月 22 日に全面改定され、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（通称：東京都環境確保条例）として平成 13 年４月１日に施行されました。

イ．工場の定義

「東京都環境確保条例」では、定格出力の合計が 2.2 キロワット以上の原動機を使用する工場、定格出力の合計が 0.75 キロワット以上 2.2 キロワット未満の原動機を使用する裁縫、印刷、金属の打ち抜きなどを行う工場、ならびに塗料の吹き付け、金属の鍛造、インク又は絵の具の製造、紙またはパルプの製造などを行う工場を条例上の工場と定めています。

ウ．工場認可申請

工場を設置する者は、工場の建物、機械設備、騒音などの公害防止対策を記載した認可申請書をあらかじめ区に提出して、その設置の認可を受けなければなりません（条例第 81 条第１項）。

また、工場設置後に施設等を変更する場合にも、変更認可申請をあらかじめ提出する必要があります（条例第 82 条第１項）。

設置・変更認可を受けた工場は、工事完成後に「工事完成届」を提出する必要があります。工場は、区長の認定を受けた後、初めて操業を開始することができます（条例第 84 条）。

認可手続きの流れ

区では、認可申請を受理した後、書類審査、現場実査を行い、必要に応じて公害防止対策等の指導を行った上で、認可書を交付しています。その後事業主は竣工後に工事完成届を区に提出し、認定を受けます。

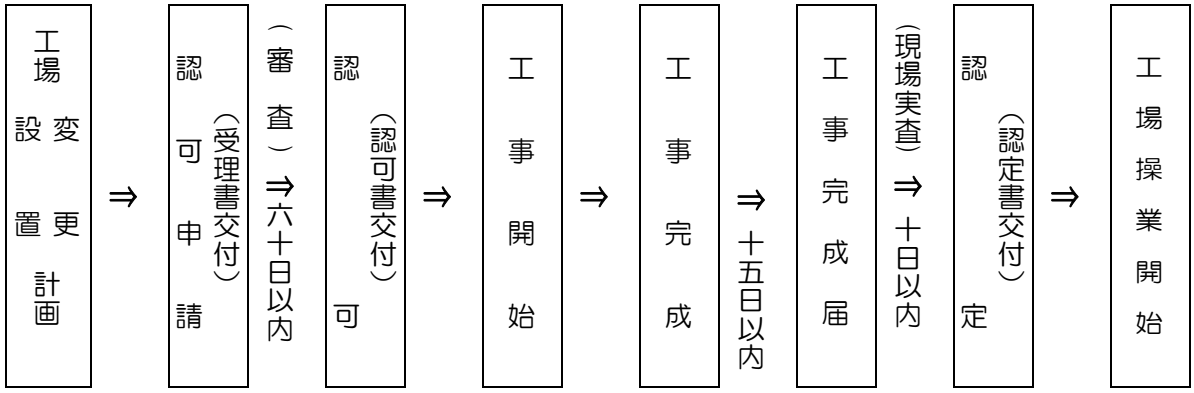

エ．工場等立入指導

区では、工場の認可時以外にも、認可工場の事後指導、無認可工場の指導、苦情に伴う改善指導などを行うために工場等に随時立入を行い、公害の防止に努めています（条例第 152 条）。

オ．工場認可申請等件数

条例に基づく認可申請・届出件数（令和７年度）

区分	設置認可	変更認可	認可申請取り下げ	氏名等変更届出	承継届出	廃止届出（行政廃止含）	ばい煙等の減少計画	事故届等
件数	2	2	0	19	7	22	0	0

工場設置・変更認可申請件数の経年変化

年　　度	3	4	5	6	7
申請件数	10	5	6	9	4

（2）指定作業場

ア．指定作業場の定義

「東京都環境確保条例」では、工場に該当しない事業場で公害発生の恐れがある自動車駐車場、ガソリンスタンド、洗濯施設、ボイラーなどを有する 32 種類の事業場を「指定作業場」と定め、工場に準じた規制を行っています。それぞれの指定作業場には、工場に準じたばい煙、有害ガス、汚水、騒音、振動、悪臭の規制基準値が定められています。

イ．指定作業場の届出

指定作業場に該当する事業場については、設置の際に、あらかじめ届出を提出することが義務づけられています（条例第 89 条）。また、すでに設置されている指定作業場が建物、施設の構造、作業の方法などを変更するときにも、届出の提出が義務づけられています（条例第 90 条）。

届出手続きの流れ

条例では、指定作業場を設置または変更する場合には、下図で示したように、工事着工の 30 日前までに届出を提出し、事前に審査を受ける必要があります。区では、必要に応じ指導を行い、公害の未然防止を図っています。

計　画 ⇒ 指定作業場 設置・変更届出 ⇒ 受　理 ⇒ 審　査 ⇒ 工事着工

受理書交付

30 日以内

ウ．指定作業場届出件数

条例に基づく届出件数（令和７年度）

区分	設置届出	変更届出	氏名等変更届出	承継届出	廃止届出（行政廃止含）
件数	12	5	29	6	7

設置・変更届出件数の経年変化

年　　度	3	4	5	6	7
届出件数	14	22	17	15	17

エ．認可工場数・指定作業場数

業種別の認可工場数と指定作業場数を次表にしました。

工場数が一番多い業種は印刷関連業（294 工場）で、全体の 18.8%を占めています。次に多いのは金属製品製造業（264 工場）で、全体の 16.8%を占めています。３番目に多いのは一般機械器具製造業（235 工場）で、15.0%を占めています。この３業種で全体の 50.5%を占めています。（工場の業種は、日本標準産業分類第 11 回改定の分類の中分類によります。）

指定作業場数が一番多い業種は、自動車駐車場（332 事業場）で、全体の 43.2%を占めています。次に多いのは洗濯施設を有する事業場（178 事業場）で、全体の 23.1%を占めています。

業種別認可工場数（令和８年３月末現在）

業種	件数
食料品製造業	76
飲料・たばこ・飼料製造業	1
繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	13
衣服・その他の繊維製品製造業	61
木材・木製品製造業（家具を除く）	64
家具・装備品製造業	50
パルプ・紙・紙加工品製造業	48
印刷・同関連業	294
化学工業	11
プラスチック製品製造業	58
ゴム製品製造業	22
なめし革・同製品・毛皮製造業	12
窯業・土石製品製造業	13
鉄鋼業	1
非鉄金属製造業	6
金属製品製造業	264
一般機械器具製造業	235
電気機械器具製造業	26
輸送用機械器具製造業	20
精密機械器具製造業	81
その他の製造業	52
電気業	0
運輸に附帯するサービス業	4
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	30
機械器具卸売業	1
飲食料品小売業	3
医療業	1
学校教育	0
専門サービス業	1
洗濯・理容・美容・浴場業	9
その他の生活関連サービス業	1
廃棄物処理業	6
自動車整備業	95
機械等修理業	3
その他のサービス業	6
合　計	1,568

業種別指定作業場数（令和８年３月末現在）

業種	件数
自動車駐車場	332
自動車ターミナル	2
ガソリンスタンド、液化石油スタンド及び天然ガススタンド	30
自動車洗車場	5
ウエスト・スクラップ処理場	2
廃棄物の積替え場所又は保管場所	8
材料置場	18
青写真の作成の用に供する施設を有する作業場	4
工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場	2
めん類製造場	103
豆腐又は煮豆製造場	34
洗濯施設を有する事業場	178
下水処理場	1
ボイラーを有する事業場	30
焼却炉	3
揚水施設を有する事業場	7
病院	1
科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場	9
合　計	769

※複数の種類に該当する事業場の場合は主たるものについて計上している。（例）自動車駐車場と自動車洗車場の双方を有する事業場など

（3）特定工場等

ア．特定工場等の定義

騒音規制法・振動規制法では、工場や事業場に設置されている施設のうち、著しい騒音・振動を発生させる施設を「特定施設」と定め、これを有する工場や事業場を「特定工場等」と言います。

イ．特定施設の届出

工場・事業場に特定施設を設置するときは、その 30 日前までに届出なければなりません。区では、必要に応じて指導を行い、公害の未然防止を図っています。

届出手続きの流れ

特定施設届出	⇒	受理	⇒	審査 30日以内	⇒	特定施設設置

ウ．騒音規制法に基づく特定施設

国は、昭和 43 年に工場・事業場の事業活動や建設工事に伴い発生する騒音を規制するとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めることなどにより、生活環境を保全し、健康保護を図ることを目的として騒音規制法を制定しました。

①法に基づく届出件数

7.5 キロワット以上の空気圧縮機及び送風機、印刷機械等を特定施設と定め、設置等の届出を義務づけています。

騒音規制法に基づく届出件数（令和７年度）

区分	設置届出	種類ごとの数変更届出	騒音防止の方法変更届出	氏名等変更届出	使用全廃届出	承継届出
件数	5	3	0	34	7	0

特定施設設置・種類ごとの数変更届出件数の経年変化

年度	3	4	5	6	7
届出件数	7	6	6	4	8

②特定施設数

令和８年３月末現在、届出が出されている 497 事業場に設置されている特定施設数のうち、施設数の多い順は、空気圧縮機・送風機（1,196 台）49.1%、印刷機械（822 台）33.8%で、この２種類の特定施設で全体の８割以上を占めています。

特定施設別台数　　（令和８年３月末現在）

特　定　施　設　名		施設台数
１．金属加工機械	（イ）圧延機械	7
	（ロ）製管機械	17
	（ハ）ベンディングマシン	4
	（ニ）液圧プレス	20
	（ホ）機械プレス	102
	（ヘ）せん断機	34
	（ト）鍛造機	12
	（チ）ワイヤーフォーミングマシン	34
	（リ）ブラスト	3
	（ヌ）タンブラー	3
	（ル）切断機	3
２．空気圧縮機、送風機		1,196
３．土石・鉱物用破砕機、摩砕機、ふるい、分級機		26
４．織機		30
５．建設用資材製造機械	（イ）コンクリートプラント	0
	（ロ）アスファルトプラント	0
６．穀物用製粉機		0
７．木材加工機械	（イ）ドラムバーカー	0
	（ロ）チッパー	1
	（ハ）砕木機	0
	（ニ）帯のこ盤	4
	（ホ）丸のこ盤	7
	（ヘ）かんな盤	12
８．抄紙機		1
９．印刷機械		822
10．合成樹脂用射出成形機		89
11．鋳型造型機		7
計		2,434

エ．振動規制法に基づく規制指導

国は、昭和 51 年に工場・事業場の事業活動や建設工事に伴い発生する振動を規制するとともに、道路交通振動に係る要請措置等を定めることで、生活環境を保全し、健康保護を図ることを目的として振動規制法を制定しました。

①法に基づく届出件数

7.5 キロワット以上の圧縮機、2.2 キロワット以上の印刷機械などを特定施設と定め、設置等の届出を義務づけています。

振動規制法に基づく届出件数（令和７年度）

区分	設置届出	種類能力ごとの数 使用方法変更届出	防止方法の 変更届出	氏名等 変更届出	使用全廃 届出	承継届出
件数	3	3	0	10	5	0

特定施設の設置、種類及び能力ごとの数・使用方法の変更届出の経年変化

年　　度	3	4	5	6	7
届出件数	5	8	5	8	6

②特定施設数

令和８年３月末現在、届出が出されている 333 事業場に設置されている特定施設数のうち、設置台数の多い順は、機械プレス（488 台）34.9%、印刷機械（455 台）32.6%、圧縮機（231 台）16.5%となっています。

特定施設別台数　（令和８年３月末現在）

施　設　の　種　類		施設台数
1．金属加工機械	（イ）液圧プレス	33
	（ロ）機械プレス	488
	（ハ）せん断機	73
	（ニ）鍛造機	4
	（ホ）ワイヤーフォーミングマシン	2
2．圧縮機		231
3．土石・鉱物用破砕機、摩砕機、ふるい、分級機		6
4．織機		25
5．コンクリートブロックマシン、 コンクリート管製造機械、コンクリート柱製造機械		0
6．木材加工機械	（イ）ドラムバーカー	0
	（ロ）チッパー	0
7．印刷機械		455
8．ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		6
9．合成樹脂用射出成形機		74
10．鋳型造型機		0
計		1,397

オ．有害ガス排出工場・指定作業場調査

有害ガスを排出している工場・指定作業場の公害防止を目的として、東京都環境確保条例第 68 条に基づき、毎年実施しています。

① 調査概要

② 調査期間：令和８年１月 16 日
③ 対象事業場：２事業所
④ （電気機械器具製造業１事業所、その他の製造業１事業所）
⑤ 調査項目：キシレン、トルエン、シアン化水素
⑥ 分析方法：東京都環境確保条例に定める方法による。

⑦ 調査結果

全ての事業所は規制基準内でした。

（4）北区中小企業融資あっせん制度

工場・指定作業場等での公害防止費用については、事業者が自己資金で負担することが原則ですが、北区では、ほとんどの企業が中小零細企業であり、自助努力だけでは公害防止のための設備改善が困難なところもあります。

北区産業振興課では、中小企業に対する融資あっせん制度を設け、中小企業の支援を行っています。

・緊急資金…（要件）公害が発生しているために公的機関からの指導改善勧告をうけており、区内に当該事業所があるもの。

〇問い合わせ先　東京都北区 産業経済文化部産業振興課 経営支援係　電話 03-5390-1237

7．苦情相談

区では、身近な公害に関する区民からの苦情に対処しています。

苦情の内容は、かつては工場・指定作業場から発生する騒音・振動・悪臭・ばい煙などが主でしたが、最近では、建設現場から発生する騒音・振動や、一般家庭から発生するクーラー・ピアノなどの騒音やスナックを始めとする飲食店などから発生するカラオケ・人声等の深夜騒音への苦情が多くなっています。

（1）公害苦情相談

〈苦　情〉
騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚濁・土壌汚染などの公害でお困りの場合

→

〈相談・受付〉
区役所環境課の担当係に苦情の内容を電話又は文書でご相談ください

→

〈調　査〉
相談を受けた担当職員が、被害の実情や原因等を調査します

→

〈処　理〉
被害の原因や実態がはっきりわかると、担当職員は発生源などに対し、改善のための措置をとらせるなどの指導や規制をします

→

〈解　決〉
指導や規制が完了したら解決とします

（2）発生源・現象別苦情受付件数

（令和８年３月31日現在）

年度	現象／発生源	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌	その他	計
3	工　場	0	0	0	1	0	2	0	0	0	3
	指定作業場	0	0	0	2	0	2	0	0	0	4
	建設作業	0	17	0	0	0	82	44	0	0	143
	一　般	0	0	0	15	0	65	2	0	0	82
	合　計	0	17	0	18	0	151	46	0	0	232
4	工　場	0	0	1	2	0	9	0	0	0	12
	指定作業場	0	1	0	1	0	3	1	0	0	6
	建設作業	0	18	0	1	0	72	25	1	0	117
	一　般	1	1	0	12	0	53	0	0	0	67
	合　計	1	20	1	16	0	137	26	1	0	202
5	工　場	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4
	指定作業場	0	0	0	2	0	1	0	0	0	3
	建設作業	0	18	0	3	0	48	33	0	1	103
	一　般	6	0	0	8	0	58	1	0	0	73
	合　計	6	18	0	13	0	111	34	0	1	183
6	工　場	0	0	1	1	0	4	0	0	0	6
	指定作業場	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
	建設作業	0	11	0	0	1	56	50	0	15	133
	一　般	5	2	0	11	0	25	0	0	0	43
	合　計	5	13	1	14	1	85	50	0	15	184
7	工　場	0	1	0	2	0	10	0	0	0	13
	指定作業場	1	0	0	2	0	2	0	0	0	5
	建設作業	0	7	0	2	0	76	39	0	13	137
	一　般	5	0	0	13	0	41	2	0	0	61
	合　計	6	8	0	19	0	129	41	0	13	216

※発生源・現象別苦情件数は、現象が複数発生の場合もありますが、主となる現象に計上しています。

環境基準等

１．大気

（１）大気汚染に係る環境基準

物　　質	環　境　上　の　条　件	評価方法　※
二酸化硫黄 （SO_2）	１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、 かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること	短期 長期（2%除外値）
浮遊粒子状物質 （ＳＰＭ）	１時間値の１日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、 かつ、１時間値が 0.20 mg/m^3 以下であること	短期 長期（2%除外値）
一酸化炭素 （ＣＯ）	１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、 １時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること	短期 長期（2%除外値）
光化学オキシダント （Ｏｘ）	１時間値が 0.06ppm 以下であること	短期
二酸化窒素 （NO_2）	１時間値の１日平均値が 0.04～0.06ppm までの ゾーン内又はそれ以下であること	長期（98%値）

※短期的評価：測定を行った日についての日平均値、８時間値、又は各１時間値を環境基準と比較して評価を行う。
※長期的評価：
（ｉ）2%除外値　年間の１日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるもの（365 日分の測定値がある場合は７日分の測定値）を除外した最高値（2%除外値）を、環境基準と比較して評価する
（ii）98%値　年間の１日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの（98%値）を、環境基準と比較して評価する
（ｉ）（ii）とも年間の測定時間が 6,000 時間未満のものは評価することができない。

（２）有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物　質	環　境　基　準
ベンゼン	0.003 mg/m^3 以下（年平均値）
トリクロロエチレン	0.13　mg/m^3 以下（年平均値）
テトラクロロエチレン	0.2　mg/m^3 以下（年平均値）
ジクロロメタン	0.15　mg/m^3 以下（年平均値）

（３）微小粒子状物質に係る環境基準

物　質	環　境　基　準
微小粒子状物質 （ＰＭ２．５）	年平均値が 15μg/m^3 以下、かつ日平均値が 35μg/m^3 以下

（４）光化学スモッグ注意報等の発令基準

発　令　区　分	発　令　の　基　準
光化学スモッグ予報	気象条件からみて、光化学スモッグ注意報が発令されると予想されるとき又はオキシダント濃度が光化学スモッグ注意報発令基準に近いうえ、さらに悪化すると予想されるとき
光化学スモッグ学校情報	オキシダントの大気中における含有率が 0.10ppm 以上である状態が継続すると認められるとき
光化学スモッグ注意報	オキシダントの大気中における含有率が 0.12ppm 以上である状態が継続すると認められるとき
光化学スモッグ警報	オキシダントの大気中における含有率が 0.24ppm 以上である状態が継続すると認められるとき
光化学スモッグ重大緊急報	オキシダントの大気中における含有率が 0.40ppm 以上である状態が継続すると認められるとき

２．水質

（１）水質汚濁に係る環境基準（生活環境に関するもの）［河川（湖沼を除く）］

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数
ＡＡ	水道１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	20CFU/100mℓ以下
Ａ	水道２級　水産１級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	300CFU/100mℓ以下
Ｂ	水道３級 水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	1,000CFU/100mℓ以下
Ｃ	水産３級 工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	
Ｄ	工業用水２級 農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	
Ｅ	工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	

CFU/100mℓ：検水 100mℓ中の大腸菌コロニー形成単位数（R3.10.7　環境省告示第 62 号、令和 4 年 4 月 1 日施行）

（注）1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産１級：ヤマメ、イワナ等の貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
３級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において、不快感を生じない限度
6. ＢＯＤ環境基準の評価：環境基準に適合しているか否かの評価は、年間を通じた日平均値の全データのうち 75%以上（75%値）が基準を満足している地点を環境基準に適合していると判断する。

（２）人の健康の保護に関する環境基準（河川・湖沼・地下水）

項　目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.02mg/ℓ以下
ヒ素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
ＰＣＢ	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン（河川、湖沼はシス型）	0.04mg/ℓ以下

項　目	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チラウム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー（地下水のみ）	0.002mg/ℓ以下

※基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

３．ダイオキシン類

ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準

項　　目	基　準　値
大気	0.6pg-TEQ/m^3以下（年間平均値）
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/ℓ以下（年間平均値）
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1000pg-TEQ/g 以下

※基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

４．土壌

土壌汚染に係る環境基準及び環境確保条例に基づく汚染土壌処理基準　　（令和８年４月１日現在）

項　　目 （）は環境確保条例における項目	環　境　基　準	溶 出 量 基 準	含 有 量 基 準
1 カドミウム（及びその化合物）	0.003 mg/ℓ以下	0.003 mg/ℓ以下	45 mg/kg 以下
2 全シアン（シアン化合物）	検出されないこと	検出されないこと	50 mg/kg 以下 （遊離シアン）
3 有機燐（有機燐化合物）	検出されないこと	検出されないこと	—
4 鉛（及びその化合物）	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	150 mg/kg 以下
5 六価クロム（六価クロム化合物）	0.05 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下	250 mg/kg 以下
6 砒素（及びその化合物）	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	150 mg/kg 以下
7 総水銀（水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物）	0.0005 mg/ℓ以下	0.0005 mg/ℓ以下 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	15 mg/kg 以下
8 アルキル水銀	検出されないこと	—	—
9 ＰＣＢ	検出されないこと	検出されないこと	—
10 トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	—
11 テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	—
12 ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下	—
13 四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下	—
14 1,2－ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	0.004 mg/ℓ以下	—
15 1,1－ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	0.1 mg/ℓ以下	—
16 1,2－ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	0.04 mg/ℓ以下	—
17 1,1,1－トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下	—
18 1,1,2－トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	0.006 mg/ℓ以下	—
19 1,3－ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下	—
20 チウラム	0.006 mg/ℓ以下	0.006 mg/ℓ以下	—
21 シマジン	0.003 mg/ℓ以下	0.003 mg/ℓ以下	—
22 チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下	—
23 ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	—
24 セレン（及びその化合物）	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	150 mg/kg 以下
25 ほう素（及びその化合物）	1 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下	4,000 mg/kg 以下
26 ふっ素（及びその化合物）	0.8 mg/ℓ以下	0.8 mg/ℓ以下	4,000 mg/kg 以下
27 クロロエチレン （塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下	—
28 1,4－ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	—	—
29 銅	農用地（田に限る）で、土壌１kg につき 125mg 未満	—	—

５．騒音及び振動

(1) 騒音に係る環境基準（H10.9.30　環境庁告示第 64 号）

（H24.4.1　北区告示第 95 号、改正　R2.5.21　北区告示第 437 号）

（この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない）　　単位：デシベル

地域類型	あてはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間（６時～22 時）	夜間（22 時～６時）
A	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域 田園住居地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55 以下	45 以下
		２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55 以下	45 以下
		２車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域 これらに接する地先、水面	一般地域	60 以下	50 以下
		車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

※1　車線とは１縦列の自動車が、安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
この場合において「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、特例として次の表のとおりとする。

※2　騒音の評価は等価騒音レベルによるものとする

昼　　間	夜　　間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間 45 デシベル以下、夜間 40 デシベル以下）によることができる。	

※「幹線交通を担う道路」（H10.9.30 環大企第 256 号大気保全局長通知）

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離により、その範囲を特定する。

・2 車線以下の車線を有する道路　　15 メートル
・2 車線を超える車線を有する道路　　20 メートル

新幹線鉄道騒音に係る環境基準（S50.7.29　環境庁告示第 46 号）　　単位：デシベル

地域の類型	あてはめる地域	基準値（ピーク値のパワー平均）
Ⅰ	第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域 第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域 田園住居地域	70 以下
Ⅱ	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75 以下

（2） 工場・事業場に係る規制基準

①騒音規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準（H15.4.1　北区告示第 99 号、第 100 号）
（改正　H27.4.24　北区告示第 254 号、改正　R2.5.21　北区告示第 438 号）
東京都環境確保条例の工場・指定作業場に係る騒音の規制基準

単位：デシベル

区域の区分	あてはめ地域	敷地の境界における音量 時間の区分 6時 朝 8時 昼間 19時 夕 23時 夜間 6時
第１種区域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 田園住居地域	40　45　40　40
第２種区域	第１種中高層住居専用地域(第１種区域を除く) 第２種中高層住居専用地域(第１種区域を除く) 第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 ※ 第１特別地域 用途地域の定めのない地域	45　50　45（20時）　45
第３種区域	近隣商業地域（第１特別地域を除く） 商業地域（第１特別地域を除く） 準工業地域（第１特別地域を除く） ※ 第２特別地域	55　60　55　50
第４種区域	工業地域 （第１特別地域及び第２特別地域を除く）	60　70　60　55

※特別地域とは、２段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲 30m以内の範囲をいう。

①騒音規制法による場合

第２種区域、第３種区域又は第４種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校（以下「学校」という。）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第７条第１項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の５第１項に規定する病院（以下「病院」という。）及び同条第２項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。以下「診療所」という。）、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する図書館（以下「図書館」という。）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第５条の３に規定する特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内（第１特別地域及び第２特別地域を除く。）における規制基準は、当該各欄に定める当該値から５デシベルを減じた値とする。

第１種、第３種及び第４種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、それぞれに接する区域の基準が適用される。

②東京都環境確保条例による場合

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1　第２種区域、第３種区域又は第４種区域の区域内に所在する学校、保育、病院、診療所、図書館、老人ホーム、認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内（第１特別地域、第２特別地域及び第３特別地域を除く。）の工場又は指定作業場：当該値から５デシベルを減じた値を適用する。

2　騒音規制法第３条第１項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち、同法第２条第２項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場：第 81 条第３項（第 82 条第２項において準用する場合を含む。）において適用する場合を除き、適用しない。

②振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準（H15.4.1　北区告示第 103 号、第 104 号）
（改正　H27.4.24　北区告示第 256 号、改正　R2.5.21　北区告示第 441 号）

東京都環境確保条例の工場・指定作業場に係る振動の規制基準

単位：デシベル

区域の区分	あてはめ地域	敷地の境界における振動の大きさ 時間の区分 8時　昼間　19時　夜間　8時
第１種区域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域 第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 田園住居地域 用途地域の定めのない地域	60（8時～19時） 55（19時～20時）
第２種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65（8時～19時） 60（19時～8時）

①振動規制法による場合
　学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める値から５デシベルを減じた値とする。

②東京都環境確保条例による場合
　ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
　1　学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内の工場または指定作業場：当該値から５デシベルを減じた値を適用する。
　2　振動規制法第３条第１項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち、同法第２条第２項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場：第 81 条第３項（第 82 条第２項において準用する場合を含む。）において適用する場合を除き、適用しない。

（３）建設工事に係る規制基準

①騒音規制法・振動規制法の特定建設作業に係る規制基準

騒音	くい打機・くい抜機・くい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル	特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
	びょう打機を使用する作業		
	さく岩機を使用する作業		
	バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業（低騒音型建設機械として指定された機種を除く。）		
	空気圧縮機を使用する作業		
	コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業		
振動	くい打機・くい抜機・くい打くい抜機を使用する作業	75 デシベル	
	鋼球を使用する解体又は破壊作業		
	舗装版破砕機を使用する作業（ハンマー落下）		
	ブレーカーを使用する作業		

②東京都環境確保条例の指定建設作業に係る規制基準

騒音	穿孔機を使用するくい打設作業	80 デシベル	指定建設作業の場所の敷地の境界線での値
	インパクトレンチを使用する作業		
	コンクリートカッターを使用する作業		
	掘削機械を使用する作業		
	締め固め機械を使用する作業		
	コンクリート搬入作業		
	はつり及びコンクリート仕上げ作業		
	解体又は破壊作業	85 デシベル	
振動	圧入式くい打機、油圧式くい抜機等を使用するくい打設作業	70 デシベル	
	ブレーカー以外のさく岩機を使用する作業		
	掘削機械を使用する作業		
	空気圧縮機を使用する作業	65 デシベル	
	締め固め機械を使用する作業	70 デシベル	
	解体又は破壊作業	75 デシベル	

※基準は騒音・振動の大きさの他に、作業時間の規制があります

（4） 日常生活等に係る規制基準

①東京都環境確保条例の日常生活等に係る騒音の規制基準　　単位：デシベル

区域の区分		敷地の境界における音量					
	あてはめ地域	時間の区分					
		6 時	朝 8 時	昼間 19 時	夕 23 時	夜間 6 時	
第１種区域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 ＡＡ地域 第一種文教地区 田園住居地域 これらに接する地先、水面		40	45	40	40	
第２種区域	第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域 第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		45	50	45 20 時	45	
第３種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先、水面		55	60	55	50	
第４種区域	商業地域であって知事が指定する地域		60	70	60	55	

第２種、第３種又は第４種区域内の学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は、各欄に定める値から５デシベルを減じた値とする。

②東京都環境確保条例の日常生活等に係る振動の規制基準　　単位：デシベル

区域の区分	あてはめ地域	敷地の境界における振動の大きさ 時間の区分 8時　昼間　19時　夜間　8時
第１種区域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域 田園住居地域 第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	60（昼間）　55（夜間　20時）
第２種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65（昼間）　60（夜間）

学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、各欄に定める値から５デシベルを減じた値とする。

③商業宣伝を目的とする拡声機に係る音量基準　　単位：デシベル

区域の区分 あてはめ地域	音源直下から10メートルの地点における音量
第１種区域	第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域、 第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、 田園住居地域 第１種文教地区、用途地域の定めのない地域	55
第２種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、 これらに接する地先及び水面	60
第３種区域	商業地域であって、知事が指定する地域	75

④音響機器の使用制限

対象営業	飲食店営業
対象機器	カラオケ装置、電気蓄音機、拡声装置、有線ラジオ受信装置、録音及び再生装置、楽器
使用制限時間	午後11時から翌日の午前６時まで
その他	音が外部に漏れない場合は適用しない。 警察官の立ち入り指導ができる。



（５）騒音・振動の要請限度

①騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

（H15.4.1　北区告示第 102 号、改正　R2.5.21　北区告示第 440 号）　　単位：デシベル

区域の区分	あてはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌 6 時)
a 区域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域 （ＡＡ地域を含む） 田園住居地域	１車線	65	55
		２車線以上	70	65
		近接区域	75	70
b 区域	第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	１車線	65	55
		２車線以上 近接区域	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	１車線 ２車線以上 近接区域	75	70

※　騒音の評価は等価騒音レベルによるものとする

②振動規制法の道路交通振動に係る要請限度

（H15.4.1　北区告示第 106 号、改正　R2.5.21　北区告示第 443 号）　　単位：デシベル

区域の区分	あてはめ地域	敷地の境界における振動の大きさ			
		時間の区分			
		8 時	昼間	19 時	夜間　8 時
第１種区域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域 第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 田園住居地域 用途地域の定めのない地域		65	20 時	60
第２種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		70		65

（6）騒音・振動のめやす

①音のめやす

デシベル	め　　や　　す
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛（前方 2m）
100	電車が通るときのガード下
90	大声による独唱、騒々しい工場内・ピアノ
80	地下鉄の車内
70	掃除機、騒々しい事務所
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	深夜の市内、図書館
30	ささやき声
20	木の葉のふれあう音

②振動のめやす

デシベル	め　　や　　す
90	家屋が激しく揺れ、すわりのわるいものが倒れる
80	家屋が揺れ、戸・障子がガタガタと音をたてる
70	大勢の人に感じる程度のもので、戸・障子がわずかに動く
60	静止している人だけ感じる
50	人体に感じない程度

昭41年度 (1966)	・建築課に公害係が設けられる
昭42年度 (1967)	・北区議会、公害対策特別委員会を設置
昭43年度 (1968)	・王子米軍病院周辺へリコプター騒音調査実施 ・学童健康調査実施
昭44年度 (1969)	・東京都公害防止条例制定 ・公害課発足
昭45年度 (1970)	・区役所屋上に大気汚染自動測定記録装置を設置 ・東京都北区公害対策本部設置要綱制定 ・あき地の管理の適正化に関する条例制定
昭46年度 (1971)	・北区中小企業公害防止資金融資制度制定 ・東京都北区光化学スモッグ緊急時の措置要領制定
昭47年度 (1972)	・区民植木市事業開始 ・北区緑化推進本部設置要綱制定 ・北区の木、北区の花決定 ・北区緑化事業推進要綱制定
昭49年度 (1974)	・北区工場実態調査開始 ・美化推進モデル地区設置要綱制定
昭51年度 (1976)	・環境騒音区内全域調査
昭53年度 (1978)	・在来線鉄道騒音振動調査開始
昭54年度 (1979)	・第二岩淵小学校に大気汚染自動測定記録装置を設置
昭57年度 (1982)	・公害分析室設置
昭58年度 (1983)	・北区生垣造成助成金交付要綱制定 ・北区緑の実態調査実施（第1回） ・北区緑の意識調査実施 ・第一次北区基本計画策定
昭59年度 (1984)	・緑化推進係発足 ・組織改正により公害課から環境保全課に名称変更 ・河川生物生息調査開始 ・北区緑の基本構想策定 ・首都高速板橋足立線環境影響評価手続
昭60年度 (1985)	・都市高速鉄道第７号線駒込-岩渕町間建設事業 ・環境影響評価手続 ・親子緑化教室実施 ・北区みどりの条例制定
昭61年度 (1986)	・植物調査実施 ・北区緑の基本計画策定 ・新幹線騒音振動調査開始 ・子供緑化教室開始
昭62年度 (1987)	・昆虫調査実施 ・カラオケ騒音規制開始 ・メタノール自動車導入
昭63年度 (1988)	・第二次北区基本計画策定 ・北区特定大規模地域緑化推進事業助成金交付要綱制定 ・北区緑の実態調査実施（第2回） ・北区みどりのモデル地区等における生垣造成助成金交付要綱制定 ・野鳥調査実施 ・植物観察会開始 ・ホタル観察会開始 ・野鳥観察会開始 ・崖地樹林地実態調査
平元年度 (1989)	・小動物調査実施 ・都電荒川線沿線緑化事業開始 ・地球環境問題検討会設置(平成14年廃止)
平2年度 (1990)	・庁内における再生紙使用開始 ・庁内における古紙回収開始 ・工場認可抹消事務取扱要領制定 ・東日本旅客鉄道東北線赤羽駅付近高架化事業環境影響評価手続
平3年度 (1991)	・大気汚染緊急情報システムの整備
平4年度 (1992)	・電気自動車導入 ・石神井川自然観察コースの整備 ・東京都北清掃工場建設事業環境影響評価手続 ・快適環境検討委員会設置
平5年度 (1993)	・北区緑の実態調査実施（第3回） ・保護樹林の取得(赤羽北２丁目　1,278㎡[取得時]) ・赤羽緑道自然観察コースの整備 ・「北区みどりの基金」設立 (基金条例施行平成５年４月１日) ・自然ふれあい情報館準備 ・都市高速鉄道第７号線赤羽岩～浦和大門間 (都内部内)建設事業環境影響評価手続 ・北区メタノール自動車普及促進助成制度運営要綱制定
平6年度 (1994)	・保護樹林の取得(上十条１丁目　1,030㎡[取得時]) ・天然ガス自動車導入 ・北区立自然ふれあい情報館オープン ・石神井川自然観察コースの整備 ・北区快適環境基本計画策定 ・都市高速鉄道日暮里・舎人線建設事業環境影響評価手続
平7年度 (1995)	・北区快適環境行動・配慮指針策定 ・「十条野鳥の森緑地」整備
平8年度 (1996)	・環境自己診断書の取組、表彰式 ・都営桐ヶ丘団地建替、改善事業にかかる環境影響評価書の公示 ・こどもエコクラブ募集開始 ・グリーン購入検討開始
平9年度 (1997)	・みどりの現況調査実施 ・北区環境問題海外派遣実施 ・「北区役所快適環境行動配慮計画」策定
平10年度 (1998)	・組織改正により環境保全課から環境課に名称変更 ・荒川流域こども環境ネット発足 ・北区緑の実態調査実施（第4回）
平11年度 (1999)	・第2次北区緑の基本計画策定 ・環境美化宣言 ・北区廃棄物処理及び再利用に関する条例 (ポイ捨て防止)
平12年度 (2000)	・北区堀船印刷関連施設建設事業環境影響評価手続
平13年度 (2001)	・ISO14001認証取得準備開始 ・赤羽台団地建替事業環境影響評価手続
平14年度 (2002)	・北区地球温暖化対策実行計画策定 ・ISO14001認証取得
平15年度 (2003)	・ISO14001区立小・中学校、保育園追加認証取得 ・北区緑の実態調査実施（第5回） ・北区環境基本計画検討会設置
平16年度 (2004)	・環境リーダー養成講座開設
平17年度 (2005)	・元気環境共生都市宣言 ・北区環境基本計画策定 ・北区環境行動・配慮指針策定 ・東京都北区環境基本条例制定 ・ISO14001更新認可 ・植物調査実施
平18年度 (2006)	・環境ミュージカル上演(元気環境共生都市宣言記念イベント) ・野鳥調査実施 ・植物ガイドブック発行 ・豊島5丁目ダイオキシン対策
平19年度 (2007)	・昆虫・小動物調査実施 ・北区地球温暖化対策地域推進計画策定 ・日産化学の提訴によりダイオキシン裁判始まる ・野鳥ガイドブック発行

平20年度 (2008)	・新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成制度開始 ・北区環境大学事業開始 ・クール☆アース☆飛鳥山実施 ・路上喫煙の防止等に関する条例施行 ・昆虫・小動物ガイドブック発行 ・北区緑の実態調査実施（第6回） ・第3次北区役所地球温暖化対策実行計画策定
平21年度 (2009)	・エコアクション２１認証・登録 ・第3次北区緑の基本計画策定 ・みどりと環境の情報館（エコベルデ）オープン
平22年度 (2010)	・エコドライブ教習会実施 ・北区全域の植生調査及び野生生物情報データベース化 ・北区環境美化活動に関する実態調査
平23年度 (2011)	・都営桐ヶ丘団地（第4期・第5期）建替事業環境影響評価手続 ・北区生物マップ発行 ・エコアクション２１更新認可 ・空間放射線測定
平24年度 (2012)	・空間放射線量測定 ・第4次北区役所地球温暖化対策実行計画策定 ・北区のエネルギー施策に関する提言
平25年度 (2013)	・エコアクション２１更新認可 ・北区緑の実態調査実施（第７回） ・空間放射線量測定
平26年度 (2014)	・空間放射線量測定 ・北区環境基本計画2015策定 ・集合住宅 省エネコンサルタント派遣制度開始 ・東日本旅客鉄道赤羽線（十条駅付近）連続立体交差事業環境影響評価手続
平27年度 (2015)	・エコアクション２１更新認可 ・環境かるた「北区ecoかるた」作成 ・「北区ecoかるた大会」開始
平28年度 (2016)	・「省エネ道場」開始
平29年度 (2017)	・エコアクション２１更新認可 ・第5次北区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定 ・第2次北区地球温暖化対策地域推進計画策定
平30年度 (2018)	・北清掃工場建替事業環境影響評価手続 ・北区緑の実態調査実施（第8回）
令元年度 (2019)	・エコアクション２１更新認可 ・国立印刷局王子工場整備事業環境影響評価手続 ・北区緑の基本計画2020策定
令2年度 (2020)	・北区環境基本計画改定方針策定
令3年度 (2021)	・エコアクション２１更新認可 ・環境リーダー登録制度開始 ・ジュニア環境リーダー養成講座開設 ・北区ゼロカーボンシティ宣言 ・環境経営方針策定 ・ごみ屋敷相談要綱制定 ・堆積物等による管理不全な状態にある居住建築物等に係る相談取扱要綱制定
令4年度 (2022)	・北区環境基本計画2023策定 ・北区役所ゼロカーボン実行計画（第6次北区役所地球温暖化対策実行計画）策定 ・「北区ゼロカーボンシティロゴマーク」作成
令5年度 （2023）	・エコアクション２１更新認可 ・北区グリーンフェスタ2023（旧区民植木市）開催 ・北区緑の実態調査実施（第9回） ・「北区と中之条町との森林整備の実施に関する協定」を締結 ・美化推進地区事業開始
令6年度 （2024）	・「北区と清水町との森林整備の実施に関する協定」を締結 ・北区一般廃棄物処理基本計画2025策定 ・日本たばこ産業株式会社東京支社と連携協定を締結 ・北区グリーンフェスタ2024（旧区民植木市）開催 ・スポGOMI大会開始 ・ごみ拾い見える化ページ運用開始
令7年度 （2025）	・エコアクション２１更新認可 ・北区グリーンフェスタ2025（旧区民植木市）開催 ・王子駅前地区再開発計画事業環境影響評価手続

北区の環境（令和７年度実績）
令和８年10月発行

刊行物登録番号
８－３－０５２

発　行　東京都北区環境部環境政策課
〒114-0002
東京都北区王子１－１２－４
ＴＥＬ（３９０８）８６０３（直通）